

令和8年第2回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 6 月 1 日 (月曜日) 午前 8 時 5 9 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 発委第 1 号

提案～審議

第 7 議案第 1 号～議案第 9 号

提案～審議

第 8 議案第 10 号

提案～採決

○出席議員（９名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 原 源 次
 4 番 三 澤 澄 子
 6 番 山 崎 文 直

7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 笹 沼 美 保

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 尾 形 浩
 総 務 課 長 武 井 厚
 危機管理課長 宮 下 裕 司
 地域づくり推進課長 武 島 亮 子
 会 計 管 理 者 池 田 友 美
 財 務 課 長 唐 澤 大
 住民環境課長 有 賀 寛

健康医療課長 武 井 香 織
 福 祉 課 長 山 崎 一
 こども課長 太 田 祥 二
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 清 水 勝 宏
 建設水道課長 鈴 木 達 也
 教 育 次 長 高 橋 里 江
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 書 記 近 藤 隆 博

会議のてんまつ

令和8年6月1日

午前8時59分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） おはようございます。お疲れさまです。

一昨日5月30日に、村の三大イベントの一つである経ヶ岳バーティカルリミット改め、中央アルプス経ヶ岳ラウンドトレイルが開催され、コース変更により、これまで以上に経ヶ岳の魅力を知っていただくよい機会となりました。

6月4日には南箕輪小学校で、また、6月6日には南部小学校で運動会が予定されています。スポーツや農作業などの野外活動が活発になってくるこの時期ですが、まだ体が暑さに慣れておりませんので、熱中症に気をつけていただきたいと思います。

ただいまから、令和8年第2回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番、太田篤己議員、9番、唐澤由江議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました令和8年第2回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は議案10件、報告4件、発委1件であります。このうち、議案第10号は議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、請願1件が提出されております。

会期は、本日6月1日から6月12日までの12日間とし、この間で6月2日から6月8日までと11日は本会議を休会といたします。

また、最終日12日の開会時刻は午後3時を予定しています。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（笹沼 美保） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月12日までの12日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 皆さんおはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和8年第2回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席を賜り開会できますことに、お礼を申し上げます。

昨日5月31日をもちまして、企業会計を除く令和7年度の一般会計、特別会計が出納閉鎖となり、現在、取りまとめ事務を進めております。せんだって、概算の数字を御報告いたします。

歳入は90億3,000万円、歳出は84億6,000万円の見込みです。歳入歳出の差引きでは約5億7,000万円、このうち、令和7年度からの繰越事業として約2億3,000万円計上しておりますので、実質繰越額は約3億4,000万円の見込みです。当初予算では、繰越金を2億円見込みましたので、差引き1億4,000万円ほどが余裕財源となります。決算審査後の9月議会で予算化をいたします。

村税収入は約24億4,300万円で、前年度に比べ、約1億7,000万円増収見込みです。内訳は、個人住民税約1億1,700万円増、固定資産税約5,600万円増、法人住民税が約800万円減の見込みです。

ふるさと納税は、個人からのふるさと納税、企業版のふるさと納税、クラウドファンディングを合わせますと、合計で1億6,759万円となりました。返礼品の一部で総務省の認可を受けた内容と実態が相違した事案により寄附金の受入れを停止したため、令和6年度比、件数で約79%減、金額で約80%減となりました。

次に、本村の人口動態について申し上げます。

令和8年4月1日の人口は1万5,960人となり、1年間で19人の減少となりました。内訳は自然減が24人、社会増が8人となっています。県が発表した4月1日時点の年齢別人口推計によると、県内総人口は前年と比べ1万6,609人の減で、195万9,494人となりました。高齢化率は県下で最も低い24.3%、年少人口の割合は県内最高の14.6%です。

戸籍について、戸籍法の改正による振り仮名の市町村長による職権記載については、村では11月を予定しております。

合葬式墓地については、建設工事は8月末の竣工に向け予定どおり進んでおり、現在、納骨施設の設置工事に入っております。また、同時進行で募集等の準備を進めております。

ごみについて、近隣市町村で発生した発火性危険物の発火事案に伴い、各地区のステーションで不燃・資源の日に実施しておりましたモバイルバッテリー等の充電式小型家電（発火性危険物）の回収を5月から一時休止しております。安全性が確認でき、再開のめどがつかましたら周知を行ってまいります。

なお、役場では、開庁時に役場入り口にて発火性危険物の回収を引き続き行っておりますので、御利用をお願いいたします。

防災関係について、5月に入り全国的に大気の状態が不安定となり、東北から九州にかけて局地的な雷雨や激しい雨、ひょう、突風などへの注意が続いています。また、各地で地震も相次ぎ、南海トラフ地震をはじめとする巨大地震への不安も高まっています。

国においては、防災庁設置法案の審議が進み、防災力を高める動きが加速化しております。また、5月29日からは気象庁による新たな防災気象情報の運用が始まり、河川氾濫や大雨、土砂災害などの警報が5段階の警戒レベルと明確に結びつけて発表されるようになりました。

今月から出水期となり、集中豪雨や土砂災害の発生が予想されます。今、近づいている台

風の影響も懸念されるところであります。災害緊急時における対応力を一層高めるとともに、住民の皆様への日頃の備えの周知を進めてまいります。

村では、防災対策のさらなる充実を図るため、国の交付金を活用し、広域避難所に防災倉庫、避難所用テントやパーティションベッド、LEDタワーライト等の配備を進めてまいりたい意向であります。同時にセミナーも実施し、ハード・ソフト両面の体制を強化してまいります。

地域振興関係について、地域活動助成事業では、田畑区の物置やテント等の購入に対して250万円、神子柴区自主防災会の物置や折り畳みリヤカー等の購入に対して200万円の助成が決定をいたしました。

令和8年度の県の地域発元気づくり支援金の対象事業に、音楽イベントみなみみのわ森の音楽祭が内定をいたしました。今回からは、大芝高原の森林の魅力を訴える内容も加えて実施をまいります。

移住支援として、令和7年度は移住支援事業補助金は1件で130万円、奨学金返還補助金は17件で152万6,000円を交付いたしました。空き家補助金については、令和7年度は改修補助金は1件で49万5,000円、片づけ補助金は2件で20万円、成約補助金は3件で9万円を交付いたしました。

地域おこし協力隊は、本日現在で6人の隊員が活躍しています。

令和7年度の女性再就職トータルサポートセンターの利用状況は延べ232人、就職者は30人となりました。

まっくんバスについては4月から運行ルートを変更し、通学・通院、支援バスとしての運行が始まりました。

福祉関係については、4月からのまっくんバスの運行変更を踏まえ、これまでのタクシー利用料金助成事業を改定し、対象者や交付枚数、1回当たりの利用枚数を拡大した高齢者等タクシー利用料金助成事業を開始し、利用実績は増加しています。今後は、対象区分ごとの利用枚数の推移を観察し、事業評価を行ってまいります。

改定時期を迎える地域福祉計画、障がい者福祉計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画については、アンケート結果や給付実績、関係機関へのヒアリング等を通じて得られた資料を基に策定懇話会にて協議を行い、今年度中に完成予定であります。

令和7年度からの繰越しで実施いたします住民税非課税世帯等エアコン設置促進事業は4月の広報紙で告知し、現在、申請を受け付けております。

大芝高原森林関連では、アカマツについては、大芝高原森林づくり実施計画に沿って枯損木処理を行うとともに、今年度は、大芝キャンプ場エリア約2.7ヘクタールの伐採整備を予定しています。支障木を有する所有者の皆さんの意識を高め、立木の枯損や倒木などで事故に遭ったり責任が問われたりすることのないよう、間伐事業補助金の周知と活用を引き続き推進してまいります。

地域未来交付金事業を活用したグリーン・セーフティ・オアシス大芝高原プロジェクト事業では、ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事が始まってまいります。現在、工事請負契約を締結し、工事着手に向け打合せを行い、準備をしています。大芝の湯の営業については、当初5月11日から休館を予定していましたが、昨今の世界情勢の影響により資材調達が遅れているため、令和8年7月15日まで営業を継続することになりました。工事着手

後は工事の進捗管理、安全管理、関係者協議をしっかりと行い、令和9年2月1日の再開を目指し、進めてまいります。

ほかにも、ユニバーサルツーリズムモニターツアーの実施やツーリズムマップの作成、炭を中心とした新商品の開発等で、大芝を中心としたPR動画作成などの情報発信も併せて行っています。

また、公園内トイレの多目的化改修、アスレチック遊具の整備も行います。

村単独事業としては、フォレスト大芝の外壁修繕、味工房の屋根・外壁塗装、大芝湖水質改善のための調査などを実施しています。

第40回の大芝高原まつりは8月22日の開催となります。今年は駐車場の有料化やイベント会場の変更等、新たな試みを取り入れ、持続可能なお祭りとなるよう実行委員会で協議を重ねています。

また、5月30日には中央アルプス経ヶ岳ラウンドトレイルが開催され、632名の方に御参加をいただきました。新ルートを通じて、経ヶ岳の新たな魅力を知っていただく大会となったと思います。

産業関連で、まず農業につきましては、今年は農業委員会の改選の年であり、4月20日から新しい体制となります。昨年の12月議会において、農業委員を1名増とする内容で条例改正いたしましたので、本議会において、農業委員12名を新たな農業委員とする人事案件を議案として提出させていただきます。

田植も進み、収穫の秋に向けて農作業も本格化しております。冬の雪不足で心配された水不足は、春以降の降水量の多さで不安が払拭されましたが、これから猛暑となる長期予報もありますので、土地改良区などと連携を取り、農業にとって不可欠な水の確保に引き続き努めています。

先日の村農業再生協議会で発表した現時点での主食用米の作付予定面積は、昨年比0.8ヘクタール増の216.8ヘクタールとなり、また、風の村米だよりについては、ありがたいことに昨年比9.6ヘクタール増の83.2ヘクタールとなりました。目標としております100ヘクタールに向けて、今後も村一丸となって取り組んでまいります。

昨年と異なり、米の在庫余剰が課題となっております。今後は、村内外での物販やイベントなどに力を入れ、風の村米だよりのPRに努めています。

また、5月18日に設立された米サミットにも村は参画し、生産地と消費地が直接連携し、安定的に米が流通できる仕組みづくりを進めます。持続可能で強靱な食のサプライチェーンを構築することにより、毎年米の価格に左右されるのではなく、生産者が安定して米を生産できる状態を目指します。

昨年12月に、村では熊のゾーニング計画を策定いたしました。県では、今年度中に上伊那地域をモデル地区とした協議会を設置し、広域的な体制の構築、緊急時の指揮命令体制や役割分担を検討することとしております。第1回の協議会が間もなく開催される予定です。

商工関係につきましては、中東情勢によるナフサ不足など、多くの課題を抱えています。商工会が行った調査アンケートでは、特に製造業において大きな影響があるとの声が多い一方、価格転嫁ができていないとの声が多く寄せられております。先の見通せない状況が続く、地方の企業がさらに厳しい状況に陥ることも危惧されており、助成や補助を求める声も大きくなっています。商工会と連携をし、必要な対策について検討してまいります。

建設水道関係では、国庫補助事業として、通学路安全対策を継続実施している中込区の村道1098号線歩道整備工事をはじめ、傷んだ舗装の工事として、村道10号線舗装修繕工事、広域農道の大泉川高根橋の長寿命化修繕設計業務を計画しております。

その他単独費として、村道3号線、6号線、広域農道の舗装修繕工事、また、村計画・地区計画事業をはじめ、道水路維持管理、橋梁の定期点検や橋梁長寿命化計画に基づく補修工事などについてもできるだけ早期に発注し、早期完成に努めてまいります。

上水道では、昨年度から令和11年度の5年間で実施する第二世代交付金、現在は地域未来交付金と呼称が変わっておりますが、これを活用し、重要配水管の耐震化工事として、今年度は大芝公園内キャンプ場付近から広域農道の大泉川高根橋付近までと、昨年度実施した大芝公園内配水管工事の村道部分の舗装本復旧を行います。

単独費の工事としては、北原地区村道3001号線配水管耐震化工事を計画しています。第二配水池は、P Cタンク内の清掃作業を予定しており、その他、計量法による検満メーター機の更新など、安全・安心な水道の供給ができるよう、継続的な事業も含め、計画的に進めてまいります。

下水道では、ストックマネジメント計画に基づき、補助事業として浄化センター耐震化及び機械類実施設計業務、田畑地区のマンホール点検を行う管路点検業務、神子柴地区のマンホール継手耐震設計業務、沢尻中継ポンプ場の制御盤改築等の施設改築工事、神子柴地区の管渠更生工事を行います。

また、村単独費の工事として、住宅等建築造成に伴う管渠工事、公共柵設置工事も随時実施し、継続的な事業も含め、計画的に行ってまいります。

県の事業関係では、大泉川と県道南箕輪沢渡線の交差点改修工事及び道路改良工事については、今年度は昨年度に引き続き、下流部の河川工事と県道と河川交差点の工事実施のための仮設道路を設置する工事に着手する予定です。

交通安全対策事業として、国道361号の歩道整備工事については今年度も継続して実施し、国・県道の歩道マウントアップ解消工事は、国道153号神子柴地区で、昨年度の工事区間から南へ延長する形で実施しております。それぞれ早期完成を要望してまいります。

住民生活に直結するインフラ整備に関しても、大変厳しい財政状況にありますが、引き続き国庫補助事業等を活用しながら、効果的な事業を計画的に進めてまいります。

子ども・教育関係では、乳幼児を養育する世帯に対する経済支援として、今年度から開始する乳幼児おむつ用品購入助成券支給事業につきましては、助成券の名称をすくすくチケットとし、6月からゼロ歳児、1歳児の保護者に配付を行ってまいります。このチケットは、村内のドラッグストアなど7店舗で利用可能となっています。

小中学校は共に入学式を終え、新1年生は新しい環境に慣れつつあります。小学校では今週、運動会が開催されます。中学校では5月8日に恒例の経ヶ岳競歩大会が行われ、それぞれの自分の体力と向き合いながら、汗をかいている様子を拝見いたしました。

今年度の学校関係の施設整備事業ですが、建設事業は南箕輪小学校の旧学校給食センター改修工事、南校舎長寿化工事を進めるほか、南部小学校ではトイレ改修工事を行います。最近の中東情勢の影響が見通せない中ではありますが、状況を見極め、児童生徒への影響が最小限になるよう、工事については進めてまいります。

学校給食費については、国の学校給食費の抜本的な負担軽減により、4月から保護者負担

額を軽減しています。村では、小学生対象の国の補助金に加え、中学生にも村独自の補助を継続することで、小中学生がいる家庭への負担を和らげることとしています。今後も、経済情勢や気候変動により食材価格の高騰が続くことが予想されますが、安全で安心な、そして、おいしい給食を子供たちへ届けられるよう努めてまいります。

社会教育・公民館関係の施設整備事業につきましては、村民センターの舞台照明LED化工事、非常用発電機更新工事を進めています。住民の皆さんにはいましばらく不自由をおかけいたしますが、御理解くださいますようお願い申し上げます。

村民体育館では、現在、大規模改修工事を行っています。今後は卓球室の空調設備工事も控えており、住民の皆さんが快適に利用できる整備を進めます。

4月25日には、松本市で第35回長野県市町村対抗駅伝競走大会及び第21回長野県市町村対抗小学生駅伝競走大会が開催されました。駅伝競走大会は、49チーム中30位、村の部では14チーム中6位でした。小学生駅伝競走大会は62チーム中43位、村の部22チーム中13位でした。出場された皆さんの健闘を称えます。

本日から6月5日までの5日間、図書館を臨時休館し、事務室の一部を利用者スペースに拡張いたします。より利用者の方に満足していただける環境として整備を進めてまいります。

本定例会に提出いたしました案件は、議案10件、報告4件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（笹沼 美保） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和8年1月分から令和8年3月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。これを許可します。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。

南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の令和7年度の決算について、それぞれ確定しましたので、地方自治法第243条の3、第2項の規定により報告をいたします。

報告第3号は、令和7年度南箕輪村一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。12事業に関わる繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第4号は、令和7年度南箕輪村下水道事業会計予算の繰越計算書であります。公共下水道南箕輪浄化センター再構築基本設計及び実施設計の作成業務につきまして、発注後に国の下水道施設耐震対策指針が変更となり、検討する項目が増加となったため、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越しいたしましたので、同条第3項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書を御覧ください。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） これで行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、請願1件です。

会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

発委第1号「南箕輪村議会議員政治倫理条例」を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） 発委第1号「南箕輪村議会議員政治倫理条例」の趣旨説明を申し上げます。

この条例は、南箕輪村議会基本条例第2条の規定に基づき、南箕輪村議会議員に求められる政治倫理に関し必要な事項を定めることにより、公正で民主的な村政の発展に寄与することを目的として制定するものです。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

細部につきましては、議会事務局長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

高木議会事務局長。

事務局長（高木 謙治） 発委第1号の細部説明を申し上げます。

この条例は、南箕輪村議会議員に求められる政治倫理に関し必要な事項を定め、資質向上及び誠実かつ公正な職務遂行を達成するための条例として新たに制定するものであります。

1 ページを御覧ください。

第1条では、議会基本条例に基づき、本村議会議員に求められる政治倫理に関する必要な事項を定めるものです。これにより、公正で民主的な村政の健全な発展に寄与することを目的としています。

第2条では、議員は村民から厳粛に託された職責であることを深く自覚し、第3条に定める政治倫理基準を自ら厳格に遵守して活動しなければならないという最も根本的な責務を定めるものです。

第3条では、金品授受の禁止、SNS等での誹謗中傷、名誉毀損の禁止、ハラスメント行為の禁止など、議員が遵守すべき具体的な行動基準としての政治倫理基準を第1号から第8号までの項目を定めるものです。

第4条では、政治倫理基準に違反する疑いのあるとき、議員2人以上または有権者の100分の1以上の連署を持って議長に審査請求できる手続について定めるものです。

2 ページを御覧ください。

第5条、第6条では、議長による事前確認を経て、南箕輪村議会議員政治倫理審査会を設置し、設置された審査会が政治倫理基準に違反する行為が存在するか否かを審査・報告する仕組みについて定めるものです。

第7条から第9条では、審査会は議員6人以内で組織し、当事者等を審査会の委員から除外することなど、審査会の組織の体制、任期、会長及び副会長の職について定めるものです。

第10条では、会議の運営について、会議は非公開とし、議事は出席委員の過半数で決すること。

3 ページに進みまして、対象議員等への意見聴取や資料提出要求、弁明の機会の確保、有権者からの意見聴取について定めるものです。

第11条から第12条では、審査会から議長へ口頭注意、文書厳重注意、辞職勧告等の意見を付して報告し、議長から速やかに対象者等へ通知することを定めています。

第13条から第14条では、違反が認められた場合の議員や議長が取るべき措置及びその概要を速やかに村民へ公表する義務について定めるものです。

4 ページを御覧ください。

第15条は、議長または副議長が審査対象となった場合の職務代行者について定め、第16条では、その他条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めるとします。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 発委第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 大） それでは、議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の細部説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正によるものでございます。

主な内容は、住民税につきましては、寄附金税額控除の特別控除額の特例の算定式に係る復興特別所得税1.1%の課税期間の延長及び防衛特別所得税1.0%の創設に伴う改正で、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の様式につきまして、所得控除要件の見直しに伴い、扶養親族等の年間所得の見積額の欄が2区分から3区分へ変更となることに伴う改正、セルフメディケーション税制及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、優良住宅地等譲渡所得の特例の見直しに係る改正、特定暗号資産取引に係る譲渡所得に係る所得割の税率100分の3、総合課税から分離課税への改正。

固定資産税につきましては免税点、家屋につきましては20万円から30万円、償却資産につ

きましては、150万円から180万円の引上げに伴う改正及び所要の整備でございます。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、7ページを御覧ください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。

第34条の7、寄附金税額控除、地方税附則第5条の6、第3項及び第4項復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法改正に合わせた改正でございます。

36条の2、村民税の申告。続く36条の3の2までにつきましては、法規定の整備に伴う項ずれの反映及び字句の修正に係る改正でございます。

9ページ、第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、12ページ中第6項まで、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の範囲、所得税控除要件、区分の見直し等に伴う改正でございます。

続く12ページの第63条、固定資産税の免税点、家屋にあっては20万円から30万円、償却資産にあっては150万円から180万円に引き上げる改正でございます。

続く附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制の対象となる医薬品の令和9年度までとしていた適用期限の延長に伴う改正となります。

12ページ最終行から13ページにかかる附則第7条の3、個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除、続く附則第7条の3の2につきましては、法附則第5条の4、個人の道府県民税及び市町村民税の借入金等特別税額の改正に伴う改正、所要の整備及び適用期限の5年間の延長に伴う改正となります。

第7条の4、寄附金税額控除における特別控除額の特例、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う改正、所要の整備となります。

14ページ、第9条の2、寄附金税額控除の特例控除額に係る条項でございます。復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正でございます。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために都市等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例、第2項から15ページ第4項、課税の特例、引用する法附則の改正及び特例の見直しによる改正でございます。

なお、15ページの第4項につきましては、急傾斜地崩落危険区域及び土砂災害特別警戒区域をこの条項に規定する譲渡に該当しないものとみなす旨、規定されてございます。

附則第19条の4、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例、特定暗号資産取引に係る課税の見直しの法規定の新設に合わせて、改正及び所要の整備をするものでございます。

4ページにお戻りいただきまして、下段、附則でございます。

続く5ページ、第1条に施行期日を、令和9年1月1日としてございますが、各号の定めのある条項につきましては、それぞれ各号に定める日が施行日となります。

第2条に村民税に関する経過措置、6ページ第3条に固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4 番、三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4 番、三澤です。

これはかなり多くの改正がありますけれども、村税にかかる影響額がどのぐらいになる見込みかをお聞きしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 大） 4 番、三澤議員の質問にお答えします。

ちょっと順不同でお答えしますが、暗号資産につきましては、現在は雑所得に区分されております。総合課税として課税されてございますが、こちらが分離課税になります。

すみません、金額についてはちょっと今現在、検証中でございますが、一応そういうことで総合課税から分離課税に変わると。総合課税の場合は村税で 6 %、分離課税が 3 %になります。

次に、住宅借入金等特別税控除の件数について、これは令和 7 年度中の件数でございますが、こちらに該当するものが 586 件で、控除額が 2,403 万 811 円となります。

固定資産税の免税点の見直しによる影響につきましては、家屋 20 万円から 30 万円の見直し分につきましては、件数で 50 件、対象税額が 17 万 9,349 円でございます。償却資産 150 万円から 180 万円の見直し分につきましては、件数は 24 件、対象税額が 55 万 6,883 円となります。

その他に関しては、現在検証中でございます。具体的に申し上げることができません。御了承ください。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第 2 号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第 2 号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定されたことに伴い、条例の一部改正を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（宮下 裕司） それでは、議案第 2 号の細部説明を申し上げます。

今回の改正概要につきまして、消防団員や消防活動に協力した者等に関わる損害補償につきましては、非常勤、消防団員等に関わる損害補償基準を定める政令で定めており、この国の基準政令において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定されたため、当条例を改正するものでございます。

それでは、条項につきまして新旧対照表により説明させていただきますので、議案2ページを御覧いただきたいと思います。

条例第18条中の葬祭補償額31万5,000円から33万円に改正するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、下段となりますが、附則でございます。

施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、経過措置につきましては、本改正の同日前に支給すべき事由が発生した場合、従前の例によるものと定めております。

以上、細部説明とさせていただきます。

議 長（笹沼 美保） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村火入れに関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第3号「南箕輪村火入れに関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした林野火災注意報、火災警報の運用が開始されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水観光森林課長。

観光森林課長（清水 勝宏） それでは、議案第3号「南箕輪村火入れに関する条例の一部を改正する条例」について、細部説明を申し上げます。

本案は、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした林野火災注意報、火災警報の運用が開始されたことに伴い、森林法に基づく造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良を目的とした火入れに関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案2ページを御覧ください。

第14条第1項及び第2項については、共に火入れの中止について規定しておりますが、現在使用されていない異常乾燥注意報の発令を乾燥注意報の発表に改め、林野火災に関する注意報を新たに加えるものでございます。

1ページを御覧いただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議 長（笹沼 美保） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村合葬式墓地条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村合葬式墓地条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、生活様式の多様化に対応するため、共同で焼骨を埋蔵する合葬式墓地を整備するに当たり、南箕輪村合葬式墓地の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

有賀住民環境課長。

住民環境課長（有賀 寛） それでは、議案第4号につきまして、細部説明を申し上げます。

この条例は、提案理由でも申しましたように、南箕輪村合葬式墓地の設置及びその管理等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案1ページを御覧ください。

第1条は、条例の趣旨を定めております。

第2条は定義について定めており、合葬式墓地には埋蔵できる設備として、個別埋蔵場所と共同埋蔵場所がございます。

第3条は、名称及び位置について定めております。位置につきましては、南箕輪村2380番地151、村営富士塚運動場の西側になります。

第4条は墳墓の使用。

2ページ第5条では、使用の資格について、本村に本籍を有する方、または住民登録のある方など、4項目を定めております。

第6条では、使用の申請及び許可について定めております。

第7条使用料につきましては、個別埋蔵場所に埋蔵する場合、焼骨1体につき15万円、共同埋蔵場所に埋蔵する場合、焼骨1体につき5万円となります。なお、申請者が村に住民登録がない方につきましては、先ほどの使用料に100分の125を乗じて得た額となります。

3ページをお願いします。

第8条は、焼骨の埋蔵、第9条は墓誌掲示板の使用、第10条は使用权の譲渡などの禁止、第11条は使用权の継承、第12条は使用の中止等、第13条は埋蔵場所の移転、第14条は埋蔵した焼骨の返還等について定めております。

4ページをお願いします。

第15条は使用許可の取消し等、第16条は使用料の還付、第17条は委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は令和8年9月15日から施行するものでございますが、使用許可の申請、その他合葬式墓地を使用するために必要な準備行為につきましては、この条例の施行前においても行うことができることとしております。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第5号「南箕輪村宿泊税交付金基金条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第5号「南箕輪村宿泊税交付金基金条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、長野県宿泊税市町村交付金を南箕輪村の観光振興を図る事業の財源に充てるための基金を設置するため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水観光森林課長。

観光森林課長（清水 勝宏） それでは、議案第5号「南箕輪村宿泊税交付金基金条例」について、細部説明を申し上げます。

長野県が本日6月1日から施行する宿泊税については、県内市町村に交付金として交付され、市町村の独自施策または広域的かつ重点的施策に活用可能な目的税であり、村の観光振興を図る事業の財源に充てるため、基金を設置するものでございます。

それでは、議案1ページを御覧ください。

第1条につきましては、設置の目的を規定するものでございます。

第2条積立てにつきましては、積み立てる額については一般会計歳入歳出予算で定め、宿泊税交付金として長野県から交付される額のうち、予算で定める範囲内の額及びその基金の運用により生ずる収益の合計額とすることを規定するものでございます。

第3条管理につきましては、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有効な方法により保管しなければならないこと。

第4条は、基金の運用から生ずる収益については予算に計上し、この基金に編入することを規定するものでございます。

第5条については、処分についてでございますが、予算に計上して、基金の全部または一部を処分することができる規定をそれぞれ定めるものでございます。

第6条は、委任についての規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、西森議員。

1番（西森 一博） 1番、西森です。

第3条にあります、そのほかの最も確実かつ有利な方法とありますが、その保管方法を教

えてください。

議 長（笹沼 美保） 清水観光森林課長。

観光森林課長（清水 勝宏） 保管方法についてでございますが、通常の基金と同じように証書等により保管すると。会計管理者のほうで保管するということになるかと思います。

以上です。

議 長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

ただいまから10時5分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 10時04分

議 長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号「令和8年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第6号「令和8年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、4月の人事異動に伴う人件費、地域未来交付金事業に係る避難生活支援体制整備費の追加などの補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,232万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億7,122万2,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 大） それでは、議案第6号「令和8年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」の細部説明を申し上げます。

議案書22ページを御覧ください。

歳出に係る人件費から説明いたします。今回の補正予算では、提案理由にございましたとおり、4月の人事異動に伴い、人件費を計上しております全ての事業で補正しております。

それでは、給与費明細書から説明いたします。

1、特別職の一番下、比較欄でございますが、給与費のその他特別職、こちら9万9,000円につきましては後ほど該当事業で説明いたしますが、鳥獣被害対策実施隊の会議参加者33名への報酬でございます。

共済費の長等の減額につきましては、共済費負担率が下がったことに伴うものとなっております。

比較合計につきましては、給与費、共済費差引きで15万3,000円の減額となります。

続いて、23ページを御覧ください。

2、一般職、給与費、報酬につきましては、後ほど該当事業での説明とさせていただきます

すが、会計年度任用職員の雇用条件等の変更に伴う増額の補正となります。

給料につきましては、常勤職員数に変更はございませんが、当初予算編成時との職員構成の相違、退職者と補充者との人件費の差によるものとなります。

職員手当につきましては、下表の内訳のとおり、手当によって増減がございますが、給料で説明いたしましたとおり、職員構成の相違によるものとなります。

上表、総括の比較、給与費計につきましては、1,319万9,000円の減額となりまして、共済費につきましては、負担率が下がったことによるもので、1,439万5,000円の減額となり、合計で2,759万4,000円の減額となります。

以上の説明によりまして、各事業項目の1節報酬から4節共済費までの人件費で4月人事異動に伴うものにつきましては、各事業での説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書10ページを御覧ください。

3、歳出について御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、12目地域づくり推進事業費、こちらにつきましては、0240地域づくり総務事務の4月人事異動に伴う人件費の補正分と、次ページ、0242事業、地域づくり推進事業集落支援員退任による減額分の差引きがございます。

1節報酬でございますが、集落支援員の退任に伴い、278万4,000円の減額となります。

11ページを御覧いただき、3節職員手当等につきましては、常勤職員1名の配置で283万9,000円の増額、集落支援員1名の退任で71万9,000円の減額、差引きで212万円を計上しております。

8節旅費につきましては、集落支援員通勤費4万4,000円を不用額として補正してございます。

13目企画費、0241事業企画調整管理事務につきましては、地域おこし協力隊員の雇用等の契約形態の変更による人件費等に係る補正となります。

1節報酬につきましては、協力隊1名を委託から会計年度任用職員とする任用形態変更に伴う会計年度任用職員の報酬となります。

3節職員手当等につきましては、こちらも任用の変更に伴う協力隊員1名の期末勤勉手当となります。

7節報償費につきましては、協力隊員1名の委託から会計年度任用職員への任用の変更による379万2,000円の減額と、別に予算計上しております協力隊員の活動時間の増に伴う73万2,000円の増額の差額分、276万円を減額するものでございます。

8節旅費につきましては、任用の変更に係る協力隊員の通勤費となります。

11節役務費につきましては、村ウェブサイト、国・県関係のサイトで募集をしております協力隊員、こちら農業施策の支援に係る協力隊員を2名募集しておりますが、より多くの農業関係者がアクセスする募集効果の高い求人サイトへの募集広告を掲載するための広告料となります。

12節委託料につきましては、0246公共交通対策事業に係るまっくんバス8月分の運行委託料となります。

17節備品購入費、集落支援員の業務用ノートパソコンの更新・購入費用でございます。

18節負担金、補助及び交付金、任用の変更に伴う不用額57万1,000円と、特別交付税算定要件による備品購入費に組み替えました20万円の合計額、77万1,000円を減額するものでござ

ざいます。

14ページを御覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費、0342児童発達支援事業、10節需用費、療育施設たけのこ園園庭遊具の点検報告に基づく2連ブランコのロープ及び着地面の是正にかかる修繕費となります。

続きまして、3 目児童福祉施設費、0345こども館運営事業、22節償還金、利子及び割引料、こちらにつきましては、子ども・子育て支援交付金、事業費の確定による清算金でございます。

15ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目予防費、0406市町村母子保健事業、10節需用費、乳幼児おむつ用購入券すくすくチケットの必要数の補充に係る印刷代となります。

0402保健指導事業、22節償還金、利子及び割引料、こちらにつきましては、地域自殺対策強化補助金、事業の確定による清算返還金でございます。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費、0411塵芥処理事業、17節備品購入費、役場で一定期間保管しますリチウムイオン電池等発火性危険物を安全に保管するための耐火性収納箱の購入費でございます。

16ページを御覧ください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、0605農業振興事業、1 節報酬、先ほど説明しました給与費その他特別職の報酬でございますが、鳥獣対策実施隊、こちらは村猟友会の会員等で構成されますが、そちらの会議に係る33名分の報酬となります。

11節役務費、学校給食センターに配置しております職員の業務で使用するスマートフォンの整備に係る通信運搬費となります。

18節負担金、補助及び交付金、こちらは0606経営所得安定対策推進事業の経営所得安定対策推進事業補助金の内示に伴う増額分2万4,000円と、0611農業経営強化推進事業、こちら営農センター運営費負担金の増額分、42万円の合算額となります。

営農センターへの負担金の増額の内容は、有償ボランティアの草刈作業の際に貸与できる刈払機及び附属品となるアタッチメント、バッテリー、充電器等、2 台の整備に係る費用となります。

17ページを御覧ください。

6 款農林水産業費、2 項林業費、2 目林業振興費、0653森林セラピー推進事業、8 節旅費、東京都で開催されます森林セラピー全国ネットワーク会議総会へ出席します職員4名の旅費となります。

7 款商工費、1 項商工費、3 目観光費、0703観光振興事業、1 節報酬、こちら、当初の予定と実採用との雇用条件等の差異による24万1,000円の増額分を計上するものでございます。

18ページを御覧ください。

3 節職員手当等につきましては、4 月人事異動による常勤職員の20万1,000円の減額分と、先ほど説明いたしました会計年度任用職員の雇用条件等の差異による増額分5万9,000円の差額、14万2,000円を減額するものでございます。

8 節旅費につきましては、同じ会計年度任用職員の雇用条件の差異によるものでございます。

19ページを御覧ください。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、0910非常備消防事務、7節報償費、退団者の確定による消防団員退職報償費の増額補正でございます。

3目消防施設費、0910消防施設整備事業、こちらにつきましては、久保区及び南原区屯所のLED化工事に係る工事費の価格高騰による不足額の補正となります。こちらにつきましては、後ほど歳入の項目で説明いたしますが、工事費の増に伴いまして、地区負担金も増額となります。

5目防災対策費、0930防災対策事業、こちらの事業につきましては、歳入の項目で説明いたしますが、18節負担金を除き、地域未来交付金及び一般社団法人関東地域づくり協会の採択事業となります。

それでは、12節委託料でございますが、避難者生活支援体制強化セミナー3回に係る委託料となります。

14節工事費、こちらにつきましては、説明欄記載の防災倉庫整備工事費（地域防災緊急整備型）こちらの2,640万円が地域未来交付金の採択事業で、97万5,000円が関東地域づくり協会採択事業の工事費で、合わせて2,737万5,000円となります。

17節備品購入費につきましては、次世代型浄水器5セット、トイレワンタッチテント54セット、プライバシーテント・簡易ベッドセットで200セット、充電式LEDタワーライト27セットで、合わせて2,677万2,000円を計上してあります。

18節負担金、補助及び交付金、こちらにつきましては、4月から配置の職員の特殊無線技士養成課程の受講に要する負担金となります。

20ページを御覧いただき、10款教育費、1項教育総務費、4目教育振興費、1005教育振興事務、12節委託料、大芝高原のアカマツの間伐材を活用した南箕輪小学校児童用机天板の張替業務の業務費の高騰に伴う補正となります。

10款教育費、6項社会教育費、1目社会教育総務費、1030社会教育総務事務、1節報酬、こちらも雇用条件の変更、勤務時間の増に伴う補正でございます。

21ページを御覧ください。

10款教育費、6項社会教育費、6目社会教育施設費、1058村民センター管理事務、10節需用費、消防施設点検の報告を受け、是正を要する消火器の更新に係る費用でございます。

11節役務費につきましては、既存の消火器の処理手数料となります。

10款教育費、7項保健体育費、1目保健体育総務費、1060保健体育総務管理事務、18節負担金、補助及び交付金、村認定地域クラブ13クラブへの活動支援で、交付要綱に基づく備品・消耗品の購入に係る費用を見込んでおります。

なお、後ほど歳入の項目で説明いたします、交付の決定をうけました地域クラブ活動等支援補助金事業の対象事業費となります。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、585万6,000円を減額して、歳入歳出額を調整させていただくものでございます。

8ページにお戻りいただきまして、2、歳入を御覧ください。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、1節環境性能割交付金でございます。自動車税等の環境性能割の廃止に伴う制度の廃止による補正でございます。

11款地方特例交付金、1項個人住民税減収補填特例交付金、1目個人住民税減収補填特例交付金、1節個人住民税減収補填特例交付金、こちらの特例交付金につきましては、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律に規定する住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税の減収を補填する地方特例交付金で、県通知による概算交付額と合わせる補正となります。

11款地方交付金、3項自動車税等減収補填特例交付金、1目自動車税等減収補填特例交付金、1節自動車税等減収補填特例交付金、こちらが自動車税の環境性能割の減収見込額を一般国道等及び市町村道の延長及び面積に応じて交付されますが、こちらも県通知による概算交付額と合わせる補正となります。

11款地方交付金、4項譲与税等減収補填特例交付金、1目譲与税等減収補填特例交付金、1節譲与税等減収補填特例交付金、当分の関税率の廃止による地方揮発油譲与税の減収見込額に応じて交付されます。こちらも、県通知による概算交付額と合わせる補正となります。

14款分担金及び負担金、1項分担金、9目消防費分担金、3節消防施設等分担金、こちら久保区、南原区屯所LED化工事工事費の増額に伴う地元負担金でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、9目消防費国庫補助金、4節地域未来交付金、先ほど19ページで説明しました0930防災対策事業に係る交付金でございます。交付率につきましては、対象経費の2分の1となっております。

おめくりいただきまして、16款国庫支出金、2項国庫補助金、10目教育費国庫補助金、3節地域クラブ活動等支援補助金、21ページで説明いたしました認定地域クラブへの活動支援補助金を含め、休日の地域クラブ活動等の支援に係る指導者謝金、消耗品、手数料等を対象事業費としております地方スポーツ振興費補助金及び文化芸術振興費補助金で、補助率は国・県3分の1ずつとなっております。

17款県支出金、2項県補助金、6目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、16ページで説明いたしました0606経営所得安定対策推進事業に係る補助金でございます。内示によるものでございます。

10目教育費県補助金、3節社会教育費補助金、当初予定で地域クラブ活動体制整備補助金としておりまして、369万円を歳出と計上していましたが、先ほどの国庫支出金で説明いたしました地方スポーツ振興費補助金等の制度の概要が年度末に示されまして、4月に交付申請、交付の決定を受けました国・県で3分の1ずつとなりますので、国庫補助金と同額の210万1,000円の収入を見込んでおります。県補助金では158万9,000円の減額となりますが、国県合わせてでは、差引き51万2,000円のプラスとなります。

22款諸収入、5項雑入、1目雑入、4節雑入、19ページで説明いたしました0930防災対策事業工事請負費、防災倉庫整備工事費97万5,000円を対象経費とする一般社団法人関東づくり協会からの助成金でございます。

23款村債、1項村債、9目消防費、5節公共事業等債、同じく0930防災対策事業に係る起債分となります。

以上が歳入の説明となります。

5ページにお戻りいただきまして、第2表 地方債補正でございます。

0930防災対策事業の避難生活体制整備事業に係る公共事業等債を追加するものでございます。

以上で、議案第6号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、山崎議員。

6番（山崎 文直） 6番、山崎です。

19ページの5の防災対策費のところの18、負担金補助の交付金の一番下にあります負担金、無線従事者養成課程負担金、金額的には2万3,000円でありますけれども、この種の資格というかこれは、無線の技術に対する資格というのが何か幾つかあります。私も個人のハムという資格は持っているんですけれども、例えば、これは1回取ると、例えば職員の方が取った場合には、ほかの課に移ったときも、その資格が継続して使えるものなのかどうかという部分のところを教えてくださいと思います。

議長（笹沼 美保） 宮下危機管理課長。

危機管理課長（宮下 裕司） それでは、山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の補正で上げさせていただいているのは、2級の陸上特殊無線技士の資格となります。簡単にいいますと、村の防災無線に従事する職員等が該当となります。

その免許の効力ですが、時代に伴って制度等も変わっておりまして、免許自体は交付はされますが、私も過去受講させていただいておりまして、その資格についてちょっと最新の任期というか、期間というのを確認しておりませんので、その件については、後ほどお答えさせていただきますと思います。

以上となります。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

1番、西森議員。

1番（西森 一博） 1番、西森です。

15ページの衛生費、塵芥処理費のリチウムイオン電池等の耐火性収納箱の購入費とあります。こちらの収納箱は、今の役場の玄関のところで電池を捨てられるというか、持ってこれるようになっていますが、そこに設置されるものなのかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 大） 西森議員の質問にお答えします。

昨年度設置しました役場の庁舎東のごみ倉庫のほうに保管します。玄関には現在の入物を置いて、その都度その都度運んで、あそこで保管する形になるということでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第7号「令和8年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第7号「令和8年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護報酬臨時改定が行われたことにより、事業所管理システムの改修が必要になり、予備費からの組み替えにより必要な予算を確保するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

予算書の最後のページ、4ページを御覧ください。歳出を説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、8万8,000円を増額補正するものであります。これは11節役務費で、内容は、介護保険台帳管理システムの改修業務に係る手数料でございます。令和8年3月に示された介護報酬改定ですけれども、内容は介護職員等処遇改善加算の拡充という内容でございますので、このことにより、事業所管理システムの改修が必要になったためでございます。

続きまして、9款1項1目予備費でございますが、補正額8万8,000円を予備費からの組み替えにより確保しますので、歳入の変更はございません。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議 長（笹沼 美保） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第8号「令和8年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第8号「令和8年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を560万6,000円増額し、支出総額を2億7,422万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

鈴木建設水道課長。

建設水道課長（鈴木 達也） それでは、議案第8号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書の4ページを御覧ください。

収益的支出を御説明いたします。

1款1項5目の総係費の1節給料から30節負担金につきましては、職員の人事異動に伴い、560万6,000円を増額補正するものでございます。

5ページから7ページは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を538万円増額して、2,733万5,000円とするものでございます。

以上、議案第8号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第9号「令和8年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第9号「令和8年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入、支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を95万7,000円減額し、支出総額を5億8,529万3,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

鈴木建設水道課長。

建設水道課長（鈴木 達也） それでは、議案第9号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項5目総係費の1節給料から30節負担金につきましては、職員の人事異動に伴い、95万7,000円を減額補正するものでございます。

5ページから7ページは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を83万8,000円減額して、1,963万7,000円とするものでございます。

以上、議案第9号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案の上程を行います。

議案第10号「南箕輪村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第10号「南箕輪村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、提案理由を申し上げます。

本案は、農業委員会の委員が令和8年7月19日付で任期満了となることに伴い、別記のとおり委員を任命したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は3年です。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御同意をいただきますようお願い申し上げます。

議 長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

有賀産業課長。

産業課長（有賀 正浩） それでは、議案第10号の細部説明を申し上げます。

まず、農業委員会の委員の内訳につきましては、村長が任命する12名の農業委員、農業委員会長が委嘱する4名の農地最適化推進委員、合わせて16名の構成となり、村長が任命する12名の農業委員につきまして、議会の同意が必要となっております。

農業委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項により、農業委員会の事務に関して利害関係を要しない中立的な立場の委員を含むこと。第9条第1項により、農業者が組織する団体等に候補者の推薦を求めること。そして、一般公募することが必要とされております。

このことを踏まえまして、JAと商工会からの推薦、一般公募、そして、区からの推薦により農業委員12名が選出されました。12名につきましては、農業委員会長などで構成される評価委員会により、全員についての的確であると報告がありましたので、議会の同意を求めるものであります。

それでは、1ページの名簿を御覧ください。

まず、倉田明彦さんにつきましては、農業者団体としてJAからの推薦、原聡美さんにつきましては、中立的な立場として商工会からの推薦、永由喜芳さんにつきましては、一般公募であります。

以降は、地区推薦の委員となります。

塩ノ井区に加藤直樹さん、北殿区の小林美晴さん、南殿区の藤田政幸さん、田畑区の酒井文代さん、神子柴区の太田和也さん、沢尻区に加藤賢司さん、南原区の伊澤武善さん、大芝区の小口雄一さん、大泉区の唐澤喜廣さん、合計12名の方を農業委員として同意を求めるものとなります。

また、認定農業者の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるようにするという法律の趣旨から、農業委員の過半数は認定農業者であることが求められています。しかし、当村は認定農業者の数が規定より少ないため、認定農業者過半要件の例外が適応され、認定農業者に準ずる者を含め過半数であることが必要となります。さらにそれでも困難な場合は、4分の1以上であることが求められています。

認定農業者に準ずる者としましては、地域計画に位置づけられた農業者や農業経営基盤強化促進法に規定する村の基本構想の水準に達している者などが該当してきます。また、認定農業者過半要件の例外を適応する場合には、議会に対して説明することが必要であるとされております。

このことを踏まえまして、名簿の区分欄を御覧ください。

永由喜芳さんと酒井文代さんの2名は、地域計画に位置づけられた農業者記号のへ、かつ基本構想水準達成者であります。加藤賢司さん、伊澤武善さんの2名につきましては、地域計画に位置づけられた農業者へであります。したがって、12名のうち4名が認定農業者に準ずる者であり、4分の1を超えることになります。

なお、今回の委員の任期につきましては、令和8年7月20日から3年間となります。

以上、議案第10号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第10号「南箕輪村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

12人の同意について、一括で採決することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は一括で採決することにいたしました。

議案第10号を採決します。

議案第10号「南箕輪村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前10時46分

議 事 日 程 (第2号)

令和8年6月9日(火曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(質問順位第1番から)

9番 唐 澤 由 江

8番 太 田 篤 己

1番 西 森 一 博

6番 山 崎 文 直

7番 百 瀬 輝 和

2番 都 志 今朝一

○出席議員（９名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 原 源 次
 4 番 三 澤 澄 子
 6 番 山 崎 文 直

7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 笹 沼 美 保

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 尾 形 浩
 総 務 課 長 武 井 厚
 危機管理課長 宮 下 裕 司
 地域づくり推進課長 武 島 亮 子
 会 計 管 理 者 池 田 友 美
 財 務 課 長 唐 澤 大
 住民環境課長 有 賀 寛

健康医療課長 武 井 香 織
 福 祉 課 長 山 崎 一
 こども課長 太 田 祥 二
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 清 水 勝 宏
 建設水道課長 鈴 木 達 也
 教 育 次 長 高 橋 里 江
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議会事務局書記 近 藤 隆 博

会議のてんまつ

令和8年6月9日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） おはようございます。お疲れさまです。

会議に入る前に御報告いたします。6番、山崎文直議員から遅れてくる旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

議席番号9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 議席番号9番、唐澤由江です。

あらかじめ通告した5件について、村長に一般質問いたします。よろしくお願いいたします。

1番、「公園ワークショップ」開催を。

遊び、憩いをテーマに子供の成長における公園の重要性、インクルーシブ公園について話し合う公園ワークショップを開催し、課題や在り方を研究してみたいという問題ですが、2期目村長公約にもあるように、子供の居場所づくりの公園の在り方、このたび、念願の大泉あおぞら公園が6月2日、開園となりました。あずまや、2連ブランコ、すべり台、トイレがあり、どう子供たちが遊び、集うのか。ただ、暑い日のすべり台は火傷をする事案があるようで、注意喚起が大切です。

この公園設置を私は、令和3年の一般質問で提言いたしました。大泉15組の子供がとまり木のように各家の駐車場に止まり、会話を楽しんでいたが、どこか不自然にあちこち家の形どおりに座っておりました。大泉が吹上線に沿って家が立ち並び、本当に公園があればよいのではと思ったところです。

議会だより146号のところで、私は前に地区の公園設置の内容はということで、どうなっているかという質問を村長にいたしました。計画している大泉公園の場所の選定は地区で検討することになっているが、危険が生じないよう考慮する必要がある。青地の農地転用を検討してはどうか。大泉区の要望に基づき、地区計画事業で進めている。候補地の選定や地権者の交渉は、基本的に大泉区で進めているという村長の答弁です。

子供の安全性を考慮し、検討したい。候補地が交通量の多い道路沿いであった場合は、ボールが道路へ飛び出す危険が少なくなるよう、駐車場の配置やスペースの必要性など、安全を十分に配慮するようにしたい。村が行う公園設置であれば、農業振興地域除外が可能と

なり、農地転用も許可不要で取扱い可能だが、農地保全の観点や将来的に農地を分断しないよう、できる限り白地での検討をお願いしたいというふうに言っております。

また、公園設置には地元負担金がかかり、区の負担が増大するが、分担金の見直しはできないかという質問に対し、将来、新しい公園の設置は数が限られると予想している。これまでとの公平性の観点から、分担金については現状のままと考えているというふうにされております。

現在の場所が候補地に挙がり、土地代は安価なものとなったわけですが、その際、たまり場になったらうるさいのではという声も聞いたり、区民もあのきれいな公園を見て満足したものだと思います。また、新公園にはごみステーションが設置され、もう一つできたことで、住民としての利便性も上がったことだと思います。ただ、区の管理ということですので、多くの問題や課題があると思います。

ここでワークショップを開催したらどうかと思いますが、村長のお考えをお伺いします。
議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号9番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

「公園ワークショップ」開催をという御提案をいただいております。

子供にとって遊びは、健やかな成長の土台となる大切な営みであり、身近な公園は体を動かす力、友達との関わり、想像力や挑戦する気持ちを育む場として重要な役割を担っております。

公園は本来、年齢や障がいの有無、家庭環境などにかかわらず、誰もが利用できる場所であるべきですが、障がいのある子供や御家族にとっては、遊具の構造や移動のしやすさ、周囲の理解などにより、利用しづらさを感じる場合がございます。近年、誰もが一緒に遊び過ごせる、議員御提案のインクルーシブな公園づくりは重要な視点でございます。

村内の公園は大芝公園を除き、各区に維持管理をいただいております。村としては、安全・安心に利用していただくための点検を行い、日常的な管理や使い方については、地域の実情に応じて対応をいただいております。

御紹介いただいた公園ワークショップは、子供、中高生、高齢者、障がいのある方など、多世代、多様な利用者の視点から、公園の在り方や維持管理、ルールづくりを考える参考になる取組でございます。

本村の地域公園は、先ほど申し上げましたが、各区により維持管理されているものが多いことから、こういったワークショップを村で一律に開催するよりかは、各区の管理状況や地域の声を尊重して進めることが大切であると考えています。

大泉の新しくできましたあおぞら公園をはじめ、今後新たな遊具の設置の際など、機会ごとに各区において公園の多世代での活用、インクルーシブな環境づくり、遊具のルール見直しなど、話し合いを進めたい意向があれば公園ワークショップは有効な手段でございますので、村としても地域に向けてこういった公園ワークショップを紹介し、共に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 前向きな答弁をいただきました。

昨日のNHKでも、都会でビルが立ち並び、そんな中、公園の在り方が余白とか公共的な価値があるというような報道がありました。やっぱり今後、どう使っていくかを真剣に考えながらみんなで話し合ったり、相談し合ったりして関わりを持っていきたいと思います。

2番に移ります。

野良猫の不妊・去勢に対する考えは。

野良猫と地域猫の村の実態はということですが、村報の4月号に暮らしの情報というところに、猫の避妊・去勢手術費用の一部補助というのがありました。

対象者、飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせる方、地域猫を管理されている方等。申込みとしては、村内に在住で活動する団体の代表者、村長が多頭飼育を行っていると認めた方というようなことで、手術を受ける際に申し込む必要があるということでした。

補助の金額は、猫の避妊・去勢手術費用に対し、1匹につき3,000円というものです。

野良猫と地域猫の村の実態はどうなっているのか。

大泉では、野良猫がある家に住み着き、屋外で餌をもらって家の周りを自由に走り回っている箇所が幾つもあります。多くの猫がいて珍しくない状況です。猫屋敷と言われる家も何軒もあります。うろうろと道で見かける猫が多く、地域猫の村の認識と実態は。また、問題意識を持っている人があまりいないのではないかと感じるようです。

(1) についてお願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 野良猫と地域猫に関する御質問でございます。

まず野良猫とは、飼い主がいなく、地域において特段の管理がされていない猫を指します。餌や排せつ物の管理がされていない場合、ふん尿被害や鳴き声、過剰繁殖などにつながり、近隣トラブルの原因となることがございます。

一方、地域猫は飼い主はいないものの、地域住民の理解と一定のルールの下で不妊去勢手術・給餌、ふん尿対策などが行われ、その地域で見守られている猫を指します。

地域猫活動は、猫を単に保護する活動ではなく、無秩序な繁殖を抑え、生活環境への影響を減らしていくための取組です。そのためには、地域住民の合意と協力、管理のルールづくりが必要になってまいります。

村の現状であります、軽井沢町などのように地域住民が主体となってルールを定め、地域猫として管理している活動が村内で定着している状況にはございません。

議員から御説明ありましたが、南箕輪村では現在、飼い主のいない猫の繁殖抑制を目的として、猫繁殖制限手術費補助金により不妊去勢手術への支援を行っております。したがって、現時点では地域猫活動を村全体で制度的に進めているというよりも、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないための繁殖抑制を補助制度により支援している段階であると捉えています。

相談状況につきましては、野良猫によるふん尿被害、鳴き声などに関する相談が年に5件程度寄せられております。相談があった際には現場の状況を確認し、餌を与えている方がいらっしゃる場合には、無責任な給餌とならないよう指導を行うなど、状況に応じて対応しています。

地域猫活動については、現在1地区から相談をいただいておりますが、実際に地域猫活動として継続的に取り組んでいる状況ではありません。また、猫屋敷と呼ばれる多頭飼養の問

題につきましては、住民環境課と福祉課が連携し、現状把握に努めています。必要に応じて飼養者への訪問、指導、猫繁殖制限手術費補助金の活用案内などを行い、生活環境の悪化や飼養困難な状況につながらないよう対応しています。

今後も野良猫に関する相談や地域猫活動に関する情報の把握に努めるとともに、地域の実情に応じて、繁殖抑制、適切・適正な給餌、ふん尿対策などについて、関係課と連携しながら対応してまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） まだ相談件数も僅かな件数かなとも思いますが、野良猫に困っている地域もある中、不妊・去勢手術費助成の状況と利用促進の考えは。

2 番、お願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 不妊去勢手術費助成の質問でございます。

村では、昨年度から南箕輪村猫繁殖制限手術費補助金を創設し、猫の避妊・去勢手術に対して、1 匹当たり3,000円の補助を行っています。

補助の状況につきましては、昨年度は24匹分、総額7万2,000円を交付いたしました。今年度につきましては、6月15日時点で2匹分の6,000円の補助を行っています。

今後は、相談があった地域や猫による生活環境への影響が見られる地域を主として、補助制度の周知をさらに進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。3 番に移ります。

「まっくんおにぎりケース」販売は。

中学生議会での提案から実現した「まっくんおにぎりケース」が好評で、購入希望がある。非売品ではなく、販売してはということですが、議会だより153号の紙面に載っているまっくんおにぎりケースを見ても、とても欲しくなるようなケースだと思います。

中学生議会と若者議会の要望で実現した2025年中学生議会の願いを実現。南箕輪村をPRするため、まっくんをデザインしたグッズを作ってという提案から、かわいいオリジナルおにぎりケースが完成し、中学3年生へプレゼントされた。まっくんのデザインのケースは誰でも欲しくなります。米消費拡大にもつながります。せっかくの機会です。安価でよいので売ってみてはいかがでしょうか。

北原地区の村民の声を聞く会で、郷土愛を育み、村を出ても帰ってきてくれるような風土をつくらないといけないといった御意見がありました。ささいなことかもしれませんが、まっくんが力を発揮してくれるのではと思います。

例えば、観光協会推奨品にとか、Tシャツのように注文を取って売るとか、ある高校の同窓会長などは、あちこちコラボしてグッズを売っているというようなことも聞いております。やはり、役場の職員としても民間感覚がほしいと思って、このまっくんおにぎりケースの販売について提案したわけです。

村長のお考えをお聞きます。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 「まっくんおにぎりケース」について、販売してはという御提案をいただいております。

昨年、南箕輪中学校3年生が総合的な学習の時間に、若者が将来帰って来たい村にするために自分たちにできることというテーマで、村のPRにつながるアイデアとして、このおにぎりケースをはじめ、様々なグッズの御提案をいただきました。

そういった複数の御提案の中から、中高生が日常的に使いやすく、村への愛着にもつながりやすいものとして、まっくんおにぎりケースを製作いたしました。調べてみたところ、メジャーなキャラクターを使ったおにぎりケースというのは市場にあふれておりますが、いわゆるゆるゆるキャラを使ったおにぎりケースというのは、現在くまモン以外には見当たらず、良い目線かなと思っておりました。

この実際作ったおにぎりケースは、考案に関わった当時の3年生166人に記念品として贈呈したほか、現在、残りは村のイベントや移住相談、PRの機会などにノベルティーとして活用しています。

販売をできないかというところで開発公社のほうに意向を確認いたしましたが、現時点では、なかなか予定はないということでした。

一方で、中学生が村のことを考え形にしてくれた、大変意義のある取組でございます。現在、米価の高騰などにより米の消費動向にも変化が見られる中で、村としても、地元産米の消費拡大はこれから重要な課題によりなっていくと認識をしています。

そういった状況もありますので、例えば、風の村米だよりなど村内産米のPRと組み合わせ、5キログラムを買うと一つもらえとか、そういった間接的な販売としてまっくんおにぎりケースを活用することは、米の消費喚起と村のPRを同時にできる方法としても考えられますので、そういった面で考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 風の村米だよりと一緒に合わせてというお考えをお聞きして、安心したところです。ぜひ販売していただくようお願いいたします。

4番に移ります。

図書館でのAIの活用は。

蔵書点検の実施方法ということで、以前私、図書館についてもちょっと一般質問をして、記事があるんですが、ちょっと読ませていただきます。

図書館は開館から31年経過し、狭いという声がある。知の拠点として図書館の果たす役割は大きい。自主学习スペース、学習室、平成20年建設の世代間交流施設もあります。改修計画はあるか。

教育長、開館当時から人口は1.4倍、蔵書が4.7倍、貸出冊数1.4倍に伸びた。居心地のよさ、醸し出す雰囲気などを大事にしつつ拡張できないか検討しているが、難しさがある。本棚や備品の移動等、レイアウトで工夫をしたいということで、図書館が1日から広くなりました。拡張はこれ以上無理だからレイアウトを変えろということで、今回のレイアウトで支所の机を村民センターに置き、2人のカウンターで対応したいということで、工夫を凝らして貸出

業務がされると思います。

蔵書点検の実施方法についてお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 唐澤議員の御質問、蔵書点検の実施方法についてお答えいたします。

南箕輪村図書館では、毎年9月1日から10月30日までの6日間を特別点検日と定め、所蔵する本や雑誌、DVDなどの資料を確認する蔵書点検を行っております。

蔵書点検とは、図書館の蔵書がきちんと館内にあるか、また、日本十進分類法などに基づき正しい配列がなされているか、破損している図書や内容が古過ぎて、蔵書とするのにはふさわしくない図書がないかなど、図書館の蔵書の正しい所在や蔵書の現況を確かめる作業です。

蔵書点検の作業では、館内の本1冊1冊を所蔵データと照らし合わせ、所在状況が一致するかを確かめており、もし一致しないものがあれば、館内を探すことになります。この一連の作業を行う間、図書館を休館する必要があります。

当館は現在、バーコードによる蔵書管理を行っております。点検時には、職員3～4人体制で約8万冊の資料のバーコードをハンディスキャナーで読み取り、所蔵データと照合し、所在の確認をしております。読み取り作業自体は3日間程度で終了しますが、残りの期間で本棚の入替えや除籍資料及び買替え資料の選定などを、長期休館時にしかできない整備作業として併せて行っております。

以上であります。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 蔵書点検はやはり大切な作業であるということが分かりました。

それで、蔵書点検のための休館を減らすために、AIによる蔵書管理サポートサービスの活用を検討してはという質問なんです。愛知県の田原市の赤羽根図書館で、AIによる蔵書管理サポートサービスシェルフアイを導入した。本の背表紙画像をAIで解析する技術を用いたサービスで、蔵書背表紙画像を読み取り、複数冊を一括で認識し貸出処理を行うセルフ貸出しや、背表紙や表紙の画像を用いて推薦本をインターネット上に展示する仮想本棚などのサービスを行う。

窓口の混雑時や窓口休止時間中、12時から13時でもセルフ貸出機を使って貸出し手続きができることから、図書館利用の利便性の向上が、また、年一度実施する蔵書点検も短時間でできることから、業務の効率が見込まれているということで、村図書でそういったAIによるサポートサービスを導入する考えがあるかお聞きいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 御質問のAIによる蔵書管理サポートサービスの活用を検討してみてもいいについてお答えをいたします。

赤羽根図書館が導入したシェルフアイは蔵書点検だけでなく、貸出しにおいても、利用者、図書館双方にメリットのあるシステムであります。蔵書点検については、AIを活用して本の背表紙を画像で蔵書管理することで職員の作業時間を短縮し、短縮した分を別の業務に充

てることや、蔵書点検による休館日を減らすことも期待できます。

一方で、蔵書購入時の追加登録作業や絵本など複本がある場合、あるいは、雑誌や紙芝居など、背表紙の画像の読み取りが難しい場合の照合作業の負担が懸念されます。

A I による画像での蔵書管理サポートサービスを当館で活用する場合は、現在の管理システムからの切替えが必要となります。現在のシステムは上伊那 8 市町村全体で共通利用しているため、上伊那全体での導入コスト、運用コストも視野に入れ、今後、先進地の事例を研究してまいりたいと思います。

図書館は、赤ちゃんから年配の方まで幅広い世代の方が利用される施設です。限られたスタッフで利用者に丁寧な対面サービスが行えるよう、また、時代に合った住民サービスの充実に向けて、御提案いただいた A I の活用方法についても研究してまいります。

以上であります。

議 長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） やはり A I の技術利用は、人間が生きていく上で大事なることかなと思いますので、御検討よろしく願いいたします。

5 番の最後の質問に移ります。

学級閉鎖時の給食の対応は。

学級閉鎖時の給食の対応として、廃棄することがないように、有効活用の方法は考えられているのかお伺いします。

私、様々な感染症により、学級閉鎖時の給食の対応として、廃棄することがないように有効活用を望んでいるのですが、なかなかその地産地消の会議にも何回か参加しているのですが、学校給食センターの量が大量に食材が使われていると思われまます。どのように処理されているのかをお聞きしたいと思います。お願いします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） 学級閉鎖時の給食の対応として、廃棄することがないように、有効活用を考えているかという御質問であります。

学級閉鎖時における給食食材の廃棄については、適切に対処すべき課題であると認識しております。

現在、どのように対応しているかについて申し上げます。

学級閉鎖が決定した場合は、栄養教諭及び栄養士が速やかに食材の納入業者へ連絡を取り、対応可能な業者は、直ちに納品数量の変更やキャンセル等の調整を行っております。納入を止めることができなかった食材は納入となります。そのうち、穀物や根菜類など日もちのする食材については、適切に保管した上で、後日の献立に組み込んでおります。

一方、生鮮食品など日もちのしない食材については、全校分として調理し、登校している他の学級へ配分をしております。

例えば、南箕輪村学校給食センターでは、小中学校で常時合計 38 学級分の給食を調理しており、仮に 1 クラスから 2 クラスが学級閉鎖になったとしても、残り 36 から 37 学級に配分をして、廃棄が生じない対応をしております。また、登校時に急遽学級閉鎖が決定した場合などにおいても、可能な限り児童生徒に給食を喫食させてからの下校とするなど、工夫をしております。

このように、納入業者の協力、各給食調理場並びに学校現場において廃棄を出さないよう、柔軟な対応に努めておるところであります。

保護者の皆さんからお預かりしている大切な給食費で購入している食材でもありますので、今後も各学校や納入業者との連携を密にし、貴重な食材を廃棄することなく児童生徒の健全な成長につながるよう、給食の食品ロスの削減に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） きめ細やかに適切に対応されているということで、本当にありがたいなと思います。

そういったことで、本当に学校給食のその食材が無駄にならないように、地産地消でより栄養のある給食を食べていただけることが大切かと思います。

ちょっと先ほど野良猫のところで、ごめんなさい、ちょっと言い忘れたんですが、お聞きするわけじゃなくて、ちょっと紹介をしたいと思います。

野良猫の不妊・去勢手術費をクラウドファンディングで募集しているということの記事を見ました。香川県丸亀市で、野良猫の不妊・去勢費をクラウドファンディングふるさと納税で募っているといいます。1匹当たり1万円を上限に個人・団体を補助する制度を始めて、予算がもう尽きてしまったので、クラウドファンディングを活用して150万円を集め、追加措置を取ることにしたということで、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金に150万円集まったという話を聞きましたので、さっきの野良猫の管理で指導が必要で、たくさんそういった手術をしなきゃいけない場合があった場合には、そういったふるさと納税をやってみてはどうかと思います。申し訳ありません。前に言わなくて。

昨日、上伊那対策協議会、農政対策協議会に行ってまいりまして、総会でJAの関係職員が決まったんですが、その帰りにまっくんバスを見ました。「麦畑まっくんバスの新路線」という俳句を読んできました。そのまっくんバスに乗っている子供たちを見たら大勢いましたので、本当にまっくんバスはよかったかと、新路線と思いました。

これで私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（笹沼 美保） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから9時45分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時44分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号8番、太田篤己議員。

8 番（太田 篤己） 議席番号8番、太田篤己です。

通告に基づきまして、大綱1点、真に持続可能な自治会運営に向けた現状認識と今後の支援策について質問をいたします。

我が南箕輪村は、これまで若年者の移住人口増加によって現在県下一若く、活力ある村となっております。しかし、その裏で、地域コミュニティの基盤である自治会、いわゆる区や組の運営は大きな転機を迎えています。

これまで村は持続可能な自治会検討委員会を設置し、自治会の負担軽減や各区の概要を記

載したパンフレットを作成し、このコミュニティ「区」っていうやつですね。これを作成して転入の際に配布するなど、一定の支援を行ってこられました。その努力は評価したいと思います。

しかし、議会で開催している村民の声を聞く会などにおいて村民の声に耳を傾けますと、役員の成り手がいない。あるいは様々な行事がなくなり、人のつながりが希薄になっている。それから、10年後の自治会がどうなっているのか不安だ。村でも共に考えてほしいといった悲鳴に近い意見が今なお絶えません。

私は、地域コミュニティの維持に向けた一連の改革はいまだ道半ばであり、根本的な構造改革に踏み込む時期に来ていると考えます。形だけの存続ではなく、住民が無理なく楽しく関われる真に持続可能な自治体へと脱皮するために、村はどのようなビジョンを持ち、どう伴走していくのか。

以下の4点について質問をいたします。明快な答弁をお願いいたします。

まず1点目でございますけれども、自治会が抱える課題の現状認識についてお伺いをいたします。

村内の自治会は12の区やこれを支える組、これを基礎として農業関連であったり、共有財産の組合、あるいは消防、伝統文化の維持していく会ですね、こういったもの、様々ないろいろなコミュニティと深く関わっております。自治会を維持していくためには、新しい人材の加入は欠かせません。

自治会加入率の当面の推移と、それから移住者の自治会未加入に伴う地域コミュニティの分断リスク、持続リスクへの認識をお伺いします。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号8番、太田議員の御質問にお答えをいたします。

真に持続可能な自治会運営に向けた現状認識と今後の支援策について、4項目にわたっての御質問をいただいております。

まず、自治会が抱える課題の現状認識についてお答えをいたします。

自治会の加入率であります。村全体の一戸建て世帯における加入率の直近5年間の推移であります。令和3年度が87.8%、令和4年度が87.2%、令和5年度が86.9%、令和6年度が85.5%、令和7年度が83.1%となっており、年々低下している状況でございます。この傾向は本村だけのものではありません。全国的に地方においては加入率の低下傾向が報道されており、多くの自治体に共通する課題として捉えております。世帯構成やライフスタイルの変化、御近所付き合いに対する意識の変化など、社会の変化が主な要因になっていると受け止めています。

また、自治会加入率の回復については、全国的に多くの自治体が課題として取り組んでおりますが、この加入率を大きく回復させる手法が一般的に確立している状況ではないと認識をしています。

その上で、加入促進の取組としては、転入時の窓口案内、加入促進チラシの配布、未加入世帯への丁寧な説明、不動産業者や住宅開発事業者との連携、新築住宅や集合住宅への早期アプローチ、自治会活動の見える化、役員負担の軽減、デジタル回覧などが各自治体で広く行われています。ただし、これらは加入率を回復させる特効薬ではなく、加入の機会を逃さ

ず、自治会の役割を分かりやすく伝え、参加しやすい環境を整えるための地道な取組でございます。

本村の自治会は12の区や組を基礎としながら、農業関連、共有財産、消防・防災、環境美化、伝統文化、地域行事など、暮らしに深く関わる多くの役割を担っています。これは、行政では代替ができない地域の支え合いの基盤であると思います。

移住者、転入者の自治会未加入に伴う分断リスク、持続リスクについての認識についてお答えをいたします。

まず、地域コミュニティの分断リスクです。これは、世代、居住歴、自治会加入の有無、地域活動への参加状況などによって、住民同士のつながりや情報共有、地域への関心、負担感に差が生じ、地域としての一体感や合意形成の力が弱まるリスクであると認識をしています。同じ地域に住みながらも、住民同士の距離が広がってしまうことが懸念をされています。

次に、持続リスクについてです。役員の成り手不足、高齢化、加入率の低下、行事や共同作業への参加者減少などにより、これまで地域が担ってきた活動や支え合いの仕組みを従来どおり維持することが難しくなるリスクと認識をしています。特に防災・防犯、除雪などの非日常業務は地域の安心を支える重要な機能であり、担い手が限られていくことは、非日常時の対応力の低下につながりかねません。

この2つのリスクは、負担の差が分断を生み、分断がさらに担い手不足を深刻化させるという関係にあるものと認識をしております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 続きまして2番目、移住者と伝統的コミュニティをつなぐ接点創出の仕組みづくりをということで質問をいたします。

ただいま村長のほうの答弁にもございましたように、旧住民と新住民、移住者の間に日常的な接点がない。区や組への勧誘がしたがって困難な現状があると、そんなふうに認識しております。

村の移住・定住施策において、家を建てて住むまでの支援ということだけではなく、住んだ後の地域コミュニティ、区や組への参加を支援することがとても大事であるということは、先ほどのお話の中にあっただとおります。

新住民にとって、自治会はお金と時間を削られる割にメリットが見えない組織というふうに映って、関与を拒否するケースが多々見られます。これは、どこの地域でも同じだと思います。今はこういったとにかく面倒くさいとか、そういった感覚の方がどうしても増えてきているのも現実でございます。

そういった中で、いろいろな施策を各自治体あるいは地域でコミュニティも取っているわけでございますけれども、なかなか難しいというのが現状だと思っております。

この自治会の意義や必要性の啓発ということは、ただ重要な部分であると思っております。各自治会が主体となって行っているわけですが、現場の区長さんや役員の方の力にも、もう限界があるというところがございます。

村でも先ほど示したようにパンフレットを配って、移転・加入時にこの村に来るときに、村のほうでも一定のこの辺の説明がなされているということは承知しておりますけれども、村がこの移住・転入時に自治会の役割の詳細、防災・防犯、ごみ収集等のルールや何かを伝

える、そういったビギナー向けのガイダンスやガイドブックを作成して、この地域コミュニティの内容についての周知徹底を図っていったらどうかということでございます。

また、村のホームページでも、各区ごとの広報動画等を公開していくと、このような仕組みづくりを村が主導的になっていったらどうかということを提案、提言させていただきます。

ちなみに、これらの提案自体は、令和5年度の自治会検討委員会が始まったときの初回の自治会検討委員会の委員によるワークショップの中でもこれについては同様な意見が出されておりまして、ちょっとそのときの議事録から内容を読ませていただきますけれども、その区がどんなことをしているのか、あるいは、加入するとどんなメリットがあるのか知らない人が多いんじゃないかと。であれば、村から広報する場をつくってこないかと。例えば、ホームページに載せるとか、あるいはケーブルテレビで宣伝するとか。各区の状況を区民に知らしめれば、あるいは未加入者であれば、若い人が移住してくるというときに、どんな地域なんだろうということを事前に知るという意味で、そんなことができないかなということを書いていらっしゃる委員の方もいらっしゃいます。

このような意見もある中で、私のほうではこのパンフレットのバージョンアップといいましか、ブラッシュアップしたもの、あるいはホームページでの広報動画等を公開していくというような施策を取ったらいかがかということでございます。

答弁をよろしく願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 移住者と伝統的コミュニティをつなぐ接点創出の仕組みづくりについて、お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、転入者・移住者の皆さんにとって自治会や区、組の役割は、外から見ただけでは分かりにくい面があると認識をしています。特に自治会活動が会費や役員、作業などの負担として先に受け止められてしまい、地域の安心や暮らしを支えている役割が十分に伝わりにくいことは、加入促進を進める上で大きな課題として捉えています。

一方、南箕輪村は、昭和40年代から移住者の増加により、県下トップレベルの人口増加率を保ってきましたが、近年については加入率低下傾向にあるものの、これまで長い間、ほかの自治体と比べて、この自治会の加入率の低下が南箕輪村だけ顕著に低下しているというわけではありませんでした。そのため、移住者が加入率低下の主要因と捉える論点については、掘り下げる必要があると思います。村としては、高齢者の脱退のほうも大きな課題であると捉えています。

現在、転入された方に対して、転入届出の際に地域づくり推進課、地域振興係の職員が個別に区や組への加入について案内を行っております。

その際、先ほど議員にも御紹介いただきました全村共通のパンフレットである南箕輪村のコミュニティの「区」、それに加えまして、転入者がお住まいになる各区専用の暮らしのテキストをお渡しし、地域コミュニティの仕組みやそれぞれの区の活動内容について理解していただける取組を、近年は過去と比較して手厚く行うようになりました。また、ごみの収集のルールなど日常生活に関わる内容につきましても、担当部署から動画を交えて説明を行っております。これらの資料については、村ウェブサイトにも掲載し、必要な情報にアクセスできるようにしております。

一方で、これまでのように区長や役員の皆さんが個別に勧誘し、地域の中で自然につながりをつくっていく方法だけでは、議員御指摘のとおり、限界が生じているものと受け止めています。

議員御提案の転入者向けのビギナー向けガイダンスやガイドブック、また、各区ごとの広報動画などについては、移住者ともともといた方の、また、地域コミュニティとの接点をつくる手法として有効な選択肢の一つであると思います。特に自治会の役割をお願いや負担から伝えるのではなく、防災・防犯、見守り、災害時の助け合いなど、非日常を中心とした暮らしを支える身近な仕組みとして分かりやすく伝えることも重要であると思います。

また、令和5年度の自治会検討委員会における委員ワークショップの中でも同様の趣旨の意見が出されておりますので、今回の御提案は、現場の皆さんの問題意識とも重なるものと認識しております。

広報動画については、各区によって活動内容、課題、伝えたい内容が異なりますので、村が一方向的に作成するのではなく、各区と相談し、効果的な内容や負担の少ない作成方法を研究してまいります。

いずれにいたしましても、自治会加入の促進は区や組だけに任せるのではなく、村としても、転入者が地域と自然とつながり、安心して暮らしていくための大切な支援であると考えています。

また、この移住者と地域コミュニティをつなぐ接点の創出という観点から申し上げますと、村では今年から、農地の草刈りを副業として始める取組を試験的に始めております。今、この村には移住してきた方がたくさんいらっしゃいますが、なかなか地域と関わりを持てない、そういった若い方がたくさん村内にいらっしゃいますので、そういった方々が、例えば、草刈りなどで地域貢献型の副業、そういった切り口からこの地域に関わっていただく、そんな発想もこれからは大事ではないかと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。村でもいろいろな取組をされているということでございますので、ぜひこの点について、またこういった新しいブラッシュアップしたものをどんどん取り入れていただいて、様々な形でこの接点をつくっていただくということをお願いできればと思います。

次でございますが、拒否されない自治会への構造改革支援をということで、これは、自治会側の構造改革についてでございます。

伝統的な運営方法のまま若い移住者を誘っても、現役世代のライフスタイルに合わず、拒否されるのは必然というふうに思われます。役務をいきなり引き継いでやってくださいというお願いをするのではなくて、まずは単発のイベントのお手伝いや、例えば、地域のお祭りの夏祭りですとかいろんなお祭りがあつたりしますが、そういったもののお手伝いをちょっとお願いをするとか、また、それぞれ移住者の方もいろんな仕事の中でいろんな得意分野、あるいは自分の趣味でのいろんな得意な分野もあろうかと思います。

こういったものをいろいろ活用して、スポットの参画、この自治会の活動にスポットで参画できるような仕組みの導入を村が何らかの形でマニュアル化して、ひとつこれは各自治会のほう、区ですとかそういったところに、全国の中ではこんな取組もありますよというよう

なものも紹介をしていただいたりして、こういったマニュアルづくりができないかということで、これについて質問をいたします。よろしく御答弁お願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 拒否されない自治会への構造改革支援についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、ライフスタイルが多様化する中で、従来どおりの役員、行事、作業の担い方を、そのまま前提として若い世代や転入者の方に加入をお願いしても、負担感が先に立ち、加入につながりにくい面があると認識をしています。特に共働き世帯、子育て世帯、単身世帯などにとっては、自治会に加入すると、すぐに役員や作業行事の負担が発生するのではないかという不安があります。

実際、そういった事例があったことも若い世代から訴えを受けておりまして、加入2年目で当時あった衛生部長を務めて、何も知らない中大変な思いをしたとか、入った年に日赤のトップをやらされて、しかも男性だったのでちょっとなかなか、そういった何も知らない若者にお願いするといった事例もを受けておりまして、そういった事例が積み重なりますとそれが広がっていった、それが加入をためらう大きな要因になっていく、そういったものであると受け止めています。

先ほど申し上げましたとおり、自治会加入を促進する全国共通の特効薬はありません。したがって、転入時の案内や情報発信を充実させるだけでなく、議員御指摘のとおり、自治会そのものが、現代の暮らし方に合った参加しやすい形へ変わっていくことも重要な視点でございます。

その意味で、まずは単発の行事の手伝いや短時間の作業、得意分野を生かした広報、IT、デザイン、会計補助、そういったことを、できることから地域に関わっていただく仕組みは大変重要であると考えます。先ほどの草刈りもそういった面があるのかなと思います。

こうした関わり方を認めていくことが、若い世代や転入者にとっての心理的ハードルを下げ、結果として、自治会への理解や参加につながっていくものと思います。

同時に、その仕組みをしたとしても、実際に自治会活動に伴う負担は決して小さくないものであると認識をしています。そうであるならば、これまでのように無償の奉仕に頼るのではなく、有償ボランティアや謝礼の考え方も今後は重要になってくると私は考えています。

行政としても、これまで自治会活動によって、地域の見守りや防災、環境美化、行事運営など、多くの地域機能が無償に近い形で支えられてきたことを改めて重く受け止める必要があります。

今後もこうした現在のような地域の力を維持していくためには、地域活動を単なる善意や昔からやっているという慣例に頼り続けるのではなく、必要に応じて財源を投資し、地域のために関わることの価値をきちんと認めていく視点が重要であると思います。

自治会側の構造改革ももちろん必要ですし、行政側の考え方も大きく改めなくてはならない、そういう時期に来ていると思います。

現在村では、久保・北殿・田畑・神子柴の4地区に村負担で集落支援員を配置しており、区長や役員の皆さんの事務負担の軽減、会議や行事の運営補助、地域課題の整理などを行っています。私には集落支援員の配置は、そういった考えの第一歩であると捉え

ています。

こうした取組を具体化していくためには、全村一律の制度設計、マニュアル等ではなく、実際の地区の中で施行し、課題を確認しながら改善していくことが重要ではないかと思います。

先ほどの単発参加、得意分野でのスポット参画、有償ボランティア、デジタル活用、また、作成したガイドラインの実践などについても、各区の実情に応じて検討を深めていく必要があると考えております。この点については次の御質問にも関わりますので、後ほど詳しく申し上げます。

自治会は、地域を維持するための大切な基盤であります。一方で、これまでと同じ形、そのまま続けるだけでは、担い手の確保が難しくなっていることも事実でございます。村としては、加入をお願いする自治体から関わりたい自治体へ転換していけるよう、各区の主体性を尊重しながら、各区に寄り添った支援を今後も進めてまいりたいという考えでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） この自治会への拒否されないということにつきましては、本当に簡単なことではないので、先ほど村長のほうでもおっしゃっていましたが、現在の自治会自体の高齢化による、高齢者もういろいろできないと、活動ができないという方が現実が増えていきます。これに代わるやっぱり新しい人が少しずつ入ってこないとなかなか難しいと。維持していくのは困難な自治会であるというふうに思います。

その中で、やはり楽しくないと、なかなか加入もしていただけないというふうに私は思います。

こういった点でもちょっと一例を紹介させていただきますと、神子柴地区でボッチャの会というのを2年ほど前に立ち上げられて、やっている方がいらっしゃいます。当初、私も設立のときからちょっと顔を出させていただいていますけれども、最初は20人ぐらいで始めたような形だったと思いますが、今現在お聞きしますと、六十数名加入者がいらっしゃるということで、小学生からいきますと、90歳、もう100歳近い98歳ぐらいの御近所のおばあさんたちも参加していると。神子柴だけで始めたんですけれども、今は村内のほかの区からも希望、いろいろ口コミが伝わったのかそういった方々が参加をされて、現在の60名を超えるような大所帯になっているというふうに聞いています。

何て言うんですかね、あまり縛りがあってとか、ルールがあってどうこうというんじゃないくて、日曜の午後にちょっとボッチャをみんなで楽しみましょうというような会ですので、緩やかな会なんですけれども、そういった取組もあると。

これも一つ、今、自治会という形の中でやっているわけではないんですけれども、そういったいろんな事例があるということもみんなに知ってもらうという意味でも、そういった場を設けられればというふうに思いまして、次の4番でございますけれども、早急に持続可能な自治会検討委員会の再設置をということで質問させていただきます。

自治会業務の整理につきましては、おおむね成果が出たと思います。当初、令和5年に第1回の自治会検討委員会が始まった時点でのこの目的といいますか、これの検討をやったことについては、行政協力業務の変革や削減、それから2番目、他団体依頼業務の変革、3番目として、自治会運営業務の変革、ガイドラインの策定をすることによって負担軽減につな

げると、こういった3点について始めるというふうに、当初、村長のほうでも話があったというふうに思います。

これらにつきましては、自治会の存続あるいはその自治会役員の負担軽減、自治会そのものの負担軽減ということもそうですけれども、そういった中では当然大事な部分で、村と連携してここについては本当にこの自治会検討委員会の中でそれが決められて、実際にもう今そういう形で運営をされているという中で、非常に成果があって評価できることだというふうに思います。

ただ、今でも村民の声を聞く会等では出てくる意見の中では、先ほども申しましたけれども、いろいろな意見が出されております。

自治会の存続において最も重要な課題というのは、やはり負担軽減は一つのその対策ではございますけれども、やはり新しい人材の加入と。これはもうどうしても必要であると。高齢者がどうしても脱退というんではないですけど、高齢者が組を辞めたいというケースは、区でもそれは話はよく聞きます。

ただ、それは原因といいますか、その理由っていうのは、要はいろんな係になったときに役員ができない、これが一番の理由です。ですので、役員にならなんでしょう組には残りますよとか、組としての存続は何とかやりましょうという御意見も私はお聞きしております。

ですので、これは高齢者もつなぎ止めるということも必要なことでありますので、そういった形で新しい人材はどうしてもやっぱり入ってきていただかないと、次を担う人がいないということになりますので、この部分が一番本件、本丸の一番問題な課題であろうと思います。

そういった中で、早期にその第二弾である持続可能な自治会検討委員会、これを立ち上げて、様々な課題、これをもう一回検討していただいて、これに対する様々な対応っていうのも各区で独自にいろんなことをお聞きすれば、やっぱりやっていらっしゃるんだなというふうに思いますし、そういったものをもっと幅広いそういった意見、あるいはそういったことをやっていることを紹介をしてもらって、そういうことをやってそういう成果が上がっているのかということも皆さんに知っていただくためにも、この自治会検討委員会でそういったものを幅広くみんなに知ってもらって、いろんな施策につなげていっていただくということが必要かと思います。

そういった意味で、ぜひこの第二弾の自治会検討委員会、これについて早急に再設置をして、この問題について検討をしていただきたいということをお願いをしまして、私のほうの提言というものにちょっと代えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 早急に持続可能な自治会検討委員会の再設置をという御提言をいただいております。

村では令和5年度から3年間、持続可能な自治会検討委員会を設置いたしまして、自治会業務の整理や負担軽減、持続可能な自治会への在り方について検討を重ねてまいりました。

その成果の一つとして、令和6年度には自治会の困り事に関するヒント集としてガイドラインを作成し、各区へ配布しています。各区におかれましては、その中で取り組みそうなものがありましたら、積極的に活用していただきたいと思います。

一方で、議員御指摘のとおり、自治会の存続において最も重要な課題の一つは、新しい人材の加入、特に転入者や若い世代の参加でございます。業務を整理し、負担を軽減することは大切ですが、担い手そのものが増えていかなければ、自治会の持続可能性は確保できません。

今回、検討委員会の再設置を提言いただいております。

これまでの検討委員会では、全地区を対象に議論を行ってまいりました。そのため、各地区の規模、歴史、加入率、役員体制、地域行事、共有財産の有無など、置かれている状況の違いが大きく、どうしても一般論の整理にとどまりやすい面、また、そのせいで議論が深まらない面がありました。結果として、議論は重ねても、各地区で具体的な実践に結びつける、そういった難しさがあったものと受け止めています。

そのため、今後については、単に従来と同じ形で全村的な検討委員会を再設置するのではなく、より実効性のある形が望ましいと私は思います。具体的には、希望する地区あるいは課題意識の高い地区をモデル地区として、区の役員の皆さん、また、可能であれば移住してきた若い方も参画していただき、その地区の実情に応じた検討を行い、実践まで持っていく形が望ましいのではないかと思います。

例えば、先ほどから御提案いただいている動画の作成や、今、検討を進めているデジタル回覧の活用、転入者への加入促進、役員負担軽減、行事や作業の見直し、スポット参画の仕組みなど、そういったことに加えまして、先ほど私が申し上げました行政の積極的な投資、こういったところもモデル地区の中で具体的に検討し、実践につなげていければと思います。

これは、先ほどから申し上げております接点づくりと受皿づくりを実際の地区の中で一体的に進める取組でございます。その上で、モデル地区の中で効果のあった取組や課題を区長会等で全村に共有し、ほかの地区にも横展開していくやり方が今の段階ではいいのではないかと私は思います。

地区ごとに事情も課題も大きく異なりますので、村が一律の答えを示すのではなく、あくまでも各区の主体性を尊重しながら、必要な支援を村が行っていく、そういったことが住民自治の強化にもつながっていくと思います。

整理いたしますと、今後、区長会等で情報共有や意見交換を継続し、次の段階として、モデル地区による実効性のある検討の場づくり、これができないか検討してまいりたいと思います。

とはいえ、これまで述べてきた内容は実は私の構想によるものが多く、まだ職員の皆さんに賛同を得たとか、意見をいただいているとかそういう段階ではございません。現場の職員には、さらに有用なアイデアを持っている方もいらっしゃるかもしれません。ですので、今回の案を決定とせず、職員の皆様とも議論をしながら方向性については決めてまいりたいと思いますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 答弁ありがとうございました。

もうこの問題は、本当になかなか簡単に結論の出る問題ではございませんが、ちょうどもう本当にこの間の国勢調査の結果も発表された中でもありましたし、また、県下一若い村ということで、若年者人口の比率も県下一高いと、それから高齢者比率も県下一低いというこ

とで、村の規模からしても、こういった問題に取り組むにはちょうどいいぐらいの村なんではないかなというふうに私は思います。

ぜひこういった全国の手本というのもおこがましいですけども、独自のいろいろ考えを戦わせて、何とか良い村につくり上げていくために、この自治会の強化について、ぜひ村の力もお貸しいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、8番、太田篤己議員の質問は終わります。

お願いがございます。一般質問の妨げとなりますので、いま一度御確認いただき、携帯電話、スマートフォンの電源を切るか、マナーモードに設定をお願いします。

ただいまから10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時24分

再開 午前 10時45分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号1番、西森一博議員。

1 番（西森 一博） 議席番号1番、西森一博です。

通告どおり、3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、村ホームページの障害と利便性向上について質問をさせていただきます。

今年の2月25日午後ですが、当村のホームページで、突如アクセス不能となる障害が発生しました。復旧まで約7時間を要したと。同様な事象は県内の複数の自治体でも発生していましたが、ホームページは、住民が行政情報を得るための重要な情報手段であります。そのため、住民が行政情報にアクセスできない状態が約7時間続いたということによる影響は、決して少なくはありません。

議会全員協議会での報告では、当時の障害の原因について、特定に至っていないという説明がされておりました。そこで、今回のアクセス障害について、直接的な原因、復旧までの経過、そして、現在は原因が特定されているのかをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号1番、西森議員の御質問にお答えをいたします。

村ホームページの障害と利便性向上について、5つの質問をいただいております。

ホームページを閲覧できないアクセス障害に関する原因と復旧までの経緯についての御質問であります。

今回、専門的な内容となりまして、回答に横文字が多くなりますこと、あらかじめおわび申し上げます。

令和8年2月25日の12時30分頃から20時50分までの約500分間、村のホームページが閲覧できない事象が発生をいたしました。村のホームページにつきましては、愛媛県に本社がある保守業者に保守を委託しております。障害は、データセンターのクラウド基盤のファームウェア更新に関わる一部プログラムの不具合が発生したことが原因であると、保守業者から

報告を受けています。物理的な機器の故障や外部からの不正侵入や攻撃によるものではなく、個人情報への漏えいもございませんでした。障害は、この保守業者に関係する全国の複数の自治体で、ホームページが閲覧できない、または閲覧しにくい事象が発生をいたしました。

今回の障害発生に至る引き金ではありますが、ファームウェアの自動更新とデータ点検処理、これが重なったことによるものであることが判明をしています。現行環境は、ファームウェアを更新しなくても安定稼働するバージョンが適用されており、セキュリティ上の問題もないと報告を受けているため、現在、メーカーによる修正プログラムが提供されるまでは、ファームウェアの更新は実施しないこととしています。

復旧までの経緯ですが、2月25日12時30分にまず障害が発生し、12時49分に電話によりまして、障害発生との連絡が業者からありました。村ではその連絡を受けまして、メール、LINEにより13時3分にアクセス不能のお知らせの周知を行いました。以降、20時50分の障害復旧まで、保守業者から計8回の障害対応状況についての電話報告があり、報告の内容としては、一つ一つ手動で強制再起動したり、目視で動作確認を行いながら復旧作業に当たっているなどございます。

書面での報告につきましては、2日後の2月27日に第一報の報告があり、これは、議会の皆様にも共有をさせていただきました。その後、3月12日に第二報の報告がありました。第二報について、議員の皆様への御案内が抜けておりましたことは、大変申し訳なくお詫言申し上げます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

それでは、その障害なんですが、事業者から具体的な再発防止策というのが示されているのか。また、今回の件から、どのような課題と教訓を得ているのかということも一緒にお伺いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 具体的な再発防止策について申し上げます。

直接的な原因への根本的な対応策として、メーカーによるソフトウェアの修正プログラムの提供を待ち、提供され次第、適用してまいりたいと思います。また、作業事前連絡体制を強化することを目的といたしまして、メンテナンス作業実施時には、作業内容及び実施時期について、事前にメールにて業者から自治体担当者への連絡を徹底されるようになります。

また、障害発生時の初動及び進捗報告体制強化といたしまして、自治体担当者へ一時連絡及び進捗情報を迅速に行うこと、また、この事業者のお客様専用サイトへの障害情報を掲載することが行われます。

障害復旧の迅速化といたしまして、今回、障害復旧までに時間がかかった要因の一つが、一つ一つを手動で強制再起動し、目視で動作確認を行ったことにあります。今後は、手動による個別再起動方式から全サーバー一斉再起動方式へと変更し、障害発生から復旧までの所要時間を短縮させる改善を行うと連絡を受けています。

その他、検討している対応策として、現行の仮想基盤環境とは別に新たな仮想基盤環境を設置し、一部サービスを移設することにより、現環境の負担軽減及びリスク分散を図ること

が示されましたが、こちらは有償対応となっておりますので、今、検討をしております。

課題と教訓であります。自治体のウェブサイト障害は単なるＩＴシステムの停止にとどまらず、行政の透明性、説明責任、緊急時の情報発信力という住民との信頼やインフラを揺るがす深刻な課題であります。このような情報システムに関する障害については、必要に応じて県や関係機関への報告、情報共有が求められる場合もあり、庁内においても、初動体制と連絡体制の確認が必要であると考えています。

また、このようにホームページがダウンした際、見れなくなった際には、障害情報や重要手続のアナウンスを補完するために、ＬＩＮＥやメールメッセンジャー、コミュニティＦＭなどの外部のプラットフォームと平時から連携し、ＳＮＳについては災害時など適宜更新できるように、代替の方法についても準備していく必要があると改めて感じたところでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

次の質問にもちょっと関わる部分を少しいただきましたけれども、行政手続のオンライン化が進む中で、ホームページは単なる広告媒体ではなく、行政サービスを支える基盤となっております。障害対応に加え、改ざんや外部からの攻撃の備えも不可欠であります。

システム障害への備えはもちろんのこと、悪質なサーバー攻撃や情報の改ざん、不正アクセス等に対するセキュリティ対策が不可欠ではあります。

本村において、既に情報セキュリティ基本方針が策定されておりますが、万が一、サイバー攻撃等によってホームページの閲覧が不可能になった場合やページが改ざんされた場合など、不測の事態における業務継続の確保が重要と考えられます。

そこで、不測事態が発生したときに、住民への情報提供を途絶えさせないための代替手段の準備、ＳＮＳなどを使ったほかの媒体への切替え、移行体制について、どのように備えを進めているのかも伺いたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 現在、村では、県の自治体情報セキュリティクラウドを経由することで、不正通信の監視や遮断など一定水準の対策は講じておりますが、それだけでサイバー攻撃を完全に防げるものではないと認識をしています。

公式ウェブサイト等が利用できない場合には、公式ＳＮＳ、メール配信、防災行政無線、報道機関への情報提供、区長会等を通じた連絡など、複数の媒体を活用して住民への情報伝達を継続することを現在では想定しています。今後も代替手段の切替え手順を確認し、実効性を高めてまいりたいと思います。

また、メインサーバーを管理しているデータセンターとは別のデータセンターにおいてバックアップデータを取得しており、万が一攻撃でデータが消失したり改ざんされた場合は、データの復旧が可能となっております。

災害情報や重要手続のアナウンスを補完するＬＩＮＥ、メールメッセンジャーやコミュニティＦＭを利用するとともに、ＸやＦａｃｅｂｏｏｋなどのＳＮＳについても、緊急時に更新できるよう準備をしていく必要があると考えております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

ホームページは村の顔であり、その見やすさや探しやすさは自治体の信頼にも直結いたします。しかし、現状では情報の整理が十分ではなく、目的のページにたどり着きにくい、スマートフォンでは見づらいといった声もあります。

デジタル化の目的としましては、単なる事務の効率化ではなく、住民の利便性向上にもあるのかなと思います。

現在、利用者視点での評価をどのように行っているのか。また、スマートフォンでの視認性を損なうバナーの配置、緊急防災情報の見せ方、検索サイトからの流入した際のリンク切れ対策などについて、PDCAサイクルによる見直しが行われているのかをお伺いいたします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） ホームページにおける利用者指定の評価につきましては、ユーザーが目的をストレスなく達成し、満足感を得られるかを測る一連の手続、プロセスがありまして、具体的な評価につきましては、3項目、有効性、正確に情報にたどり着けるか。効率性、少ない手間で操作できるか。満足感、不快感がないか。この3つの軸に基づいて行われていると一般的には言われております。

現在使用しておりますウェブサイトのシステムの機能としても、記事を作成する際に、ページごとに評価エリアを掲載する機能がありますが、現在、使用しておりません。議員御質問のとおり、利用者視点に立った評価も必要と考えますので、ホームページの保守業者と相談し、この評価の機能を有効化していきたいというところでございます。

また、リンク切れにつきましては、システムが1日1回確認をしておりますが、そのチェックツールが漏れている部分もございます。再度、秘書広報係が主となり、周知をしてチェックをしていきたいというところでございます。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。私もウェブとかその辺の仕事をしているのでよく分かるんですが、やはりちょっとどうしても使いづらいな、ここにバナーを置いてもいいのかなというところが散見されますので、やはり見直していただくのがいいのかなと思います。

村報の閲覧に採用されているウェブブック形式は、スマートフォンでは見開き表示により文字が小さくなったり、拡大すると操作がしづらくなります。また、スワイプが直感的でないなど、使いやすいとは言いがたい面があります。これは、スマートフォンの操作に慣れた人でもやはり使いにくく、特に高齢者などデジタル機器に不慣れな方にとっては、大きな障壁になると思われます。デジタル化のメリットは単にデータを掲載することではなく、住民が使いやすくなることにもあるかなと考えられます。

そこで、スマートフォン利用者の増加に合わせ、村報のデジタル版をより操作性のよいビューアーに変更すべきだと考えますが、変更する予定はあるのかをお伺いいたします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 現在のビューアーはP C向けとなっておりますので、スマホ利用者の増加に合わせまして、アプリの導入を検討してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。ぜひ早めに変えていただけるとありがたいです。

続きまして、大芝公園整備計画の方向性についてお伺いさせていただきます。

大芝公園は、住民にも観光客にも親しまれている村の重要な拠点であります。とりわけ、長年の懸念でありますプール跡地の利活用を含めた今後の方向性について、令和7年の6月定例会の私の一般質問において、村長は、方向性を示すというような答弁をされておりました。しかし、その後、具体的な計画や住民への説明等がありません。

現在、この大芝公園整備計画の再検討はどのような状況にあるのか、また、今後の方向性をどのように考えているのかを改めてお伺いいたします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝高原施設整備計画は、令和4年6月に策定をいたしました大芝高原将来ビジョンを踏まえ、公園全体また既存施設の再整備や新たな施設整備の方向性を示すものとして、令和5年7月に策定をいたしました。計画期間は令和10年度までとしています。

計画の執行に当たりましては、優先度が高く、かつ予算の範囲内で実施可能な事業から順次進めております。昨年度事業採択されました第2世代交付金事業の活用により、モバイルトイレやコンテナトイレなど、手洗いの環境は計画より早期に整備が進んでいます。

また、スケートボードパークなど村の財政負担が大きい事業につきましては、令和7年中に新たに改めて検討するとしておりましたが、令和10年度までの本計画内において実現することは、財政面等を考慮しても困難であると思います。

今後につきましては、計画期間の終期を見据え、各施設の整備に関わる課題を整理するとともに、次期計画策定に向けて、計画全体の見直しについて進めてまいります。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

そこで、これまで6年間にわたって、プール跡地を活用したスケートボード教室の開催や、大芝まつりでのバイクショーの誘致などを通じて村の活性化に尽力してきたNPO法人SPROCKETが、今年度からスケートボード事業を行わないということをお聞きしました。

同法人は、子供たちの遊び場をつくりたいというその思いで、大芝高原へのスケートボードパーク整備の可能性を信じて、熱意のある取組を積み重ねてこられておりました。今回、村側の対応によって事業を断念するという一因になっていたとすれば、これは重く受け止める必要があるかと考えられます。

NPO法人SPROCKETがスケートボード事業を終了するに至った経緯、また、理由

を把握しているのかお伺いします。また、子供たちの遊び場をつくりたいという思いで長年にわたり村に貢献してこられた方々の思いを、村としてどのように受け止めているのかも伺いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） スケートボード事業につきましては、まず前提として、SPROCKETまた関係者の皆様から村役場に対して、正式に取りやめるといったお話は頂戴しておりませんので、踏み込んだ回答は控えさせていただきます。

一方で、子供や若者の遊び場、また、新たなアクティビティの場を求める声はこれまでも複数いただいております。そうした中で、スケートボード施設の可能性についても意見交換を重ねてまいりました。しかしながら、施設整備の規模感について何度か協議を重ねましたが、村とSPROCKET関係者の間で大きな隔たりがあったというのは事実でございます。

SPROCKET関係者側は、一定程度完成された施設整備を早期に実現したいという思いをお持ちであった一方、村としては、毎年数百万円規模の範囲で段階的に整備していく方法でなければ、財政面、また、村民理解の面からも難しいと伝えておりました。

特にこのような億単位の投資を伴う事業については、利用者層や維持管理費、他の公共施設整備との優先順位を含め、議会や村民の皆様には十分な説明と理解を得る必要があります。その点では、現時点においても、村として、スケートボード場に対して億単位の大規模な投資に踏み切ることは困難であるという判断に変わりはありません。

しかしながら、関係者の皆様の熱意は強く感じておりましたので、村としても何らかの形でこの声に応えることができないか、また、大芝高原の魅力向上につなげられないかと考えまして、私自身が今度は長野県に出向きプレゼンを行いまして、県事業への位置づけができないか相談、提案も行ったこともございます。

結果として、スケートボード施設そのものの整備には至りませんでした。別の形で大芝高原の整備につながる事例となりました。関係者の皆さんが望まれた内容をそのまま実現することはできませんでしたが、大芝高原をより魅力的である場所にしていくという方向性は、今後も大切にしていきたいと思っております。

なかなかそのスケートボード場、当時提案いただいたときに2億6,000万円といただいていまして、今の多分金額にすると4億円ぐらいになっていますので、なかなかそういった思い切った投資をスケートボード場で行うということに対しては、私の判断であります。なかなか村全体の理解を得られることがどうしても難しい、それが一番の論点であったかと思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。村の事情もありますし、予算的な面もいろいろ考慮しなきゃいけないのでというところもあるかと思っております。

代表者の方からは、もうちょっと早めにお答えをいただければ、いろいろ展開を考えられたなということもお聞きしております。6年間、非常にいろいろ村に尽力していただいたことは敬意を表したいなと思っております。

続きまして、ごみ収集と資源循環の促進についてお伺いいたします。

住民が朝ごみを出せば、その日のうちに回収される。この当たり前の暮らしを支えるため、ごみ収集の現場では、大変な努力が続けられております。

私は4月13日の月曜日に、ごみ回収業者の御厚意によって実際にパッカー車に乗り込みまして、ごみを積込み、クリーンセンターに持ち込む一連の作業を体験させていただきました。その日、月曜日だったためごみの量が非常に多く、作業は苛酷な状況でありました。

そのときに作業員の方にお話をお聞きしますと、以前はお二人で作業していたんですが、そのもう一人の方、若い方が辞めてしまい、現在は1名で全て対応しているとお聞きいたしました。求人を出しても、ごみ収集、回収とかのお仕事にはなかなか人が集まらないということだそうです。

そんなお話を聞きまして、このままでは将来、そのごみ回収を担う事業者がいなくなってしまうのではないかというような危機感を私もちまして、ごみ収集はまさにこの生活を支える社会インフラであります。

村として、ごみ収集を重要な社会インフラと位置づけ、人手不足やコスト増に直面している事業者が将来にわたって受託を継続できるよう、入札金額の見直しや委託条件の検討などを行っているのか、見解をお伺いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村では現在、家庭ごみの各地区ステーション回収について、可燃ごみ、不燃ごみ、缶・瓶・ペットボトル、資源プラスチック、再生可能衣類、古紙類、廃食用油、蛍光灯、乾電池等の資源物など、計8業務の収集業務を委託させていただいております。

議員御質問の受託事業者が将来にわたり業務を継続できるよう、入札金額の見直しや委託条件の検討を行っているかという点でございますが、村では、毎年の予算要求時に複数の事業者から村の実情を反映した仕様に基づく見積書をいただき、それを参考に設計額を積算し、入札時の予定価格としています。

また、収集運搬業務に関する課題については、業務期間中においても、必要に応じて事業者と協議する機会を設けています。収集箇所、収集方法、作業上の課題などについて、協議の中で把握した改善点を翌年度以降の仕様書に反映し、予算計上及び業務発注を行っています。

したがって、金額の見直し及び委託条件の検討については、現在も毎年度の見積り聴取、仕様の見直し、事業者との協議を通じて行っていると捉えています。

一方で、近年は人手不足に加え、燃料費、車両費、人件費をはじめとする各種コストが上昇しており、ごみ収集運搬業務を取り巻く経営環境は、議員御指摘のとおり、厳しさを増しているものと認識をしています。

ごみ収集は住民生活を支える欠くことのできない社会インフラであり、安定的に継続されなければならない業務です。今後も物価や労務費等の動向を注視しながら、事業者が健全に業務を継続できるよう、適正な業務価格での発注と実情に即した委託条件の設定に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。もう既にやっただいているということはあるがたいなと。これからもどんどん厳しくなってくるのかなと思いますので、しっかり見ていただければと思います。

当村では人口が増加している一方で、可燃ごみの量は減少傾向にあるとお聞きしております。これは、ごみ袋をチケット制にしたことにより可燃ごみの排出量が抑制されたことで、分別が定着してきた成果であると考えられます。

また、近年は民間業者による回収ステーション、また、スーパーなどによる回収ボックスが設置されるなど、資源ごみの回収手段が増えたことによって、さらにこのごみの排出量の減少につながっているのかなと思われます。

回収された資源ごみを新たな製品の原料として再利用するいわゆるマテリアルリサイクルと、燃料として使うサーマルリサイクルが中心であります。しかし、近年は資源確保や原料の安定調達の観点から、プラスチックごみを油化または原料化するケミカルリサイクルにも注目が集まっております。

特にこの分別が進んでいるこの当地域において、新たな再資源化、ケミカルリサイクルの可能性を検討し得る環境にあると考えられます。

ごみ処理に関しては、村ではなく上伊那広域の業務となっておりますが、上伊那広域の副広域連合長でもあります村長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） ケミカルリサイクルに関する御提案でございます。

上伊那地域のごみ処理につきましては、住民の皆様の御協力によりまして分別が定着しており、可燃ごみについては上伊那クリーンセンターで焼却し、発電等による熱エネルギーの有効活用も図っています。

また、プラスチックにつきましては、令和4年4月から上伊那の8市町村を統一して分別を拡大し、従来の容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックも資源プラスチックとして一括回収することが可能となっております。この収集されたプラスチック性廃棄物は、広域連合が一括して日本容器包装リサイクル協会を通じ再商品化事業者へ引渡し、資源化を図っています。

現時点におきまして、上伊那広域連合が独自にケミカルリサイクル施設を整備、運営している状況はございません。再商品化の具体的な手法につきましては、委託先の再商品化ルートの中で整理されるものと理解しています。

議員御質問の新たな再資源化、いわゆるケミカルリサイクルについては、プラスチックの問題への対応や脱炭素社会、サーキュラーエコノミー、すなわち、循環型経済の実現に向けた技術の一つとして期待されているものと認識をしています。

一方で、導入に当たっては、現在定着している分別方法や収集運搬方法の見直しが必要となる可能性があります。処理方式によって受入れ可能なプラスチックの種類、汚れ、異物、水分等に対する基準が異なっています。場合によっては、資源プラスチックとして出せるもの、可燃ごみとするもの、別区分で回収するものを再整理しなくてはなりません。

また、収集後の選別、圧縮、梱包、保管、搬出先までの運搬方法も処理事業者の受入れ条

件に合わせてする必要があります。処理コスト、施設整備の規模、安定的かつ継続的な処理体制の確保など、慎重に取り組むべき課題が幾つかあります。

そういった中、ごみ処理は住民生活を支える基礎的な行政サービスであり、何よりも安定性と継続性が求められます。そのため、新たな再資源化手法の導入につきましては、環境面での効果だけでなく、費用対効果や実現可能性、既存の処理体制の影響を含め、総合的に判断する必要があると思います。

今後につきましては、国の制度状況や技術発展の進展、他地域の事例なども確認しながら、必要に応じて上伊那広域連合の中で研究してまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

ごみ収集を体験した際に、可燃ごみの中に草や枝が多く含まれている実態を確認させていただいております。作業員の方によりますと、こうしたごみは、特に春から夏にかけて増加していくということでした。草は乾燥させてからごみとして出すルールとなっておりますが、実際には土がついたままで十分に乾燥していないものも多くありまして、重量増加により、回収作業の負担や処理コストの増加につながっていると考えられます。

一方で、こうした草を焼却するだけではなく、発酵処理などにより肥料化して、資源として活用する可能性も考えられます。

一般家庭や地区の衛生作業等で発生する草について、可燃ごみとして処理するだけではなく、一定の場所に集約して肥料として再資源化する仕組みを構築できないものなのか、村の考えをお伺いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 一般家庭や地区の衛生作業で発生する草について、可燃ごみとしてではなく、一定の場所に集約し、肥料として再資源化する仕組みを村として構築できないかという御質問でございます。

まず、先月のごみゼロの日統一美化キャンペーンに合わせまして、各地区衛生部を中心に、村内のごみ拾いや草刈作業等に御協力いただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

草の再資源化であります。循環型社会の観点から、意義のある考え方でございます。一方で、一般家庭や地区作業で発生する草は発生時期や量に隔たりがあり、水分量も多く、肥料化することは、発酵、保管、配布など、管理コストが発生するところでございます。

また、不特定の場所から草を集める場合、雑草の種子が混入して発芽するリスクや、除草剤等の薬剤の混入、石やごみなどの異物混入、衛生面での不安もあります。また、草だけでは肥料成分や品質が安定しにくく、できた堆肥の利用先を確保することも課題でございます。自治体によっては、草も含めまして、様々なものを発酵するような施設を大規模につくっているといった事例も把握はしているところでございます。

さらに、各家庭や各地区から少量ずつ発生する草を1か所に集約する場合、収集・運搬、仮置き、保管・管理、配布までの経費や労力が必要となりまして、規模によっては、再資源化による効果よりも移動管理コストのほうが上回る可能性も否定できないというところでございます。

こうしたことから、村全体で草を集約して肥料化する仕組みについては、現時点では慎重に考える、そういった立場でございます。

現在、各地区の衛生作業で出た草につきましては、村の土捨場を御利用いただいております。また、各一般家庭から出る草につきましては、御自身で処理をお願いしています。

村では、生ごみ処理機設置補助金を設けており、その中で、コンポスト容器についても補助を行っております。一般家庭におかれましては、このコンポストの活用も含め、従来どおり御自身での処理について、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

資源化の視点、重要であると思います。各家庭での堆肥化や公共施設、特定地区など、発生場所と利用先が近い小規模な取組については、今後も研究してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。捨てればごみ、有効活用すれば資源という、プラスチックもそうですし、こういったものもそうですので、今後こういったものがまた考えていく必要があるのかなと思います。

ごみ収集という私たちの暮らしを日々支えてくださっている回収業者の皆様、また、地域の環境を保全するために御尽力いただいている地域の皆様、そして、担当職員の皆様に敬意を表しまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

議 長（笹沼 美保） これで、1 番、西森一博議員の質問は終わります。

ただいまから午後 1 時 30 分まで休憩といたします。

休憩 午前 1 時 21 分

再開 午後 1 時 30 分

議 長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号 6 番、山崎文直議員。

6 番（山崎 文直） 6 番、山崎文直です。

今回、6 月 7 日からこの地方も梅雨入りという報道がありました。梅雨入りとなると、やっぱり災害が心配になります。災害が発生すると、避難所準備も重要です。そういう意味で、今回は、災害時にも役立つ避難所の事例なども挙げてみたいというふうに思います。

1 番目の質問です。

耳の不自由な方などへの支援についてということで、まず、お配りしてある資料 1 ですね、これは白黒であります。ここにあるマークは耳マークということで、聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマークだということでもあります。本物はこういう緑色のマークであります。南箕輪の役場にも、この議会の事務室の入り口だとか玄関にもあります。こういうのが障がいを持った方に対する心遣いということで、とてもいいことだなというふうに思います。

それで、今回は、こういった特に耳の不自由な方のためにも、災害時にもその人たちが避難所で暮らしやすい、そういうことの取組の一例を挙げて、この村でも取り組んだらどうかという提案であります。

体に障がいのある方は、ふだんの生活で不自由をきたしております。避難所においては、さらにそういう不自由なものが現実の問題としてあるのではないかなというふうに思います。

そういうときに、少しでも役立てたらいいなというふうに思います。

今回紹介するのは、伊那市にある手話サークル「あおいそら」というサークルがございます。そのあおいそらというサークルが、今回このような避難所にも置いたりすることによって、耳の聞こえない人たちも過ごしやすいのではないかという支援シートをつくったそうです。名前が、指さしコミュニケーション支援シート（手話サークルあおいそら）ということでもあります。

これがこのたび伊那市では、赤い羽根募金ですね、今これから募金をどうするかという話題になっている赤い羽根募金の還元金を利用して、このたびこの支援シートを各地の支所や分館等にも置いたそうです。それで、その施設が避難所になったときにこういうシートを見てもらうことによって、障がいのある方も避難所で安心して過ごせることができるようにということで、たまたまこれは13ページほどありますけれども、名前や住所を教えてくださいとか、心配ごとがありましたら、病気、体の悪いところ、そういうようなところがあったら尋ねてもらえれば、分かる人が対処しますというようなことで、すばらしい資料をつくりました。

ぜひこういうのを、本村の各分館とか、そういう避難所に指定されているところに設置をしていくのを始めていったらいかがでしょうかということでもあります。そうすることによっても、避難所というのはふだん使わないところでもありますから、避難されている方々が心配で来る。その中でも、少しでもその心配を和らげてあげることができるのではないかなど、こういうこともありますので、ぜひともこの村でも取り組んでみたらいかがでしょうかということでもあります。

そういった提案を含めての質問であります。よろしくお願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号6番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

耳の不自由な方などへの支援について、指さしコミュニケーション支援シートを避難所に配備してはという御提案をいただいております。

言語・聴覚の障がいや知的障がい、発達障がい等により、意思疎通が難しい方々に対しても円滑なコミュニケーションが図られるよう、コミュニケーション支援シートなどの視覚的支援ツールを避難所に配備することは、防災力向上につながる取組であると考えています。

近年、指さしコミュニケーション支援シートの活用は、全国的に広がりを見せております。その背景として、主に3点が挙げられます。

第1に、避難所運営における要配慮者対応がより具体化してきていることです。聴覚障がい、音声・言語機能障がい、知的・発達障がいのある方、日本語での会話が難しい外国人、高齢により会話が困難な方などを対象に、避難所での意思疎通を支援するシートやボードを配置する自治体が出てきております。

第2に、合理的配慮への対応です。障害者差別解消法に基づき、行政機関や事業所において、障がいのある方への合理的配慮の提供が求められています。飲食店などで活用できる指さしコミュニケーションボードを作成する事例もあり、避難所だけでなく、日常生活の場面にも活用が広がっております。

第3に、東京2025デフリンピックの開催を契機とした聴覚障がいへの理解促進です。聴覚

障がいのある選手や関係者の来訪を見込み、接客用の指さし案内シートを作成している自治体もあります。

このように、災害対策から始まった取組が窓口、店舗、観光、イベント対応へと広がっている状況と捉えています。

そのような中、ここ上伊那地域におきましても、上伊那手話サークルが災害時に避難所で聴覚障がいのある方などは意思疎通をしやすいするための指さしコミュニケーション支援シートを作成しております。議員御紹介のとおりでございます。

このシートは、聴覚障がいや音声言語機能障がいのある方などが避難所で円滑に生活を送るための支援を目的としたものです。質問項目やイラストを指さすことで、自分の状態や必要な支援を伝えることができます。伊那市では、市内の指定避難所21か所に配備される予定と承知しております。

本村におきましても、避難所における情報共有と要配慮者支援の観点から、指さしコミュニケーション支援シートの配備は有効な手だてであると考えます。配備に当たっては、単に紙を置くだけではなく、避難所開設職員や自主防災組織、民生・児童委員など、どこにあり、どのように活用するのか理解していることも重要でございます。

今後、上伊那手話サークルや、また関係団体の御意見もいただきながら、指定避難所への配備、防災訓練での活用、職員への周知を含め、導入に向けて検討を進めてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

今回は、耳の不自由な方についての事例を取り上げましたけれども、体の不自由な方は多くの方がいらっしゃいます。そういう人たちが避難所等、また、ふだんの生活の中でもいろんなところで役に立つような手だてを行政としても前向きに捉えて取り組んでいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

2 番目の質問であります。休日の部活動の安全についてということであります。

先般、高校生の遠征途中でマイクロバスの事故が起きて、亡くなった方も出たという非常に痛ましい事故が報道もされて、それ以後、いろんなところでいろんな関係機関からも記事が載ったり、現在の活動の状況等が知らされたりしてきて、非常に大きなところで取り上げられてきております。今日の6月8日の月曜日の信濃毎日新聞にも、部活動遠征、県内も不安というのが大きな見出しで取り上げられております。

部活動は、それぞれの協議機関のところも一層に盛んになってきております。それが事故によって萎縮してしまうというのも、これは大変残念なことになりますので、それには、とりわけ安全対策というのが非常に大事になってくるかと思えます。

私自身も、かつて村内の青少年健全育成で始まった剣道部の引率をしながら、上伊那各地を回った記憶がございます。その頃も自分の車でとか、村のバスを借りたりとかいうこと、いろんな形で引率をしてきた思い出があります。

正直その時点では、例えば、事故があったときはどうするんだろうとか、そういう部分についても軽く考えていたこともございます。やっぱり今回のような事故が起きて、改めて、そういったときのための対策等をやっぱりきちんと定めておくことが大事だなということを強く感じたところであります。

いろんな課題があると思います。この新聞記事の中にも、先生方が自分の車で行ったり、お父さんが大型トラックの運転手をやっていて、その人たちが子供がいますけれども、もし事故があつてその運転ができなくなったということになると、今度は自分たちの生活そのものが脅かされるという、そういうことも心配だなという記事も載っていました。全くそのとおりであります。

やっぱり運営する側としては、そういうものにも常々課題を見つけて対策を練って、安全に、さらにスポーツが楽しく発展できるように心がけていくことが大事だなというふうに思います。

今回の質問で、現状で村のこの遠征、今回私は特にわくわくにも関わっておりますので、わくわくクラブが中心となってきたクラブの遠征等の際の安全対策、これに絞って、現状と今後の課題について質問をしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） 山崎議員の休日の部活動の安全についての御質問にお答えいたします。

私自身も先日の磐越自動車等で起きた痛ましい事故に際し、改めて児童生徒の安全対策の重要を感じているところであります。

本村では現在、中学生のスポーツ文化活動は、平日が部活動、休日が地域クラブを主として行っているところでありますので、それぞれの大会会場等への移動方法について、別々に申し上げたいと思います。

まず、部活動でありますけれども、本年度はまだ現在のところ、中体連や県の吹奏楽連盟のいわゆる大きな大会への参加は部活動として参加しておりますが、それ以外は、休日は地域クラブで活動しております。

大きな大会の参加についてでありますけれども、下伊那や諏訪地区で中体連の大会が開催される場合、そこの大会会場までの移動をする場合でございますが、先ほど申し上げた中学校総合体育大会、いわゆる中体連の大会や県の吹奏楽連盟の吹奏楽コンクールに参加する場合は、顧問の教員などの引率の下、村のスクールバスを利用しております。ドライバーの健康チェック、アルコールチェックは毎回行うよう、ガイドラインで義務づけられております。

また、大会の会場が郡内の近場である場合や少人数の個人種目、例えば、水泳とか新体操、部活にはないんですけれども、学校代表として参加する少人数の個人種目の競技などにおいては、保護者に送迎を依頼しております。

休日の地域クラブで練習試合等への会場へ移動する場合ですけれども、それぞれのクラブの判断で行っておりますが、多くは現地集合、現地解散という形を取っておりますので、保護者の送迎によるところが大部分を占めていると思います。

今回の磐越自動車道で起きた事故に際しまして、5月19日にスポーツ庁から、部活動の遠征等における安全確保についてとして、遠征時の留意点について次のとおりに通知がありましたので、ここで紹介させていただきたいと思います。

1つ目は、部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保についてです。

部活動における遠征や遠距離の会場における大会、コンクールへの参加を含め、校外で活動を行う際には、生徒の安全確保に万全を期すること。車で移動する場合には、必ずシート

ベルトの着用を徹底すること。また、事故防止に関する対応方針や事故発生時等の緊急時における連絡体制、対応方法等については、事前に保護者等を含む関係者間で共有すること。部活動など、学校における校外活動を含めた児童生徒の安全の確保については、各学校で作成している危機管理マニュアルに即した必要な対応が確実に行われるよう、教職員間で改めて十分な共通認識を図ることとあります。

2つ目は、事業者との適切な契約の締結等についてです。

部活動も含めた校外活動について、事業者に貸切バスまたはタクシーによる運送を依頼する場合、貸切バスやタクシーによる運送の依頼であることを明確に伝えた上で、国から貸切バス事業またはタクシー事業の許可を受けた者と適切に契約を行うとともに、乗車当日もナンバープレートの色、いわゆる緑ナンバーであることを乗車前に確認すること。特に貸切バスの場合は、事業者からの運送引受書の交付を受け、記載内容に問題がないか確認することにより、契約主体等の契約内容を明確化することなどが記載されております。

3つ目は、遠征時の必要性や移動手段の検討についてです。

部活動において、長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等については、学校教育活動の一環である部活動として実施することが必要かどうか、その必要性について検討するとともに、実施する場合には、移動距離、運行時間、運転者の負担等を考慮し、無理のない移動を計画し、生徒の安全確保について万全を期すること。また、遠征や遠距離の会場における大会、コンクールへの参加に当たっては、地域の実情等も踏まえつつ、バスによる移動に加えて、利用可能な範囲での公共交通機関の利用も含めての移動手段の検討を行うこと。なお、遠征等を行う場合には、事前に移動方法や保護者に負担を求める費用等について、保護者に連絡することとなっております。

4つ目でございますが、部活動中の安全確保と事故発生時の対応についてです。

事故発生に備えた事前の取組として、活動内容の規模や内容に応じた必要な教職員等の配置、緊急連絡体制の決定、教職員に対する研修など、学校において、活動中の事故防止等のための取組が確実かつ適切に実施されるよう、必要な措置を講じること。また、部活動中に事故が発生した際は、生徒の安全確保と生命維持を最優先に対応し、救急措置や応急手当、119番や110番通報、管理職や養護教諭等への連絡、保護者への連絡、医療機関の受診、学校設置者への報告等を迅速に実施し、再発防止を講じることとあります。

そして、部活動の地域転換による地域クラブ活動についても、同ガイドライン等を踏まえ、事故防止を含む生徒の安全・安心の確保を図ることとなっております。

また、長野県でも仮称ではありますが、安全・安心な児童生徒引率等に関する指針の策定に今後取り組むこととなっております。

本村としましても、今申し上げたスポーツ庁の通知の内容を中学校や地域クラブと共有し、大会参加等の移動方法に限らず、今後予想される熱中症対策や雷対策等も踏まえて、部活動及び休日の地域クラブの安全確保に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

議長（笹沼 美保） 山崎議員。

6番（山崎 文直） 各機関等でいろんな対策が練られてということについては、非常に安心を覚えるところでございます。

そこで1つ質問ですけど、いわゆる今、教育長から説明がありましたそのマニュアルとい

うのは、既に以前からあったものなのか、ここへきて再度新しく整備されたものか、これがどのくらい浸透しているのかという部分をお尋ねしたいと思いますが。よろしくお願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 各学校の安全マニュアルという点でよろしいでしょうか。

6 番（山崎 文直） はい。

教育長（尾形 浩） それぞれ小中学校に、このいわゆる遠征等に関わるマニュアルのみならず、子供たちの命を守るための安全のためのマニュアル等はこれまでも作成し、それに準じて対応しているところでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） ありがとうございます。これまでもあったということです。

さらに、こういうものが事故が起きたからということではなくて前からあったということに、それについて、ひとつ安心しているところであります。今後ともそれを活用されることを願ひまして、2番目の質問は終わりたいと思います。

3番目の高齢者の活動量計の活用についてということであります。

活動量計、これは私がふだん持っているものであります。大分前から持っていて、今日はたまたまあんまり歩いてありませんので大したことありませんけれども、常々思っているところは、できるだけこの8,000歩を目指して歩くというようなことを心がけてはいるところでありますが、現実なかなかそううまくいかないところがありますけれども。

その8,000歩等になりますと、村から健康ポイントスタンプカード、こういうのをいただいております。私も何冊かありまして、いろんなところで、大芝の湯だとか味工房でも利用させていただいております。この制度については、とてもよい取組だなということを常々思っています。ちょっとサボっているときがありますけれども、そういうときには改めて、やっぱり歩かなきゃいけないなというようなことも思ったりするところであります。

そういうことでありますけれども、この8,000歩というのが高齢者にとってはハードルが高いのかなという部分もあります。比較的若い皆さんについては、この達成する部分については意外としやすいというような気がしますけれども、高齢者については、例えば6,000歩、2,000歩減らして6,000歩で1ポイントを付与するというようなことで、さらにこのよい取組であるこのポイントカードの制度をもっと広げることができるのではないかなというふうなことも思います。

私も70歳以上を超えていますけれども、そういう意味では、高齢者の皆さんもさらにこれを目指して頑張って歩き続けるというような気持ちが湧くのではないかなというふうに思いますので、大芝の利用券やクオカード、そういったものに枠を広げるというのもまた大事なかなと思いますけど、取りあえずこの歩数の加減を少し緩和して、取り組みやすい制度にしたらいかがでしょうかということですので、ぜひとも前向きな答弁をいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 高齢者の活動量計の活用について、御質問、御提案をいただいております。

村では、平成27年度にまっくん健康ポイント事業を開始し、平成30年度には、活動量計を利用してのポイント付与を始めました。活動量計は、歩数以外に消費カロリー、身体活動量、歩行距離、速足の歩数や活動時間が記録されますので、単に歩数だけでなく、個人の体力、筋力を維持・増進するための適切なスピードや強度を当初は評価したいところでありましたが、個人差が大きいと、最終的には歩数をポイントの対象としたところでございます。

国の健康づくりの目標では、65歳以上を一括して、1日6,000歩を目標値としております。65歳から74歳、75歳以上、80歳以上といった細やかな年代の推奨歩数までは、国の統一的な基準としては示されておられません。このため、議員御提案のとおり、65歳以上の高齢者について、目標歩数を1日6,000歩とすることは国の目標にも沿った考え方であり、妥当な御提案であると受け止めております。

村の健康づくりを担当しております健康運動指導士によりますと、8,000歩の目標値が高いといった声もあり、活動量計利用者で1年間に8,000歩を超えて歩けた日が1日以上あった人の割合も、60代では93%、70代では94%に對しまして、80代では65%と大きく減少している状況であります。

また、健康づくりのための身体活動運動ガイド2023におきましても、高齢者については、歩行またはそれと同等以上の身体活動を1日40分以上、歩数の目安としては、1日6,000歩以上と整理されています。加えて、筋力トレーニングを週2～3回取り入れることも推奨されています。

したがって、村としても、高齢者に対しては1日8,000歩といった現役世代と同じ目標を一律に求めるのではなく、1日6,000歩を一つの目安としながら、体の状態に応じて、無理なく身体活動を増やしていただくことが大切であると考えております。

国のガイドラインには、体力が十分にある高齢者に向けては、成人と同様の8,000歩以上を目標とすることが望ましいことや、この推奨歩数6,000歩以上の身体活動で死亡率についてはさらに低下するということがうたわれているため、目標値の年代別での細分化等や健康運動指導士による個別の目標値の設定など、多くの方が無理なく取り組めるよう、担当課で検討してまいります。

特に高齢期には歩数そのものだけでなく、外出をする機会を保つこと、そして、筋力を落とさないこと、転倒を防ぐこと、そして、継続できる運動習慣をつくることも重要であります。

昨年度からは、活動量計の利用者に対して、個人の体力に応じた強度に設定を見直し、より効果的な運動ができるように、健康運動指導士によるフォローアップも始めたところでございます。

今後も健康運動指導士などの専門職の意見を踏まえながら、年齢や体力に応じた健康づくりの周知に努めてまいります。1日6,000歩を目安に進めていきたいというところでありますので、よろしくお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 国の基準でもあります。健康で歩けることについては、もちろん多ければ多いほど良いとは思いますが、そういう意味で、この村の独自の取組として、

村民の皆さんが希望を持って取り組めるようなシステムをよりこれからも大事にしていきたいなというふうに思いますので、ぜひとも前向きな形でよろしくをお願いをしたいと思います。

私の家のすぐ脇の道も、毎日のように犬を連れた散歩の方、御夫婦で歩かれる方、目立たないように夜遅く歩く方、朝早く歩く方、いろんな人が今、歩いております。健康を維持するためには良いことだなというふうに、自分では羨ましく思っている程度で実行ができておりませんけれども、ぜひともこの村が健康で長生きができるような村に、みんなで取り組んでいければいいなというふうに願っているところであります。ぜひとも、実現のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 長（笹沼 美保） これで、6番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時10分

議長 長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号7番、百瀬輝和議員。

7番（百瀬 輝和） 議席番号7番、百瀬輝和。

私たちが目指す未来をどれだけの人が信じているだろう。無理だという声だって聞こえてくる。難しい挑戦なのも知っている。それでも私は日本の力を信じたい。日本なら最高の景色を見られる。さあ、共に行こう。森保監督の決意の言葉です。FIFAワールドカップ、日本の初戦は15日から始まります。みんなで応援しましょう。

最初の質問です。部活動の地域展開について伺います。

村では、中学校の部活動が土曜、日曜が休日地域クラブとして活動をして1年が過ぎ、何とか順調に活動ができてきていると思いますが、課題も出ていると思いますし、さらに最適を求めて変えていかないといけない点などもあると思います。主役は中学世代の子供たちです。

地域クラブは、自分がやりたい活動を受益者負担で運営されるため、会費や遠征費などは自己負担しなければなりません。今回の地域展開は、教員の働き方改革の取組の中で行われました。中学世代の子供のスポーツ・文化活動を巡っては、地域展開によって家計負担が増えたとの声も聞こえてきますし、そのことでスポーツ・文化活動を辞めてしまった子もいるのではないのでしょうか。

貧困による格差が生まれていることは、村だけではなく、全国的に起こっている事実だと思います。スポーツ・文化活動がぜいたくと見られて、相談もできない子供もいるかもしれません。保護者も子供にやらせたいが、相談できずにいる場合もあるかもしれません。地域展開以前の部活動ではお金がかからず、村ではただ、わくわくクラブの会費などの補助をしていたと思います。今回、それにクラブ会費や遠征費がかかるわけです。

今回、今日の長野日報の記事で、ちょうどタイミングよかったなと思うんですが、部活の地域展開、8割が負担と感じているという記事が出ていました。これは、調査したのが昨年の10月から11月の一定期間、これは認定NPO法人のキッズドアという東京の会社みたいで

すが、回答したのが小中学生がいる1,392世帯で、独り親の家庭が9割を占めていたという。中学生がいたのは524世帯で、その中の55%が、ユニフォーム代や大会参加費を含む部活動費の家計支出がとても負担だという答へと、負担があるというのを合わせると、83%の方たちが負担だと感じていると。低所得ほど部活動をしていない割合が高いというの也被われていました。

この中で、1番は自由記載の部分で、貯金を切り崩して費用を捻出しているだとか、負担が増えれば、部活動を辞めさせなければならないなどの悲痛な声も上がっていたと書かれております。

そこで、スポーツ・文化活動をできないという現状も村の中ではあるんですが、村の相談窓口もあると思いますし、この取組などについて教育長に伺いたいと思いますが。現状ですね、ごめんなさい。現状について伺いたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 議席番号7番、百瀬輝和議員の御質問にお答えします。

部活動の地域展開について、4点御質問いただいているわけでありますけれども、1つ目の、経済的事情での格差の現状についてお答えをいたしたいと思います。

現在、経済的に困窮していると思われる家庭に対しましては、南箕輪村要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に基づきまして、通学用品や修学旅行費などにおいて支給しております。支給対象経費の中にはクラブ活動費も含まれておりまして、経済的事情で部活動やクラブ活動を断念することのないように、要綱においては、中学生には年間3万150円を支給しております。

この額が十分かというところは検討の余地があるかとは思われますけれども、現在、個別に教育委員会のほうに、この件についてのお問合せは今のところないということを報告いたします。

以上であります。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 生活困窮者だけでなく、この調査、先ほどの調査結果を見ると、各家庭、全てが負担に感じているんだなというのは思います。

援助していただいているのは、以前からしていただいているというのはすごいありがたいなと感じておりますが、会費が例えば月3,000円かかるとすると、ちょっとこの額では足りないかなという思いがあります。また、遠征費だとかユニフォーム代、いろいろな見えないところの費用が結構スポーツ・文化活動をしていく中では必要になります。

この費用だとか器具などの支援の現状は、先ほど困窮世帯にはそういうことなんですが、今やっている地域展開しているクラブに対するこの支援というのは、今の現状ではどんなふうになっているんでしょう。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 現在、地域展開しているクラブへの援助ということですので、2番の費用・用具等への支援の現状についてでよろしいですか。

本村では、令和7年度から休日の地域クラブの活動を開始しておりまして、同時に設立し

ました南箕輪村中学校スポーツ・文化活動運営協議会において、地域クラブの運営について対応をしております。

地域クラブへの村の支援としましては、指導者謝金として、一つの地域クラブにつき年間20万円までは補助金として負担をしております。また、今回の補正予算で認定地域クラブ活動支援補助金を計上したところであり、議決をいただいた後には、備品の購入、修繕に要する費用、消耗品の購入に要する費用、会場の使用に要する費用、参加者の募集に要する費用等に活用できる各クラブへの活動支援補助金を新設します。

このように国の補助金を活用するとともに、関係機関と協議しながら各地域クラブの負担を軽減し、子供たちの活動環境が充実するよう努めてまいります。

以上であります。

議 長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） そうですね。5月29日に学校スポーツ・文化活動運営協議会で重要な協議をしましたということで、その内容が出ていたと思います。新しい支援を行うよという。本当にありがたいことなのですが、ただ、前から僕は言っているんですが、国のひもづけ、文科省のひもづけになると、なかなかこのジュニアユース世代の練習時間というのが限られてくるなという思いがあるんですよね。そこら辺はどうか何とかしていただきたいなと。

この協議会の中でも、自主練についてはどういうふうな扱いをするかみたいなことが書かれておりましたけれども、本当に上を目指していきたい子は、どうしても練習量を増やしたいという気持ちがあると思いますので、そこら辺はしっかりと村としても協議をして、納得いくような結論を出していただきたいと思います。

先ほど山崎議員の質問で、移動の安全対策については細かく教育長から答弁をいただきましたので、私からはちょっと方向を変えた形になりますが、ちょっと通告の中にはない部分もあるかもしれないんですが、このクラブについては保護者が主体で運営をしているので、保護者が移動をしていますという、先ほどあったと思います。部活については、スクールバスのガイドラインとかマニュアル、1から4ですかという形の中で、安全対策はしていますよというお答えだったと思います。

私は一番懸念されるのが、クラブ、保護者が現地集合、現地解散というところは子供たち、自分の子供なら責任を持って行くと思いますが、乗合で行く場合もあると思います。保護者がついて行けない、どうしても。そのときに、その保護者の方がわくわくクラブに加入していただければ、この移動費の保険が移動についても保険がついていると思います。

ただ、その保険についてはなかなかそこまで気が回らずに、分からずに乗せていってしまう。車の保険はついているんで、それは大丈夫だという答弁をいただければそうなっちゃいますが、今聞いた中の、クラブに対する村からのやはりこの安全対策の指導というのもしていかないといけないと思うんですよね。

これ、中学世代の今、休日クラブだけじゃなくて、少年のクラブもあります。そこら辺も含めて保護者が全部運営していますので、わくわくクラブを通してでもいいですし、教育委員会から通達として、この安全対策については十分配慮して、保険のほうもしっかりと入っていただいて、移動には安全を、万全な安全で子供たちを守っていただきたいというような方向性を出すべきだと思うんですが、そこら辺は教育長、どうですかね、ここの考

えは。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） ただいまの安全対策の件についての現状と、今後の考えについてお答えしたいかと思ひます。

今、議員御指摘のように、休日の地域クラブで移動する場合は、その多くが保護者の送迎によるところが大部分を占めているかと思ひます。御自身の車で御自身のお子さんを送迎する分については、それは個人の責任になるかと思ひますが、よくスポーツ少年団等で当番制ですとか、ほかの御家庭のお子さんを乗せるケース等においては、これは今後、非常にまたわくわくクラブ等とも連携を取りながら対応を考えていかないと、非常にそれぞれの保護者も精神的に負担を考えながらの日々であったんではないかなと思ひますので、今回の事故、磐越自動車道等での事故を契機に、この辺りのところはきちんと確認をしてまいりたいかと思ひます。

休日の地域クラブの安全対策としましては、指導者や参加する生徒等が安心して地域クラブ活動に参加、指導できるよう、南箕輪村休日の地域クラブ活動運営ガイドラインにおいて、各地域クラブには、NPO法人南箕輪わくわくクラブ加入と同時にスポーツ安全保険などへの加入を生徒には義務づけておりまして、遠征時等の事故等にも、これが保険は適用されます。

また、事故、トラブル発生時の対応として、各地域クラブは地域クラブ活動において事故が発生した場合、救急要請や保護者への連絡などを行い、適切かつ速やかに対処するとともに、各クラブは運営団体であるわくわくクラブ事務局に報告をするようになっております。この連絡が入り次第、わくわくクラブの事務局が関係機関と連絡を取りながら、その後の対応に取り組むというようなシステムになっております。

今後につきましては、先ほどの山崎議員の質問でもお答えしましたが、スポーツ庁から示されている通知に基づきまして、各学校危機管理マニュアル等あるわけですが、その中に今回のスポーツ庁の指摘も入っていない場合についてはきちっと入れる等、対応をさらにして、よりよい危機管理マニュアルができるように、時代とともに追記しなければいけない案件も生じてくるかと思ひますので、その都度チェックしながら対応をし、安全確保に努めてまいりたいと思ひます。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） よろしくお願ひしたいと思ひます。今のところ、少年のクラブも中学クラブも事故は起こっていないので、本当に安全対策は慎重にやられているのかなと思ひます。

先ほどちょっと保険の話もさせていただいたんですが、指導者の方、地域クラブはわくわくに加入ということで、全員が入って保険が効いていると思ひます。ただ、少年クラブについては入っていない方がいるわけです。保護者も含めてですが。そういうところはしっかりと指導をして、保険対応をばしていただきたい。

1個盲点なんですけど、選抜で選ばれた子だとかトレセン、サッカーでいうとトレセンで、例えば、上伊那選抜だとか県の選抜だとか、北信越の選抜だとか選ばれて活動した場合は、

ちょっと保険対象がこれ、調べると別というふうな書き方がされていて、わくわくの保険が効かない場合が起こるわけですね。そこら辺も含めて、しっかりと保険については対応していただくような指導もお願いしたいと思います。

次に行きます。

休日のみの地域クラブが1年を過ぎて、平日移行を行えば完全な地域クラブとなる、これが最終形なのかなというふうに私は感じているんですが、この中学校世代の地域展開というのを今後どんな方向で、時間軸も合わせてですが、教育長自身が感じておられる、今持っている考え方でもいいんですが、どんな進め方でいくのかというのをちょっと、今お考えがあれば聞かせていただきたいと思いますけれども。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） 部活動及び休日地域クラブの今後の在り方をどのように進めるのかという御質問にお答えをしたいと思います。

国では、令和8年度から令和13年度までの6年間の間において、部活動の改革実行期間と位置づけて、休日の地域展開においては、改革期間内に原則として、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すというふうに、少し時期がずれてきたかと思います。長野県では、本年度末をもって休日の地域クラブへの移行をということをうたっております。

本村では、令和5年からこのことに対して取組をしまして、休日の部活動の地域展開においては、本当に地域の皆様、保護者の皆様の本当に御尽力をいただきまして、令和7年4月、1年前に多分、上伊那郡内では初めてここまでの進展を見ることができましたことに、改めて感謝申し上げたいと思います。

議員御質問の平日の地域展開についてでありますけれども、これ私自身は、かなり様々な課題があるのではないかなと思います。

国のほうでは各種課題を解決しつつ、さらなる改革を推進するようというふうにはうたっております。本村においても、まずは休日の地域クラブ活動での課題等を踏まえながら、また、先行自治体の実践例を見ながらそれぞれの地域クラブやわくわくクラブ等関係機関と連携し、実現可能な活動の在り方や課題への対応等を考えております。

現在、施設の使用方法や練習時間等について等、幾つかの課題が出てきておりまして、中学校スポーツ・文化活動運営協議会の中で協議しているところであります。クラブ間での条件や認識において差異がないように丁寧に話し合いを進めながら、会員である生徒の皆さんが安心してスポーツや文化活動ができる環境づくりを今後進めていきたいと考えております。

休日の地域展開においては、令和7年4月スタートということで、令和6年12月に総会を行って、半年準備してスタートするということで、足並みをそろえて取り組んできた経緯があるんですが、今後、平日への移行につきましては、なかなか全クラブ一斉にというところは取りにくいかなと思いますので、クラブによっては、少しずつ平日のほうの活動も賄うことができるよという状況のクラブもありますので、平日の地域展開については、私自身、今のところそういう環境が整ったところ、指導者の条件ですとか、そういうところから少しずつ取り組んでいってもらえればと思います。

したがって、何年の何月に一斉に平日展開、地域展開というところは、逆にそういうことをうたうこと自体が少し負担を大きくしてしまうのではないかなというところで、その

辺りは先ほど申し上げましたが、先行自治体の実践例等も研究をして、本村に一番合った方法、あるいは休日の地域クラブの関係者と協議を進めながら、慎重にかつ丁寧に計画的に行っていきたいかと思います。

一方、1年前にスタートした地域クラブの現状ですけれども、今、中学3年生、2年生、1年生と学年が若くなるにつれて、若干ではありますが、地域クラブへの加入人数がやや減少傾向となっているところが心配として危惧されるところであります。

今後、村の子供たちが多種多様なスポーツ・文化活動が継続してできるように、今後、小学校の高学年から中学校1年生を対象にして、部活動と休日の地域クラブの関係について周知するとともに、地域クラブへの入会促進をさらに図っていきたいと考えております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 分かりました。できるクラブは進めていくという。

先ほど最後に言った教育長が答弁された、一番私もそこが危惧していて、スポーツをやらない子が増えてきていると。存続を危惧する部活というか、クラブも今発生しているという現状は承知しております。ですから、これは村だけで取り組むんじゃなくて、やはり近隣も巻き込んでいかなければ成り立っていかない。

上を目指したい子は、近隣のジュニアユースのクラブへ行っているという現状があると思います、今は。楽しみたい子の受皿が今ないというところだと思います。スポーツ、この種類はやりたいんだよというけれども、やはり上を目指したい子がいて温度差があって、じゃあそこは行かなくなっちゃうというような子供もいると思いますね。

だから、楽しみたい子たちを見れる。ですから、村はわくわくクラブという受皿があるので、そこでスクールのなもので受皿をつくれれば、一番僕はベストなのかなという気もしております。

課題はちょっと山積していると思いますが、子供たちのジュニアユース世代、中学生世代のスポーツ・文化のこの環境づくりというのは村の責任だと思いますので、村がしっかりと取り組んでいていただきたい。また、それを運営する保護者も意識を変えていただいて、子供たちのために何ができるんだという両輪で進めていく必要があるんだろうなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

次に、リサイクル業者の屋外ヤードについて伺います。

村内には、リサイクル業者は何社ありますか。村長、お願いします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号7番、百瀬議員の御質問にお答えをいたします。

リサイクル業者は村内に何社あるかという御質問でございます。

このリサイクル業者という言葉自体は、法令上、統一された定義があるものではなく、一般的な呼称として使われているものと認識しております。

法令上は、取り扱う品物や業務内容に応じて、廃棄物処理業者、廃棄物再生事業者、古物商、商品リサイクル法上の登録再生利用事業者などに区分されます。また、リサイクル業を開業・運営する場合には、取り扱う品物や事業内容に応じて、古物商許可、金属くず商許可、廃棄物処理業許可など、必要な許可を受けることになります。

今回の屋外ヤード、スクラップヤード規制との関係では、金属スクラップ等を保管、選別、加工する事業者が主な対象になるものと考えております。

村内の許可件数であります。古物商許可が99件、金属くず商許可が2件となっております。いずれも許可の管轄は警察署、公安委員会となっております。

また、一般廃棄物収集運搬業許可については、村長の許可で5件、産業廃棄物収集運搬業許可については、県知事の許可で20件となっております。ただし、これらは許可件数でありまして、実際にいわゆるリサイクル業を主たる生業として営んでいる事業者数と完全に一致するものではありません。

したがって、リサイクル業者が何社あるかという御質問については、法令上の統一的な業種区分による社数としては把握が難しいため、関連する主な許可件数をもって答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） そうですね、リサイクル業者と雑駁に言ってしまい、申し訳ありませんでした。

その業者が結構、件数を今言っていたんですが、この屋外ヤードを持っていて、そこで事業をやっているという。屋外ヤードについては何か所あるか、村では把握しておりますか。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 屋外ヤード、スクラップヤードにつきましては、国の資料では全国で4,625事業場が確認されまして、現在、その一部において、騒音、悪臭、水質、土壌汚染、火災等の問題が計275件発生しているとうたわれております。

本村におきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、リサイクル業と一口に言っても、取扱い品目や事業内容により、古物商、金属くず商、一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業など、必要な許可や所管する機関が異なります。そのため、これらの許可事業者のうち、どの事業者が屋外で金属スクラップ等保管、選別、加工しているかを、現時点では、村として網羅的に把握はできていない状況です。

今後も法制度の具体的な運用や県の許可、届出状況などを踏まえ、関係機関と情報共有を図りながら、村内の状況把握に努める必要が生じると思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 屋外ヤードについては、村では把握していないということですね。

議会で村民の声を聞く会で、近隣住民の方から相談を受けた件があります。その件は昨年ですが、村にも要望として伝えてありますが、近隣住民からの村への相談だとか、苦情なんかの現状についてはどんなふうか伺いたいと思っております。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） この屋外ヤード等に関する相談や苦情の現状につきましては、主には営業中の騒音、また振動が相談内容となっております。

そういった場合の村の対応であります。この相談者と業者の間に入りまして、その都度状況に合わせ、相談者をはじめ、近隣住民の方が困っていること、改善策について直接現場に赴き、業者と話し合いをしております。

御要望にお応えできない部分もありますが、お互いが寄り添えるよう、協議を重ねているというところが現状でございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 近年、屋外ヤードの騒音や火災などが相次いだため、環境省が規制強化に乗り出しました。背景には、使用済みの金属、プラスチック物品を保管または再生する事業場、いわゆるスクラップヤードは、資源循環の場において重要な役割を担っています。しかしながら、近年一部のスクラップヤードにおいて、騒音や水質汚染、火災等の生活環境保全上の支障が報告されております。

こうした状況を是正し、良好な生活環境の保全と公正な競争環境の整備を行うことが必要となってきております。

令和7年2月から令和8年3月にかけて開催された中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において、必要な制度措置について審議され、令和8年の4月7日に中央環境審議会会長より環境大臣に対し、今後の廃棄物処理制度の在り方についてが意見、具申されました。

これを受けて、今国会で閣議決定されて提出される予定だと聞いておりますが、この法案の概要は、1としてスクラップヤードの規制強化、使用済みの金属、プラスチック物品の保管または再生を行う事業者について許可制を導入し、基準の遵守を求める内容です。

2として、災害廃棄物の処理の推進、市町村における災害廃棄物処理計画の策定、業者間との協定の締結などの構築が含まれております。

昨年、議会の村民の声を聞く会で、スクラップヤードからの騒音、振動に悩まされているという声を聞いて村側に要望を提出しましたが、当時は法的な規制はできないとの返事でした。

これまでは、事業者には有価物だと主張されたら、それ以上は踏み込むことが難しかったが、指摘されていまして今回の改正では、村が積極的に対応を取りやすくなります。循環促進を促すためにも、不適正な事業者をなくす取組を急ぐべきです。その地域に長く愛着を持って暮らしている住民の方々が安心して安全に暮らしていくことができるように、村としてもしっかりと取り組んでいっていただきたい。

また一方、事業者はビジネスです。作業を行わなければ商売になりません。ただ、朝早くから夜遅くまでの作業というのがどうなのかなということだと思います。

このルールづくり、細かいルールが必要で、お互いが思いやる気持ちで進めていくことが大切だと思いますが、村長、その件についてはいかがでしょうか。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 使用済の金属またはプラスチック物品を保管または再生する事業所、いわゆるスクラップヤードは、資源循環の一翼を担う重要な施設です。一方で、先ほども申しましたが、全国的には一部の事業場において、騒音、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、火

災など、生活環境安全上の支障が報告をされております。

こうした状況を踏まえ、委員からも御説明ありましたが、国においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案により、屋外で金属やプラスチックのスクラップを保管するヤード等に対する規制を強化し、使用済みの金属、プラスチック物品の保管または再生を行う事業について、許可制を導入する方針が示されました。

環境省の資料においても、スクラップヤードへの規制強化として、保管または再生を行う事業への許可制、対象物品に応じた保管、再生基準、基準違反に対する改善命令、措置命令、罰則などが掲げられております。具体的には、保管物の高さ、飛散・流出の防止、分別保管、火災の発生、延焼防止、ケージ、地下浸透防止、汚水流出防止、騒音・振動防止などの基準が、今後、国や県において具体化されていくものと認識をしております。

特に本村で相談を受けたことのあるヤードの騒音や振動につきましても、この許可基準の中でより具体的な基準が示されることが見込まれておりまして、今後の制度運用を注視する必要があります。

この制度におきまして、許可や改善命令、措置命令、事業停止命令、許可取消しなどの権限は、基本的に都道府県知事が担うことが想定されています。したがって、村が独自に許可や行政処分を行う類のものではございません。

村としての対応であります。大きく3点あると思います。

第1に、当国会での審議状況、施行時期、政省令、県の運用方針を注視し、制度内容を正確に把握すること。

第2に、村内において対象となり得る事業場の有無や実態について、県と連携しながら必要な情報把握に努めます。村民の皆様から、騒音、振動、粉じん、火災のおそれ、汚水流出などの相談が寄せられた場合には現地状況を確認し、必要に応じて、県、警察、消防など、関係機関へつなぐ対応が今後必要になってまいります。

第3に、事業者に対して制度施行後であります。無許可営業や基準不適合とならないよう、県から示される手続や基準について、必要に応じて周知を行ってまいります。

スクラップヤードは、資源循環の観点から重要な役割を持つ一方で、地域の生活環境や安全を損なうことがあってはならないということでもあります。法令が施行された後にはなりますが、住民の皆様からの相談内容と新たな基準を照らし合わせながら、県など関係機関とも連携し、住民の皆さんが安心して暮らしていけるよう、適切に村としても対応してまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） よろしく申し上げます。

次に、RSウイルスワクチン定期接種化について伺います。

これは、令和8年度4月から妊娠28週から36週の妊婦の方を対象に、RSウイルス感染症に対して、母子免疫ワクチンの定期接種が実施されるようになりました。

RSウイルス感染症は乳幼児が感染すると重症化することがあり、小児や高齢者に呼吸器症状を引き起こし、2歳までにはほぼ全ての乳幼児が、少なくとも一度は感染するとされております。感染すると発熱、鼻水、せきなどの症状などで、7割は軽症で数日で軽快しますが、約3割はせきが悪化して重症化することがあります。2010年代には年間12万人から18万人の

2歳未満の乳幼児が感染症と診断され、3万人から5万人が入院したとされております。

生まれた直後の小さな命を守る取組です。村の取組を伺います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） R S ウイルスワクチンに関しての村の取組状況についてお答えをいたします。

R S ウイルスは小児や高齢者に呼吸器症状を引き起こすウイルスであり、議員おっしゃいましたが、生後1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ全ての乳幼児が少なくとも一度は感染するとされています。

感染すると、2日から8日の潜伏期間のうち、発熱、鼻汁、せきなどの症状が数日続きます。初めて感染した乳幼児の多くは軽症で軽快しますが、一部ではせきの悪化、呼吸困難、肺炎などの下気道症状が出現し、重症化することがございます。

こうした乳幼児の重症化予防を目的といたしまして、今年、令和8年4月1日から妊婦を対象としたR S ウイルス母子免疫ワクチンが予防接種法に基づく定期接種の対象となっています。

対象は、接種日時点で妊娠28週から36週6日までの妊婦の方で、接種回数は妊婦ごとに1回とされています。厚生労働省は、妊娠28週から36週6日までの間に1回接種するものということで示しています。

村ではこの定期接種化を受けまして、対象となる妊婦の方が全額公費負担で接種を受けられるよう、令和8年4月から運用を開始しています。村内では、みなみみのわ内科クリニックで接種が可能であり、上伊那地域では、20以上の医療機関で接種を受け付けています。

周知につきましては、制度開始に先立ち、対象となる方へ3月末に通知を発送いたしました。その後は、出産予定月の3か月前までに予診票等がお手元に届くよう、対象時期に合わせて個別通知を行っています。また、妊娠届出時には国が作成したR S ウイルスワクチンに関するチラシをお配りし、接種対象時期が近づいた段階で、改めて村から通知をする旨をお知らせをしております。

妊娠届出時には母子健康手帳の交付をはじめ、多くの書類や説明事項がございます。そのため、保健師とも協議し、接種に関する案内が埋もれてしまわないよう、対象時期に合わせて改めて通知する方法を取っております。

制度が始まったばかりであるため、現時点では接種実績を十分に把握できる段階にはありませんが、今後、接種状況を確認しながら、対象となる方に必要な情報が確実に届くよう、医療機関とも連携し、丁寧な周知に努めてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 始まったばかりですからね、よろしくお願ひしたいと思います。

このウイルスの特徴は、A型とB型の2つの型があり、55度以上の加熱、界面活性剤、エーテル、次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系消毒薬などで速やかに不活化されるが、感染力、増殖力が強く、感染形式は飛沫感染と接触感染だと言われています。

潜伏期間は2日から8日、平均4日から5日、約7割の乳幼児は上気道炎の症状、数日続いた後、快方に向かうと。でも、その3割の乳幼児は細気管支炎や肺炎など、下気道炎を引

き起こして重症化すると。小児は、症状が消えてからも1週から3週まで感染力を失わないと。そのために、保育園だとか学校など、集団感染につながりやすいと報告されております。

罹患率は、1歳までに5～7割、2歳までにほぼ全部の乳幼児が感染し、3歳までには抗体を獲得すると言われております。乳幼児の肺炎の約5割が細気管支炎で、5～9割を占めると言われておりますが、流行の現状は以前は秋から冬にかけてだったのが、2016年頃からは夏の流行に変化し、最近は通年性の流行になっていると。

ハイリスクの子に対しての有効なRSウイルス母子免疫ワクチンです。定期接種、この小さな命を守る取組になります。

村長も言われましたが、この新しい制度の施行されたときの職員の理解がかなり僕は必要だと思うんですね。役場の担当課や担当者への研修状況などの取組はどうなっているか伺いたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 担当課における新制度等の研修状況についてお答えをいたします。

専門職である保健師につきましては、その養成課程や国家試験において、感染症対策、母子保健、予防接種に関する基本的な知識を学んでおります。

一方で、今回のRSウイルスワクチンのように、新たに定期接種化される制度については、対象者や接種時期、接種費用の取扱い、予診票の作成、医療機関との契約、住民への通知方法など、実務上確認すべき事項が多くございます。これらは、制度改正の内容に応じて国や県から改めて示されるものでありまして、あらかじめ養成課程等で学んだ知識だけでは対応できるものではございません。

そのため、村では、国が定期接種化を決める前の令和7年6月5日に行われた研修を村の予防接種担当が受講いたしました。この研修では、日本大学医学部教授によるRSウイルス感染症対策の重要性についての講義や、独自に接種費用の助成を行っている県外自治体の先進事例等が紹介をされたところでございます。また、新制度について理解を深めるため、国や県から発出される通知やワクチン接種に関する資料、関係機関から提供される資料等を確認するとともに、オンラインで行われる研修会等にも適宜参加するよう努めております。

今後も、制度改正や新たなワクチン導入に際しては、保健師が持つ専門的な基礎知識に加え、最新の国・県通知や医療機関との情報共有を踏まえ、適切な運用になるよう努めてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 分かりました。やはりそこを担当される職員、担当課の皆さん、大変忙しい中の研修だと思いますが、何のためにこれが制度化されたかということ、やはり小さな命を守るということですから、よろしく願いしたいと思います。

最後に人生の格言集からです。三流は人の話を聞かず、二流は人の話を聞く。一流は人の話を聞いて行動し、超一流はそれを工夫する。

これで質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、7番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時15分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号2番、都志今朝一議員。

2 番（都志 今朝一） 議席番号2番、都志今朝一です。

私は、さきに通告いたしました5項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をお願いいたします。

気象庁は梅雨入りを前に、新たな防災気象情報を5月28日午後より提供を開始した。4種類の災害、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮ごとに警戒レベルと警報などの名称を併記し、危険な場所から全員避難が必要なレベル4の危険警報を新設、取るべき行動が直感的に分かるようにし、早期避難につなげる狙いがある。

気象庁によると、危険度が高いほうからレベル5の特別警報、4の危険警報、3の警報、2の注意報、1は早期注意情報で、5日先までの警報級の可能性を示す。自治体は、防災気象情報を参考に避難指示などの避難情報を発表しており、関係が明確になる。

今年の梅雨災害が少ないことを祈りつつ、質問に入ります。

また、質問の一部については、信濃毎日新聞より引用しております。

それでは、1項目めの南箕輪村第6次総合計画について。

目標人口数値について、令和17年度の目標人口を1万6,500人と設定した根拠は何であるかをお伺いいたします。

県は2025年10月1日現在の国勢調査に基づき、県内の市町村別人口などをまとめた。総人口は195万4,950人で、前回、2020年度調査の確定値から9万3,061人、4.5%減り、減少数、減少率ともに過去最大となった。

人口減少が最も大きかったのは長野市で、1万5,648人減。次に上田市、松本市と続いている。減少率の最大は南佐久郡北相木村の18.2%。人口が増えたのは北佐久郡御代田町、上伊那郡南箕輪村、諏訪郡原村、南佐久郡南牧村の4町村であった。前回調査日より1,000人増えた御代田町が、増加数、増加率ともに最大であった。

南箕輪村は203人の増加であり、人口総数が1万6,000人であった。南箕輪村の人口の統計を見てみると、平成29年1月1日現在で1万5,315人、令和5年1月1日現在で初めて1万6,010人となり、1万6,000人を超えました。また、令和8年度1月1日付の人口は1万6,005人となり、前年度の対比でもマイナス46人となり、村報5月号の人口は、令和8年4月1日現在、1万5,960人となっております。

人口減少が南箕輪村にも忍び寄ってきています。令和17年度の目標人口を1万6,500人とした根拠は何であるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号2番、都志議員の質問にお答えをいたします。

令和17年度の目標人口1万6,500人ですが、これにつきましては、令和5年発表の国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を基に設定したものであります。この推計では、南箕輪村の令和17年の人口は1万6,464人とされており、この数値を踏まえ、第6次総

合計画では、目標人口を1万6,500人といたしました。

一方で、この国立社会保障・人口問題研究所の推計は将来人口を考える上で重要な基礎資料と捉えておりますが、地域ごとの住宅供給や移住動向、子育て世代から選ばれてきた本村の特性を全て反映しているものではございません。実際に、本年6月1日時点の住民基本台帳人口は1万5,984人であり、令和7年の推計人口1万6,296人とは差がございます。

一方、この2年間、前年比で人口が減少しているものの、現時点では1万6,000人前後で推移しておりまして、本年6月1日時点の人口1万5,984人は、昨年同時期より増加をしています。

現状では、明確に人口減少局面に入ったとまでは捉えていません。ただし、日本全体の人口減少が進む中、これまでのような人口増加を今後見込むことは、難しいことは認識をしています。

本村として、第6次総合計画に掲げる将来像「豊かな自然 つながり育み 夢かなう 南箕輪」の実現に向け、子育て支援、福祉教育、地域づくりなど施策を着実に進め、少しでも目標人口に近づけるために、持続可能な南箕輪村をつくり上げてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 2025年国勢調査で、南箕輪村の人口は5年間で203人の増加であり、以前のような増加が望めないと思います。令和17年度の目標値になる施策をお願いして、2項目めの大芝の湯入浴料について。

大芝の湯のリニューアル後、入浴料の値上げの考えはどのようなものであるかをお聞きします。

開館以来24年がたち、設備などに不備が出始めており、大規模なリニューアル工事を行うこととなりました。工事金額は9億円を超える大改修工事となり、工事の工期も当初の予定では5月より11月までの予定でしたが、昨今の世界情勢の影響により、当初工期では資材の調達が不可能になり、令和8年7月15日までの営業とした。

リニューアル後の再開は令和9年2月1日を予定しているが、今後の動向により、さらなる延期も考えられる。工期については、変更契約を予定している。

以前には、村長は大芝の湯入浴料の料金値上げの条例を提出。賛成少数で否決されている。今後も世界情勢が混沌とする可能性もあり、工事金額のさらなる増額も考えられ、総工費が膨らむ可能性もある。

リニューアル後の入浴料金の値上げについての見解をお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝の湯リニューアル後の入浴料につきましては、現時点の考えでは、今後見直しが必要になるものと考えております。

ふれあい交流センター大芝の湯は、村民の健康増進や交流の場である一方、観光客を含め、村外からも多くの皆様に御利用いただいている施設です。

長野県内の公衆浴場、いわゆる銭湯の入浴料が現在500円となっている状況や、燃料費、人件費をはじめとする管理運営経費の上昇を踏まえますと、現在の入浴料をそのまま維持していくことは、指定管理料を計上している村としても慎重に考える必要があると認識してい

ます。

一方で、大芝の湯は村民福祉の向上という大切な役割も担っておりますので、村民の皆様への料金設定につきましては、村民価格の在り方も含め、別途丁寧に検討してまいります。

また、令和4年3月に原油価格の高騰を受けて入浴料の改定を提案した際には、議会において否決という結果をいただいております。その際には、改定の根拠や将来見通しの示し方について御意見をいただいたものと受け止めております。

今回はその経過を踏まえ、リニューアル後の村内外の利用者数、運営経費、指定管理料への影響、入浴料を見直した場合の収入見込みなど、でき得る限り客観的なデータを整理した上で改めて議会に御説明し、提案してまいりたいと考えています。

具体的な改定額や実施時期につきましても、根拠となる資料と合わせてお示しをし、議会の皆様に御判断いただけるよう準備を進めてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 大きな財政をつぎ込む施設です。村民の皆さんのための福祉施設であり、皆さんのために喜ばれる福祉施設になることをお願いし、3項目めの雨水排水対策、農地の宅地造成に伴い道路が低くなり、雨水がたまり、敷地内に流入するケースがある。排水対策についてをお伺いいたします。

南箕輪村では、移住に伴い農地を転用し、宅地造成が行われています。都市計画では、農振地域でも道路の両側は農振地域を除外してあるために、村内各地で宅地造成が行われています。また、下段水田地区は白地のため、住宅化がより一層進行しており、宅地造成が行われています。

宅地造成を行う折、敷地を道路より高く設定するために、雨水が道路に排水されるケースが見受けられる。住宅の増加や気候変動による集中豪雨などにより、大雨時に敷地や道路の雨水排水処理が間に合わず、道路冠水などの事態が発生しています。雨水排水設備を充実させる必要性が課題である。

下段水田地区の水利を管理している伊那土地改良区の水路があるが、用水路のため、道路排水の放流が許可されない。排水路の数も少なく、放流する場所もない。道路冠水、宅地流入などにより、村への苦情につながる。

宅地造成前の書類提出時点での対策が必要と思うが、村の考えはどのようなものであるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 雨水排水対策について御質問でございます。

宅地造成などに伴い、降雨時に道路が冠水し、周辺の宅地等への雨水が流入する事例への排水対策についてお答えをいたします。

本村ではこれまで、民間事業者等による農地転用を伴う宅地造成や事業用地造成が村内各地で行われてまいりました。造成に当たっては、宅地内に雨水が滞留しないよう、接続する道路よりも造成後の地盤を高くするケースが多く見受けられます。

一方で、従前は農地として雨水を一時的に浸透・貯留していた土地が宅地化されることにより、降雨時の流出量が増加し、周辺の低い道路や水路に雨水が集中する場合がございます。

近年の短時間豪雨の増加もありまして、既存の道路側溝や農業用水路だけでは十分に処理し切れない事例も生じております。

特に天竜川沿いの下段地区につきましては、西部地区や中段地区のように西から東へ緩やかに傾斜する地形とは異なっておりまして、比較的平たんな地形であるため、雨水の自然排水が難しく、道路冠水が発生しやすいという地域特性がございます。村としても、道路側溝等の整備は重要な課題と認識しています。

法令面では、3,000平方メートル以上の開発については都市計画法に基づく開発許可の対象となり、雨水排水処理を含めた協議を行うこととなりますが、3,000平方メートル未満の開発については、都市計画法上の開発許可の対象とならない場合が多く、大規模開発と同じような雨水排水協議を一律に求める仕組みにはなっておりません。

今回のようなケースでは、下段地区の農業用水を管理している伊那土地改良区との協議も重要になります。農業用水路へ道路雨水を排水することについては、用水管理上の課題があり、調整が必要となっています。

また、土地改良区が管理する排水路へ排水する方法も考えられますが、排水路までの距離や高低差、整備状況によっては、工事の実施が難しい場合もあります。

村といたしましては、道路管理者として現地の状況を確認し、側溝整備、集水桝の設置、既存水路の活用、排水先の確保など、可能な対策を検討してまいります。

一方で、土地の形状、排水先の有無、関係機関と調整、事業費の規模などにより、全ての事案に直ちに対応することは難しい面もあります。

今後も、造成に伴う雨水排水については開発事業者等に対し、周辺へ影響を及ぼさない計画となるよう必要な説明や協議を求めるとともに、土地改良区など関係機関とも連携し、地域の実情に応じた排水対策を進めてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 下段水田地帯には農地が点在しており、用水路の数が多く、道路雨水の放流が難しく、道路冠水の問題が今後も発生する可能性もあり、雨水排水対策がより一層求められており、効果的な雨水排水設備の整備が求められている。住民の苦情を少しでも少なくなる対策をお願いし、4項目めの庁舎窓口対応について。

提出書類などの説明不足により、二度手間が発生している。窓口対応に改善が必要と思われる事案などについてをお伺いいたします。

住民の皆さんが、役場庁舎窓口において提出書類などの説明を受け、司法書士などへの依頼の場合には問題はないと思われる。提出書類を住民の皆さん本人が作成し、提出の折、不備の指摘などがあり、家に持ち帰り変更するなどの手間が発生。以前から、官庁窓口には何回も足を運ぶとの声を聞いていることもあります。

住民の皆さんにとっては初めて聞く言葉などもあり、初めての経験であり、理解のできないことも多くあると思います。庁舎窓口に来ることも初めての方もいると思われます。窓口で提出書類などの説明が重要と思われます。窓口対応については慎重に行われているとは思いますが、より一層の努力も必要と思われます。

今後、窓口対応についての改善への考えなどがあればお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） まず、提出書類の御案内が十分でなかったことにより、申請された方に二度手間をおかけしたことにつきましては、おわびを申し上げます。

役場の中で調査したところ、今回のケースであります、提出先となる村とは別の団体の委員が、その内容を確認する手続の際に生じたものがあったというところでお聞きをしております。同時に、司法書士等が一般的には担っているケースでありまして、権利関係の移動が伴う事例でありますので、当然ながら、提出書類を整えるには専門的な知識が必要であるというところでございます。

今回のケースですが、実際の手続において、提出先である委員からうちの提出を求められたものと承知しております。事例としては、司法書士など専門職を通じて提出されることがほとんどでありまして、その場合には、確認や記録のため、写しが添付されているケースが多い状況です。一方で、今回のような御本人による本人申請の場合、写しの提出は必須条件ではございません。

ここで、対策といたしまして、村の窓口の案内として、村として一律に写しが必要だと案内してしまいますと、委員によっては不要なケースもありまして、そうなりますと、無駄なコピー代、写し代を御負担いただくことになりかねません。

一方で、今回のように案内が十分でないと、申請者にとって分かりにくく、二度手間になるということも事実でございます。このため、今回の事例を関係する団体の中で共有していただき、写しの提出が必要な場合、不要な場合について、できる限り行き違いが生じないよう、取扱いの確認を進めてまいります。

また、申請に来る住民は申請に慣れていない、初めてかもしれないという意識を常に持ち、記入例などももう一度見直し、分かりやすくする工夫をするなど心がけていきたいと思えます。

また、全ての申請について、司法書士等専門職と同じ水準の個別支援を行政窓口で行うことは難しい面もございます。行政としては、本人申請を希望される方が必要な手続を理解しやすくなるよう支援しつつ、内容が専門的、複雑な場合には、専門職への相談も選択肢として案内していく必要があると思えます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 住民の皆さんは窓口対応がほとんどです。分かりやすい説明により二度手間になることがより少なくなることをお願いし、5項目めの旧いずみ苑の整備と活用について。

フェンス周りのイチイなどの樹木の整備と、文化財収蔵施設としての案内看板などの設置についてをお伺いいたします。

この質問は、令和6年度の9月定例会で同じ質問をしており、前教育長よりの答弁もいただいておりますが、教育長も変わり、新教育長の考えをお伺いいたします。

最初に、1件目のフェンス周り、イチイなどの樹木の整備についてをお伺いいたします。

旧いずみ苑は県道沿いにあり、交通の通行量も多く、人の目につく場所にあり、樹木の整備などがされていないと目立つ場所にあり、枝が伸び放題になっている樹木もある。村の施

設でもあり、剪定などの管理が必要と思われる。

以前の答弁は、旧いずみ苑の環境整備は、シルバー人材センターの草刈班が研修目的で毎年6月に無償で実施している。年数回の草刈りが必要と考える。状況を見ながら、継続して草刈りや樹木の剪定などを実施したいと考えているとの答弁をいただいております。

繁茂する以前に手が入ることが理想と思われます。教育長のお考えをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） 都志議員の旧いずみ苑の整備と活用について、フェンス周りのイチイなど、樹木の整備はという御質問に回答いたします。

旧いずみ苑、現在の村文化財資料保管倉庫は、四方をイチイや桜などの樹木に囲まれております。桜は数年置きに剪定を行っていますが、それ以外の樹木に関しましては長年選定を行わず、枝が伸び放題となっているのが現状であります。

イチイは成長速度が遅く、すぐに大きくなってしまう樹種ではありませんが、施設に隣接する人家などがなく、選定にも費用を要することから、来年度以降に全て伐採するよう検討を進めてまいりたいと考えております。また、桜に関しては本数が少ないこともあり、剪定をしながら残す方向で考えております。

樹木の伐採を行い、フェンスのつるの撤去を行うことで全体の見通しがよくなり、周囲を通る住民の皆様方にも文化財資料保管倉庫の場所が分かりやすくなることで、文化財に対する関心の高まりにつながればと思っております。

あわせて、今後、文化財資料保管倉庫の収蔵品等の広報にも努めてまいりたいと思います。

なお、敷地内の草刈りににつきましては、この6月に1回目の草刈りを実施しました。草刈りに関しましては、早期の実施をシルバー人材センターへ依頼し、年間で2～3回実施していく予定であります。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 村の大切な文化財資料保管庫であります。敷地内の樹木管理などを定期的に行うことをお願いし、2件目の文化財収蔵施設としての案内看板などの設置についてをお伺いいたします。

先ほども申し上げましたが、通行量の多い県道に面しており、以前は農集排施設の浄化槽に使用していた施設です。今も浄化槽として利用している人も多くおります。

また、内部には、南箕輪村の歴史を語るには大変重要な資料などが多く収納されております。また、村文化財専門員の皆さんにより、展示スペースも閲覧できるよう整備されております。また、県宝に指定されている資料も保管されております。多くの方々が閲覧できる施設となることをお願いいたします。

なお、前回の教育長の答弁は、現在、文化財専門員の尽力により、文化財資料保管庫として文化財の一部を閲覧できるように整理した。今後、案内板を設置することを前提に、表記する名称など検討を進めていくとの答弁がありました。

中には、多くの資料が整理されないままです。時間もかかると思いますが、整理をお願いし、案内看板などの設置についての質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 文化財収蔵施設としての案内看板などの設置はについての御質問でございます。

文化財資料保管倉庫は、現在、収蔵品の整理も少しずつではありますが進んでおりまして、事前に申込みをいただいた方には、施設内見学へも対応しております。また、同施設で収蔵しております県宝土器につきましては、この2月に実施しました村民センターのホワイエでの企画展示等を今後計画してまいりたいと思っております。ほかの収蔵品についても大変貴重なものがございますので、村のウェブサイト等での紹介なども今後考えていきたいと思っております。

看板につきましては、門扉のところに現在、西部浄化センターいずみ苑の看板がそのままでございますので、それを南箕輪村文化財資料保管倉庫に変更するということで対応していきたいと考えております。

あわせて、今後、展示機能を備えた埋蔵文化財センターの設置を構想していく中において、現在の文化財資料保管倉庫の活用方法もさらに検討していきたいと考えておりますので、申し添えます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 郷土館が手狭で、展示ができない多くの資料が眠っています。日の目を見ることをお願いします。

藤城村政におかれましては、大芝の湯、南箕輪小学校南校舎、村村民体育館など、ハード事業がめじろ押しです。村財政もより厳しさを増しております。

村住民の福祉向上のため、より一層の村政運営をお願いするとともに、第6次総合計画の基本構想にある南箕輪村の将来像、「豊かな自然 つながり育む 夢かなう 南箕輪」、自然とともに世代を超えて育む持続可能な村づくりに向けてのかじ取りをお願いし、今定例会の質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、2番、都志今朝一議員の質問は終わります。

なお、1名の議員の質問が残っておりますが、明日10日の午前9時から一般質問を続けるいたしますので、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午後3時46分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 8 年 6 月 1 0 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

4 番 三 澤 澄 子

○出席議員（9名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 原 源 次
 4 番 三 澤 澄 子
 6 番 山 崎 文 直

7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 笹 沼 美 保

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 尾 形 浩
 総 務 課 長 武 井 厚
 危機管理課長 宮 下 裕 司
 地域づくり推進課長 武 島 亮 子
 会 計 管 理 者 池 田 友 美
 財 務 課 長 唐 澤 大
 住民環境課長 有 賀 寛

健康医療課長 武 井 香 織
 福 祉 課 長 山 崎 一
 こども課長 太 田 祥 二
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 清 水 勝 宏
 建設水道課長 鈴 木 達 也
 教 育 次 長 高 橋 里 江
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 書 記 近 藤 隆 博

会議のてんまつ

令和8年6月10日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。おはようございます。〔一同起立〕

〔一同「おはようございます」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。的確な質問、答弁をお願いします。

議席番号4番、三澤澄子議員。

4 番（三澤 澄子） おはようございます。議席番号4番、三澤澄子です。

あらかじめ通告いたしました4項目につきまして、質問をいたします。答弁よろしく願います。

1として、地区社会福祉協議会の充実についてであります。

（1）介護保険制度は、2000年4月の制度開始から26年目を迎えました。2027年の10期目に向けて、計画策定の時期と思います。

介護保険は家族の介護負担、多くは女性が担っていたわけでありすけれどもを軽減し、介護の社会化によって解消するという目的を持って導入されました。主体は市町村になります。住民にとって最も身近な行政単位である市町村が利用者にとっても適切であり、きめ細かな対応ができるとされましたが、一方で、保険料の負担増、認定やサービス負担料等、多くの課題も生まれています。

特に、2024年訪問介護の基本報酬を2～3%引き下げたことにより、訪問介護事業所の人材不足等が進み、事業者がゼロから1の自治体が300～400近く市町村あります。大きな問題となっております。社会で支える介護力が弱まっています。

2014年には、医療介護推進法により地域包括ケアシステムが構築されました。これは、一中学校区に1つというような形で出され、南箕輪はとても適切な規模だというふうに思いますが、資料1をつけておきましたので、御覧いただきたいと思います。

団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供されることを基本的な考え方としています。多様なニーズに応えるために、4つの支え合い、自助・互助・共助・公助を組み合わせでの推進となります。

2025年を迎えて、村の地域包括ケアシステムはどういう姿になっていますか。検証をしているかどうかお聞きます。

また、村で不足している部分、強化すべきところは何かをお聞きます。お願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号4番、三澤議員の御質問にお答えをいたします。

村の地域包括ケアシステムはどういう姿か、検証しているか。特に強化すべきところは

かという御質問でございます。

村が目指す地域包括ケアシステムは、高齢者が医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの支えを受けながら、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制であると考えています。

そのためには、行政だけでなく医療機関、介護事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティアなど、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、必要な支援につながる仕組みをつくっていくことが重要であります。

医療・介護連携の分野では、これまで村内に訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーションがないことが課題の一つでありましたが、令和6年度に村内に訪問看護ステーションが開設されました。訪問診療については、現在も近隣市町村の医療機関に頼る状況ではありますが、まっくん電子連絡帳の導入により、医療・介護関係間の情報共有は以前より円滑になってきております。

一方で、在宅での療養、急変時の対応、入退院時の連携、看取りなどについては、今後も関係機関との連携をさらに深めていく必要があります。

また、令和4年度に行った調査では、人生の最期を迎えたい場所について、分からないと回答した方の割合が長野県の平均よりも高いという結果でありました。この傾向は、現在も課題として受け止めています。住民の皆様が自分のこれからの暮らし方や人生の最終段階における医療や介護の希望について、家族や支援者と話し合う機会として、ACP、いわゆる人生会議の普及に引き続き取り組む必要があると考えています。

生活支援、介護予防の分野では、村職員と村社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが地域の活動を取材、確認、訪問する中で、各地域には多様な支え合い活動があることが分かっています。その中で新しい取組も生まれており、支え合いの地域づくりやフレイル予防にもつながっているものと思います。

一方で、令和7年度、昨年度実施したアンケートでは、地域での支え合いやボランティア活動への関心が低下している傾向が見られました。今後は、既存の活動を支えるだけでなく、人と人、人と活動をつなぎ、新しい活動の立ち上げを支援していくことも大切であります。特に、若い世帯や移住された方も含め、地域との関わり、接点を持ちやすい仕組みづくりが必要であると思います。

さらに、近年の課題としては、身寄りのない方や介護、生活困窮、障がい、引きこもり、家族関係など、複合的な課題を抱える世帯が増えています。こうした課題は、高齢者福祉の枠だけでは解決が難しい面がございます。福祉課相談係を中心に、庁内外の関係部署、地域包括支援センター、村社会福祉協議会、専門機関等の連携を強め、重層的な支援体制を整えてまいります。

地域包括ケアシステムの検証につきましては、在宅医療、介護連携推進協議会、地域包括支援センター運営協議会、権利擁護ネットワーク協議会などにおきまして、村の現状や課題を協議しています。

また、地域福祉計画と高齢者福祉計画、介護保険事業計画を今年度中に策定する予定でありまして、その策定過程も現在、重要な検証の場となっております。アンケート結果や各協議会での意見を踏まえ、村の地域包括ケアシステムの現状を確認しながら、新しい計画に反映してまいります。

最後に、特に今後強化すべき点であります。在宅医療、介護連携、ＡＣＰ、いわゆる人生会議の普及、生活支援、介護予防、身寄りのない方や複合的課題を抱える世帯への支援、そして、地域の支え合い活動の担い手づくりであると存じます。

村といたしましては、地域包括ケアを高齢者福祉だけの仕組みとして捉えるのではなく、誰もが地域の中で孤立せず、必要な支援につながりながら暮らし続けられる地域共生社会の基盤として、引き続き取組を進めてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

４ 番（三澤 澄子） 今、お話しいただいたように、この地域包括ケアは南箕輪はとても適切な規模でありまして、様々な分野から取り組んでいただいているというふうに思います。

今言われたように、障がいも含めた複合的な場面が多くなっているということで、難しい場面もかなり多いというふうにお聞きはしておりますけれども、引き続き、地域包括ケアの充実に向けて頑張っていただければというふうに思います。

２として、そのシステムの中で、今も言われましたように、村と住民が直接関わり、生活支援、介護予防の要となるのが社会福祉協議会であり、その中でも住民に身近な地区社協であると思います。

地区社協の在り方をどう位置づけ、支援をしているかを改めてお聞きしたいというふうに思います。お願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村の地域包括ケアシステムの中で、地区社協、地区の社会福祉協議会の在り方をどう位置づけ、支援しているかという御質問にお答えをいたします。

地区の社会福祉協議会は、各地区において住民のつながりを基盤に、見守り、交流、介護予防、支え合い活動などを行う住民主体の組織であり、村の地域包括ケアシステムを地域の中で支える重要な存在であると認識をしています。

特に介護予防の面では、専門職による支援だけでなく、身近な地域の中で外出する機会があり、人と会い会話をし、役割を持つことが大切であります。

地区社協の活動は、こうした日常社会の中でのつながりを生み出す場であり、フレイル予防や孤立防止にもつながる取組であります。

現在、大芝区を除く各地区に地区社協が組織されております。令和７年度には、定例会などで合計で行事が延べ１８６回開催され、１,９５６人の皆様に参加をいただいております。地域の中で継続的に活動を支えていただいている役員、関係者の皆様に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

地区社協への村からの支援といたしましては、村社会福祉協議会が行う地区社協連絡協議会の場において、各地区の活動状況や課題、要望をお聞きし、情報交換を行っております。また、村としては、地域福祉活動支援事業により各地区社協の活動に対して補助金を交付し、住民主体の活動が継続できるよう、支援をしている状況でございます。

そのほか、地区社協から出前講座等の要望があれば、村の職員であります保健師や健康運動指導士が講師として赴き、健康維持や介護予防、フレイル予防などに関する講座や実技を

行ったりしております。

さらに、村の社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが手芸の講師を紹介したり、レコード喫茶などほかのボランティア団体とつなげたりすることで、村の地区社協の活動の幅を広げるといっても支援をしています。

一方で、地区社協の活動は、役員の皆様の御尽力に大きく支えられている部分がございます。担い手の確保や役員の負担軽減、参加者の固定化などは、今後の課題であると村としては受け止めています。

地区社協を地域福祉を支える住民主体の大切な活動組織として位置づけ、村の社会福祉協議会と連携しながら、財政面、専門職の派遣、情報提供、活動のつなぎなど様々な面で、今後も村として引き続き支援してまいりたい意向でございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 私も先日の北殿地区の社会福祉協議会で、村から来ていただいた、村上さんから来ていただいた認知症についての知識をちょっと深めたところであります。そういうものも含めながら、地区社協は工夫しながら、いろんな充実した活動を今、行っているところであります。

それで、3として、地区社協の活動、最初は3で北殿と書いたんですけど、北殿に限らず地区社協ということで、活動と区、村社会福祉協議会の助成金についてということでお聞きしたいと思います。

地区社協は、村内11の地区社協があり、各地域に合った工夫をしながら楽しい活動を活発に取り組まれています。北殿地区でいいますと、区の助成金が35万円、村助成金が12万7,200円、村社会福祉協議会助成金20万円が主な収入になっています。区からの助成金は昨年40万円でしたが、50万円減額になりました。区の予算が200万円総額で減額になった中での対応であります。

村社会福祉協議会の助成金は、社会福祉協議会会費と共同募金が原資となっています。令和7年度は区を通じての集金だったものが、令和8年度からは個人の集金に変更になりました。実際は、令和8年度分は原資の大幅減がそういうわけで予想されるわけでもありますけれども、今年度は村予算で充てているということでありました。来年からは分かりません。どんなふうになるかちょっと心配されるところであります。

村助成金は平成12年、2000年に要綱ができて、何回かの改定はありましたが、2010年以降は見直しをされないで、今日まで来ているところであります。コロナ後、活動が再開しましたが、物価高騰が進み、運営には大変苦勞をしている現状であります。村民を聞く会でも、何回もあちこちから増額要望が出されておりました。

北殿社協は、サロン北殿、サロン中原、シニア交流会など毎月工夫して開催し、多くの人が参加しています。また、区内の気になる人には声かけをしながら役員会に諮り、参加を促したりもしております。

介護予防の中心となる活動を支えるために、助成金の大幅な改定、見直しが必要ではないでしょうか。お願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 北殿地区社会福祉協議会の活動と助成金の大幅な見直しについての御質問でございます。

まず、北殿地区社会福祉協議会におかれましては、サロン北殿、シニア交流会をはじめ、毎月工夫を重ねながら、地域の高齢者の交流、見守り、介護予防につながる活動を継続していただいております。役員の皆様、関係者の皆様には、地域福祉を支えていただいていることに心より感謝を申し上げます。

議員御指摘のとおり、北殿地区社協の主な収入は、区からの助成金35万円、村の地域福祉活動支援事業による助成金12万7,200円、村社会福祉協議会からの助成金20万円であると承知をしております。

一方で、地区社協の活動は単なる行事ではなく、高齢者の外出機会、交流機会、見守り、フレイル予防、孤立防止にもつながる重要な地域福祉活動でございます。地域包括ケアシステムを地域の中で支える上でも、地区社協の役割は、今後さらに重要になると認識をしています。

村の補助制度の変遷について申し上げますと、地域における住民主体の福祉活動を支援するため、平成12年度にボランティア1人当たり1,000円を補助する地域住民グループ支援事業を開始しました。その後、村の財政事情を勘案し、平成15年度には1人当たり900円、平成16年度には855円、平成18年度には500円へと改定されてまいりました。

その後、平成22年度からは事業内容を見直し、現在の地域福祉活動支援事業として、各地区の70歳以上の人口、世帯数、各地区社協の活動実績などを踏まえた補助事業といたしまして運用しております。

補助実績を見ますと、事業内容を見直す直前の平成21年度は10地区で18万7,500円であったのに対して、令和7年度は11地区で68万1,738円となっており、制度見直し前と比べると、村全体の補助金は増額をしております。北殿地区におきましても、1万4,500円であったのが12万1,800円となっております。

しかしながら、現状を見ますと、これで十分であるとは考えてはおりません。理由といたしましては、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年度発表した推計によりますと、令和2年を100とした場合、令和32年の本村の総人口は100.5と大きな変化はない一方で、高齢者人口、とりわけ75歳以上の高齢者の人口については、162.4と大幅に増加する見込みであります。人口が変わらなくても、人口構成は大きく変わってくるということです。

地域の中で支援を必要とする高齢者は、確実に増えていくことが推計でも示されております。そういった中、地区社協が担っている交流、見守り、介護予防、支え合い活動の重要性がこれまで以上に高まっていくことは、誰しもは分かることだと思います。

また、活動を継続する上では、現在の物価高騰による事業費の増加、役員の負担、担い手の確保、参加者の固定化などの先ほど申し上げました課題もございます。したがって、補助金の額だけでなく、補助基準そのものについても現在の地域の実態に合っているか、同時に検証する必要があると考えています。

結論といたしまして、村といたしましては、来るべき高齢化の進行に備え、地区社協への補助金を含め補助制度全体の見直しを行い、令和9年度からの新たな補助制度の実施を進めてまいります。

見直しに当たっては、北殿地区社協をはじめ、各地区社協の活動実態、参加者数、対象と

なる高齢者数、地区ごとの事情、役員の負担、活動の継続性などを丁寧に把握し、地区社協の皆様とも協議をしながら、補助基準や補助額を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 重要性は認識していただいているということで、見直し等をしていくということであります。

資料2として、地区社協から出された補助金の全体と、村から出されている活動支援補助金の実態をつけておきましたので、それぞれ皆様の地区がどんなような実態になっているのかも御確認いただきながら、また見直しについて期待をしていきたいと思います。

それでは2として、ハラスメントのない村づくりのための条例制定についてをお聞きします。

3月議会で、村職場環境についてたどしました。議会だよりを見た村民の方から、現職の職員が10人以上退職するとは、一体村はどうなっているのかというような質問も出ました。

村では、3月の予算の中で理事者、議員、職員等を対象にしたアンケート調査を行うとありますが、いつからどのように進めていくかをお聞きいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） アンケート調査、いつからどのように進めるかという御質問でございます。

職員の皆さんが安心して働くことができる職場環境を整えることは、任命権者として重要な責務でございます。同時に、ハラスメントの防止については、単に個人の問題ではなく、組織として未然に防止すること、早期把握、適切な対応を行う必要があるものと認識をしています。

そのため、今年度、理事者、職員また議員等を対象にハラスメントに関するアンケート調査を実施いたします。調査の目的であります、ハラスメントに関する実態、職場環境上のリスク、相談しやすさ、相談体制の認識、管理職とのコミュニケーション、職場内の心理的安全性などについて把握し、今後の具体的な防止策や職場環境の改善につなげることを目的でございます。

現在の状況であります、アンケートが実効性のある取組となるよう、設問内容、対象範囲、実施方法について検討しています。今後、アンケート結果の収集・分析・フィードバックを客観的かつ効率的に行うため、このアンケート調査については、専門業者へ委託することにより実施する予定となっております。

実施時期につきましては、設問設計と委託手続を進めた上で、今年度中のできるだけ早い時期に実施してまいります。同時に、実施に当たっては、回答者が特定されないよう匿名性を確保するとともに、回答したことや相談したことによる不利益が生じないよう、十分配慮してまいります。

ハラスメントに関する調査は、職員が安心して率直に回答できる環境がなければ、そもそも実態把握につながりませんので、この点は特に注視して進めてまいります。

集まったアンケート結果につきましては、単に集計するだけでなく内容を分析し、職員の

声を踏まえた具体的なハラスメント防止策、相談体制の見直し、研修内容の充実、管理職のマネジメント力の向上、職場内コミュニケーションの改善につなげていきたいと思います。

また、今回の調査結果は、ハラスメントのない職場づくりに向けた基礎的な資料とするとともに、今後、ハラスメントのない村づくりに向けた条例制定の必要性や、制度的な対応を検討する際の重要な材料として活用してまいりたい意向です。

村としては、職員が安心して働き、住民に対してよい行政サービスを提供できるよう調査・分析・改善の流れを着実に進め、風通しのよい職場づくりに取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 今年度中にまとめて、分析結果は生かしていくというようなお話でありました。

それでは、今おっしゃられた部分でもありますけれども、流れとして、2として、議会は今定例会に議員政治倫理条例を提出し、自らを律していくことを表明しています。宮田村では前村長のハラスメント問題を受け、ハラスメントのない村づくり条例を制定しました。ハラスメントが社会問題化する中で、役場職員だけでなく、村民や企業団体などにも理念を共有してもらうとして、ハラスメントのない村づくりは何人も個人として尊重され、互いのその人格及び多様な価値観を尊重し合うことを旨として推進されなければならないなどを基本理念に掲げています。

第6条で、行政はハラスメントの防止について、率先して必要な措置を講じるよう努めなければならないと定め、相談や通報窓口、ハラスメント調査委員会の設置などを盛り込んでいます。

本村でも、働きやすい職場環境やよりよい行政運営を目指すために、宮田村のようなハラスメント防止条例を策定する考えはあるかをお聞きします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 宮田村のようなハラスメント防止の条例を策定すべきではないかという御質問であります。

ハラスメントのない村づくりを進めることは、職員が安心して働ける職場環境を整える上で、住民の皆さんが安心して行政サービスを利用できる、そういった環境を整える上でも重要な課題であると認識をしています。

条例の制定につきましては、先ほど申し上げました理事者、議員、職員等を対象とした職場環境等のアンケート調査の結果を踏まえ、実態や課題を整理した上で、必要性や内容を検討する必要があります。

その際には、単に理念を掲げるだけでなく、ハラスメントの定義、村職員、議員、村民等の役割、相談体制、調査対応の仕組み、再発防止、相談者や協力者への不利益取扱いの防止など、実効性のある制度とする必要があると思います。

また、議会において、議員政治倫理条例が提出されていることも承知しております。理事者、議員、職員、住民、それぞれの立場や権限関係を踏まえながら、議会とも必要な情報共有を行い、村全体としてハラスメントを許さない環境づくりを進めることが大切であると考えます。

一方で、事業主として対応を急ぐ面がございます。改正労働施策総合推進法によりまして、今年の10月1日から、職場におけるカスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が事業主に義務づけられることになっています。これに伴い、国の指針を踏まえ、相談体制の整備、対応方針の明確化、職員の周知、研修、被害を受けた職員への配慮、再発防止などに取り組む必要がございます。

本村におきましても、住民対応の現場で働く職員をカスタマーハラスメントから守り、安心して職務に当たることができる環境を整備することは、結果として、より質の高い行政サービスを継続的に提供することにつながっていくと考えます。

したがいまして、今年度実施するアンケート調査の結果によりまして、職場環境やハラスメントに関する実態を把握し、その結果を踏まえ、防止策、相談体制、研修、カスタマーハラスメント対応方針の整備を同時に進めてまいります。

その上で、宮田村の取組やほかの自治体の条例、議会における政治倫理条例の議論も参考にしながら、本村にふさわしいハラスメント防止条例の在り方について検討してまいりたいと存じます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 確かに、カスタマーハラスメントは近年本当に多く、職員の皆さんは本当に苦労されているところを実際に見ております。国の指針に沿って政策を進めていただきたいというふうに思いますし、また、村全体としてどうするか。議会ともしっかりと相談させていただきながら、良い方向に進んでいくようにお願いしたいと思います。

3であります。こども政策についてであります。

令和8年4月から、南箕輪村こども計画が策定されました。このように立派なものが皆さんのところに配られていると思います。

こども計画は、「自分らしさと笑顔があふれる こどもまんなか南箕輪の実現」を目標に掲げています。こどもまんなか社会の実現をどう進めるかが問われています。

ここでは、こども家庭センターの役割をもったこども館の活動の充実、環境整備、開かれたこども館の取組について、まずお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 国におきましては、こども政策の基本理念として、こどもまんなか社会を掲げております。村におきましても、こども計画において、「自分らしさと笑顔あふれる こどもまんなか南箕輪の実現」を基本目標といたしまして、その実現に向けて、3つの基本目標と13の基本政策を体系的に整理いたしました。

こどもまんなか社会を進める上では、子供を単に支援の対象として見るのではなく、意見を持つ一つの主体として尊重し、その声を施策に生かしていくことが大切であると捉えています。

計画の推進に当たっては、子供の権利を尊重しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、教育・保育の充実、子供の居場所づくり、困難を抱える家庭への支援、地域における見守り体制の強化などに取り組んでまいります。

また、子供や若者、子育て当事者の意見を継続的に把握し、家庭、学校、保育園、地域、

関係団体と連携しながら、村全体で子供と子育て家庭を支える環境づくりを進めてまいります。

こども館の実際取組については、教育長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） 三澤議員からの、こども館の活動充実、環境整備、開かれたこども館への取組についての御質問に回答をいたします。

まず、こども館の環境整備についてお答えいたします。

多様化するニーズに応えるため、村長公約でもあるこども館の多機能型施設化の実現に向け、現在、こども館と南箕輪小学校で実施している放課後児童クラブ事業を、令和9年度から南箕輪小学校に集約することとなっております。それに伴い、令和9年度以降にこども館の環境整備を行っていく計画です。

内容としましては、1つに全天候型アクティビティの大型屋内遊具の設置、2つ目に小中高生が集う子供の居場所づくり、3つ目にクリエイティブな学び、デジタルAI体験、4つ目に学校と連携したセーフティネットとして、不登校対策の支援などを計画しております。

また、開かれたこども館につきましては、現在も可能な範囲で施設を御利用いただけますよう、放課後児童クラブの運営によって、遊べない、人が集えないといった状況が生じないよう努めております。

今後より多くの方にこども館を御利用いただけるよう、工夫を重ねてまいります。

最後に、こども館の活動の充実についてお答えいたします。

これまでも地域支え合いフォーラムやこどもミニフェスタなどの様々なイベントが実施され、多くの皆さんに参加していただきました。今後も、庁内の各部署や村内外の関係機関に働きかけ、こども館での活動が充実するよう努めてまいります。

誰もが気軽に利用できるこども館を目指して、魅力ある施設づくりを進めてまいります。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 令和9年度からやっぱり大きな改革が進むというふうに、今、分かりました。今年も地域支え合いフォーラムに参加しておりまして、本当に皆さんが集えるようなこども館にますますなっていけばいいかなというふうに思っております。

2として、こども館で大きな位置を占めている放課後児童クラブであります。

子育てしながら働き続ける村として、こども施策の重要な位置づけになっています。今後必要とする児童は増えていくと思います。しかし、増加するごとに、クラブの教室は場所の移動を繰り返してきました。来年から南箕輪小学校に統一するとされていますが、現場の先生方には知らされておられません。

放課後児童クラブの充実が求められています。今こそ支援員の先生の体制強化が必要です。働き方も子供受入れ前の準備時間も含め、専門職としての研修の充実、処遇改善等、常に見直しをする必要があると思います。

令和9年度に向けての整備状況と、放課後児童クラブの今後の姿をどう見るかを願います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 初めに、放課後児童クラブの充実についてお答えいたします。

保護者の負担軽減を図るため、夏休み等の長期休業期間における昼食の提供を令和6年度より行ってまいりましたが、令和7年度に議会より、村が主体となり責任を持って早急に実施すべきとの御提言をいただきましたことを重く受け止め、令和8年度の夏休み期間からは、村が主体となる昼食提供を開始します。

また、令和6年度の機構改革において、放課後児童クラブ事業の所管を教育委員会へ移管したことにより、学校、保護者、そして、放課後児童クラブ間の連携が一層緊密となり、児童を取り巻く様々な課題に対して、迅速かつ適切な対応が図れるよう体制を整えました。

さらに、今年度からは、村の教育相談員を長年にわたり務めた方を放課後健全育成指導員として配置いたしました。これまでの経験を生かすことで、現場の支援員に対する実践的な指導や相談体制を強化し、放課後児童クラブの充実を図っております。

次に、支援員の体制強化についてであります。

夏休みなどの長期休暇期間は、児童の活動時間が長くなることに伴う安全確保や児童一人一人への育成支援がさらに必要となります。そのため、長期休暇期間については、通常時よりも支援員を手厚く配置し、子供たちが安全かつ安心に過ごせる環境づくりに努めております。

さらに、支援員の研修の充実についてお答えいたします。

村では、厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針に基づき、支援員に対して研修の機会を確保しております。県が開催する研修会への積極的な参加を促すとともに、村独自でも年数回の研修会を開催しております。日々の業務で直面する課題の共有のほか、外部講師を招き指導員のスキルアップを図るなど、継続的な資質向上に努めております。

特に令和7年度、昨年度は、講師に日本相談支援専門員協会の顧問、福岡寿先生による研修会を開催いたしました。福岡先生は、長年にわたり支援が必要な方の地域生活を支える相談支援の最前線で尽力されてきた方で、日本相談支援専門協会の中心的役割を担い、全国の相談支援専門員の育成やスキルの底上げに多大な御貢献をされている、全国的にも大変著名な先生であります。

今後も、このように継続的に先生からの御指導を仰ぎながら、本村における支援体制のさらなる向上に努めていきたいと考えております。

最後に、令和9年度に向けた施設整備の状況と今後の姿についてお答えいたします。

現在、こども館にて運営している放課後児童クラブについては、南箕輪小学校へ統合、集約する計画を進めております。具体的には、これまで使用していた放課後児童クラブ棟に加え、小学校の理科室を利用する計画であります。

施設整備につきましては、学校が放課後に校内を施設した場合や土曜日にも放課後児童クラブとして理科室等が利用できるように、専用の通路を整備する計画です。合わせて、ロッカーやげた箱などの必要備品を備え、一か所に集約した効率的な運営体制を整える計画であります。

今後の在り方につきましては、放課後児童クラブが子供たちにとって安全で安心して過ごせる生活の場となり、保護者の方々が安心して預けられる環境となりますよう、引き続き運

営体制の充実に取り組んでまいります。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

次に、3として、こども計画の推進の要は子供の意見の尊重と社会参加の推進にあります。このこども計画では81ページに書いてありますけれども、計画の推進体制、2として、こども会議等の検討を行いますとありますが、私が求めたのは設置をしますというところの文章だったんですけど、検討しますに変えられてしまった経過がありますが、検討ではなくて、早急に立ち上げていくことで子供たちの意見の尊重と社会参加が推進できると思います。

村の考えをお聞きます。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） こども会議を早急に立ち上げることが求められているが、村の考えはという御質問でございます。

こども計画の中の内容については、三澤議員から御紹介がありましたので、省略させていただきます。このこども会議等の設置、検討を行いますということ、この考え方は、子供を単に支援の対象として見るのではなく、意見を持つ一人の主体として尊重し、村の施策づくりに参加してもらう点で大変重要であると、繰り返しになりますが認識をしております。

こども会議については、子供や若者が継続的に意見を出し合い、村の施策に関わる機会をつくる有効な方法の一つであり、設置に向けた検討を進めていきます。

一方で、子供の意見を聞く方法は会議形式ではありません。アンケート、ワークショップ、学校での意見交換、SNS等を活用した意見募集など、様々な方法があると認識をしております。

例えば、小学生、中学生、高校生、若者では、意見を出しやすい方法や話しやすいテーマも異なっております。幅広い意見を聞く場合と少人数で議論を深める場合とでは、適した方法も変わっております。そのため、村としてはこども会議の設置を有力な方法として検討しつつ、テーマや年齢層に応じてアンケートやワークショップなども組合せ、子供や若者が参加しやすい仕組みを整えてまいります。

既に、こども館隣の公園の名称につきましては、元気なまっくん公園であります。子供たちの意見を踏まえて決定した事例もございます。このように、子供たちの声が実際に形になる経験は、社会参画を進める上でも大変貴重な機会であります。

また、議会が開催をしております中学生議会につきましても、中学生から直接意見を伺う貴重な機会であり、今後の施策に生かしてまいりたいと思います。

村といたしましては、こども計画に掲げた子供の意見の尊重、社会参画の推進をより具体化するため、こども会議の設置を含め、子供の意見を聞き、施策に反映する仕組みづくりを引き続き推進してまいります。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

4として、近隣市町村では、こどもの権利条例制定が進んでいます。全ての子供が健やか

に成長するために守られるべき権利として、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などが挙げられております。こどもの権利の基本原則として、行政が果たす役割、責務を定めています。村でも、こども施策の中心となるべき権利条例の制定を進める考えはということであります。

本当は、岐阜県本巣市のこどもの権利条例1年目の成果ということで、この岐阜県本巣市の権利条例は、市内全部の子供たちの言葉を酌み取って、子供たち自身がつくった権利条例ということで、大変参考になる事例であります。その中で、やっぱり子供たちが学校改革、運動会種目の見直しとか校則に関する対話集会を開催、そんな毎日を過ごしながら大きな成果を上げているという記事がありましたので、また後でお渡しします。

そういうことで、村でも、本来は今言った子供の意見表明とか参加、こども会議を設置していくというところの基本的なところの考え方は、本来やっぱり権利条例を定めた上でのこども計画だというふうに私は思っております。

ですので、ぜひ権利条例を基本的なこととして進める考えはあるかどうかをお聞きします。
議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村でも、こども施策の中心となるべき権利条例を制定する考えはあるかという御質問でございます。

こどもの権利条例、国連の児童の権利に関する条約、いわゆるこどもの権利条約の理念を踏まえ、子供の権利を地域社会全体で保障し、子供の意見表明や社会参画、相談・救済の仕組み、行政や家庭、学校、地域の役割などを定める条例として、各自治体で制定が進められているものと承知をしています。

民間の研究機関であるこどもの権利条約総合研究所の資料によりますと、こどもの権利保障に係る総合的な条例を制定している自治体は、令和8年1月の段階で、全国で93自治体とされています。近隣の市町村では、箕輪町が箕輪町こども・子育て応援条例を制定し、令和6年4月から施行されておられます。この条例は、地域全体で子供や子育ての過程を支える社会の実現を目的とするものであり、こどもの権利の尊重にも触れております。

また、伊那市、中川村においても、子供の権利に関する条例制定に向けた動きがあることを承知しております。

本村におきましても、今回策定したこども計画におきまして、「自分らしさと笑顔あふれる こどもまんなか南箕輪の実現」を基本目標として掲げております。この計画では、子供の最善の利益を第一に考え、子供の権利を保障しながら成長できること、虐待、いじめ、体罰、不適切な指導、暴力、性犯罪、性暴力、災害、事故などから守られること。困難な状況にあるときには支援につなげられること、差別や孤立、貧困に陥ることなく、安全に安心して暮らせることを大切な方向性としています。

したがって、村といたしましても、子供の権利を尊重する考え方は、こども政策の中心に置くべき重要な視点であると認識をしています。

一方で、条例を制定する場合には、理念を掲げるだけでなく、子供の意見を聞く仕組み、施策への反映、相談・救済の体制、学校・家庭・地域・行政の役割、計画等の関係などを整理する必要があるとございます。また、条例の検討過程そのものに子供や若者、子育て当事者の意見を反映することも重要であると考えます。

村といたしましては、まずは、今回策定したこども計画を着実に推進し、子供や若者の意見を聞く仕組みづくり、こども会議の設置等の検討、子育て支援や困難を抱える家庭への支援を進めてまいります。

その上で、近隣自治体の取組やこども計画の推進状況、子供・若者、子育て当事者の意見を踏まえながら、本村における子供の権利等に関する条例制定の必要について、引き続き検討させていただきます。

とはいえ、村として、条例制定を選択肢から除外するものではございません。子供の権利を実質的に保障し、子供の声が施策に反映される仕組みとなるよう、こども計画の推進と合わせて丁寧に協議を重ねてまいります。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

こども計画は先に推進ということであります。引き続き、しっかりと協議していただきたいというふうに思います。

教育長さんの御意見もお聞きしたかったわけでありますけれども、ちょっと時間がないので省かせていただきます。

4として、中東情勢の混乱、長期化を受けての現状と対策をということで、中東情勢の混乱・悪化により、原材料不足の影響が深刻化しています。ホルムズ海峡の封鎖による原油やナフサの供給不安から、石油関連製品の値上げ、販売制限が相次いでいます。

建設現場では、原材料の入手困難と価格変動が激しく、事業の存続や雇用の継続が難しいという声、製造現場では機械油調達が困難で、減産、時短操業になりそう。JAでは資材が全般的に値上がり、対応に追われています。医療現場でも、ナフサ由来の医療関連用品確保が不安になっています。宮田村では、コロナ禍以来、二度目の緊急経済雇用対策本部会議を開き、情報交換をしたと報道されています。

本村でも各分野の状況を調査し、緊急対策を進めるべきだと思いますが、お考えをお聞きます。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 中東情勢の混乱、長期化に向けた現状と村の対策についてお答えをいたします。

令和8年2月28日に米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃が行われたことを契機といたしまして、中東情勢は一段と悪化しておりまして、エネルギー市場にも世界的な影響を及ぼしております。

日本は、原油や液化天然ガスなど、エネルギー資源の多くを海外、とりわけ中東地域に依存しておりまして、中東情勢の不安定化は燃料価格、電気料金、物流費、原材料費などを通じて、国内経済に広く影響を及ぼしています。

村内においても、商工業、農業、運輸、建設、サービス業など、幅広い分野で燃料費や資材価格の上昇、仕入価格の変動などが懸念されており、今後の影響を注視する必要があると認識をしております。村の公的な施設整備も大きな影響を受けているというのが現状でございます。

近隣の宮田村におきます緊急経済雇用対策本部会議については、確認したところ、宮田村商工会からの要望により、商工会、金融機関、保証協会、J A、議会、村長、副村長などを構成メンバーとして開催され、主に情報交換、情報共有を行ったものと聞いております。

本村におきましても、3月以降産業課が主体となりまして、商工係では商工業振興至急審議会、農政係では農業再生協議会などを通じまして、関係団体からの情報共有を行っております。

また、商工会とは随時情報交換を行っておりまして、商工会が村内事業者を対象に実施した中東情勢に関する影響調査の結果についても共有を受けておりますし、現在も、引き続き第二弾のアンケートが行われております。

そのような中、先日、商工会長とも意見交換を行ったところ、商工会の中でも、宮田村と同様の情報共有の場の設置を村に要望する動きがあると伺っています。村といたしましても、商工会、金融機関、J A、県など、関係機関と連携をしながら、必要に応じて情報共有の場を設け、村内事業者や農業者の状況把握に努めてまいります。

同時に、県からも各市町村の中小企業等の声を把握したいという声がありますので、県とも共有しながら、村内事業者の実情や課題を適切に酌み取ってまいります。

当面、村単独でできる対策であります。私は主に資金繰り支援が中心になると考えています。本村では、あらかじめこのような経済変動に備え、不況対策資金について、村の利子補給を手厚くしております。実質金利を上伊那地域のほか自治体と比較しても、かなり有利な水準で設定をさせていただいております。

今後、燃料費や原材料費の高騰、売上や受注の影響などが具体的に生じてくる場合には、商工会や金融機関と連携し、村の制度資金、県の融資制度、国の支援制度などを含めて、事業者が必要な支援につながるよう、担当課では対応してまいります。

村といたしましては、現時点で直ちに村独自の新たな給付制度を設ける段階とは考えておりませんが、商工会や関係機関と連携して状況を把握し、影響が長期化、さらに深刻化する場合には、必要な対応を検討する必要があると考えています。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 速やかな対応をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（笹沼 美保） これで、4番、三澤澄子議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

12日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことといたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午前 9時53分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 8 年 6 月 1 2 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

第 1 行政報告

第 2 議案第 11 号

提案～審議

第 3 まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会報告

第 4 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)

質疑～採決

第 5 発議第 1 号

提案～採決

第 6 発委第 1 号

討論～採決

第 7 議案の訂正

第 8 議案第 1 号～ 9 号、議案第 11 号

討論～採決

第 9 継続調査事項

第 10 議員派遣

○出席議員（９名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 原 源 次
 4 番 三 澤 澄 子
 6 番 山 崎 文 直

7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 笹 沼 美 保

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 尾 形 浩
 総 務 課 長 武 井 厚
 危機管理課長 宮 下 裕 司
 地域づくり推進課長 武 島 亮 子
 会 計 管 理 者 池 田 友 美
 財 務 課 長 唐 澤 大
 住民環境課長 有 賀 寛

健康医療課長 武 井 香 織
 福 祉 課 長 山 崎 一
 こ ども 課 長 太 田 祥 二
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 清 水 勝 宏
 建設水道課長 鈴 木 達 也
 教 育 次 長 高 橋 里 江
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 書 記 近 藤 隆 博

会議のてんまつ

令和8年6月12日

午後3時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

過日、追加議案等が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） 御苦労さまです。議会運営委員長報告をいたします。

追加議案等が提出されたことに伴い、過日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告します。

村側から追加議案1件、行政報告1件、議案の訂正1件、議員から特別委員会審査報告1件、発議1件が提出されていますので、本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

議長（笹沼 美保） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案1件、報告1件、特別委員会審査報告1件と発議1件、議案の訂正1件を本日の会議日程とします。

日程第1、行政報告を行います。

これを許可します。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第5号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり、地方自治法180条第1項の規定により、1件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、報告書を御覧ください。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） これで行政報告を終わります。

日程第2、議案の上程を行います。

議案第11号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第11号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年度南箕輪小学校南校舎長寿命化改修工事に係る請負契約を締結するため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

高橋教育次長。

教育次長（高橋 里江） それでは、議案第11号の細部説明を申し上げます。

議案書2ページの説明資料を御覧ください。

令和8年度南箕輪小学校南校舎長寿命化改修工事の入札結果を申し上げます。

1について、入札会の時期は、令和8年6月3日午前10時です。

2について、工事の内容は、屋根防水工、外壁断熱工、屋根外壁塗装工、建具改修工及びそれに伴う付帯工事一式です。

3について、契約の方法は、総合評価一般競争入札です。

4について、入札の結果は、応札者数2者、落札金額は消費税込みで2億2,638万円、落札業者は長野県上伊那郡南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役、原武光です。

5について、工期は、議会議決の日から令和9年3月31日までです。

1ページを御覧ください。

工事請負契約の締結につきましては、1、契約の目的、2、契約の方法、3、契約の金額は先ほど申し上げたとおりでございます。

4の契約の相手方につきましては、落札業者である原建設株式会社でございます。

以上で、細部説明といたします。

議長（笹沼 美保） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

取りあえず、もう一者の応札者とそれから落札率をお願いしたいんですけども、それと合わせて、この業者は大芝の湯のリニューアルも請けております。この小学校の長寿命化の工事は竣工が3月31日になっているわけでありましてけれども、2つの工事、今の中東情勢も合わせて、資材の調達や竣工に間に合うような、きちんと工事ができるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

高橋教育次長。

教育次長（高橋 里江） それではまず、応札者についてお答えいたします。

原建設株式会社のほかもう一者は、池田建設株式会社でございます。落札率については、99.23%となっております。

中東情勢に関わる工事の状況についてですけども、これについては、一応、原建設株式会社としては両方請け負って大丈夫という体制ということですが、今後の中東情勢によっては、大芝の湯のほうも含めてですけども、もしかしたら工期延長という可能性も絶対ないとは言えないということを申し上げます。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。大芝の湯のほうも聞きますか、いいですか。合わせて。

清水観光森林課長。

観光森林課長（清水 勝宏） 大芝の湯のほうでございますが、以前にも申し上げましたと

おり、現在の契約は11月21日となっておりますが、それにつきましては、世界情勢とか物価高騰、資材の搬入の遅延の関係等もございまして、これについては延長することが考えられるというのが今の現状でございますので、またそのときにつきましては、変更契約等の議会の議決のお願いをすることになると思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

日程第3、まっくんバス運行等公共交通に関する調査特別委員会に付託中のまっくんバス運行等公共交通に関する調査について、委員会の中間報告を求める件について議題といたします。

お諮りいたします。

まっくんバス運行等公共交通に関する調査特別委員会の中間報告を求めたいと思います。

御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、付託中の調査について、特別委員会の中間報告を求めることに決定しました。百瀬委員長。

まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会委員長（百瀬 輝和） まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会の中間報告について、本委員会に付託された調査・検討を重ねてきたまっくんバス運行等公共交通に関する調査について、会議規則第45条第2項の規定により、別紙のとおり中間報告いたします。

お手元の報告書を見てください。

開いていただき、目次の部分です。

1として、特別委員会の開催日、2として、調査・視察実施日、3として、まっくんバス新ルート運行の評価、4として、地域公共交通先進地研修視察の報告、5として、村全体の公共交通の現状と対策。別添資料として、まっくんバス乗降調査結果報告書をつけてあります。

1 ページ目、1、特別委員会開催日について。

第6回、令和8年5月8日、第7回、令和8年5月22日、第8回、令和8年6月5日です。

2、調査・視察実施日。

まっくんバス運行状況調査、令和8年4月22日、23日、30日。先進地行政視察（茨城県東海村）、令和8年5月18日、19日です。

3、まっくんバス新ルート運行の評価についてです。

当調査特別委員会は、3班に分かれて4月22日、23日、30日の3日間、新ルートである「北原－伊那弥生ヶ丘線」「南原－北殿駅線」「北殿－伊那支援学校線」の朝便・夕方便に乗車し、運行状況の調査を実施した。調査結果については、3ページ以降つけてあります。この後ちょっと報告します。

朝便においては、高校生の利用がある程度見られ、伊那支援学校の生徒による朝便・夕方

便の利用が確認された。しかし、運行時間が限られているため、利用のない便もある。現状の需要に合わせた運行時間や最短ルートの再検討が今後必要である。

1 便当たりの乗車人数は計画目標値に達していないものの、実車調査の結果から、本ルートはある程度の利用が見込めるものと評価する。今後は月ごとの乗車状況等を精査し、運行時間やルートの柔軟な変更が必要である。

それでは、ちょっと3ページからですが、3ページが1班の調査報告書になります。4ページが2班の調査報告書になります。5ページが3班の報告書になります。6ページ、7ページは聞き取り調査の結果が書かれております。

7ページの最後の参考、村民の声のところですが、民生委員からの話では、北殿の独り暮らしの高齢女性が大芝方面に行くために利用していたバス路線がなくなり、残念がっているとのこと。朝は堀田内科クリニックまで乗車したが、帰りは徒歩で帰宅した。

免許を返納した90歳の男性は、買物に利用してきたバスがなくなり困っている。現在は知人に弁当を買ってきてもらっている。大泉の60歳女性は、自分は車を運転できるが、育苗ハウス付近のバス停までは遠い。しかも、朝夕だけの運行では利用する人はいないと思うと話していた。北殿中原地区の女性は、今度のバスは本当に不便になった。今はまだ自分で運転しているが、困る人がたくさんいる。見直してほしいと話をしていたという内容も付け加えてあります。

それでは1ページに戻っていただき、4番です。

地域公共交通先進地研修視察の報告。

当調査特別委員会は、5月18日、19日の2日間にわたり、茨城県東海村における公共交通の取組について研修視察を行った。

東海村の地域公共交通計画は、外部コンサルタントを利用せず、村民目線に立って協議会委員と職員が主体となって策定されている。現在は、路線バスとデマンドタクシー「あいのりくん」が主な公共交通を担っている。特に、AI予約システムを導入したデマンドタクシーは安価で利用できるため、需要が伸び過ぎた面があるが、住民の利便性の高い移動手段として村全体をカバーし、広く利用されている。

2ページ、めくっていただき5番です。

南箕輪村全体の公共交通の現状と対策についてです。

現在、南箕輪村全体の公共交通は、まっくんバス3ルート、「北原－伊那弥生ヶ丘線」「南原－北殿駅線」「北殿－伊那支援学校線」、タクシー券（対象者限定）、福祉移送サービス（利用制限あり）、及び南部地域限定の「ぐるっとタクシー」で構成されている。しかし、タクシー券や福祉移送サービスは利用者が特定の対象者に限定されており、ぐるっとタクシーも地域限定の運行である。また、まっくんバスも通学・通院を想定した朝夕のみの運行にとどまっている。

村民からは「買物に行けなくなった」「大芝の湯に行けなくなった」「役場に行けなくなった」といった切実な声が寄せられており、村全体を見渡すと、多くの村民にひとしく行き届いた移動手段が不足していると言わざるを得ない。先進地の事例を見ても、目的地が同じ多数の乗客を運ぶ「路線バス」と個人の目的に応じて移動する「デマンドタクシー等」の組合せが効果を発揮している。

本村の公共交通においては、特に移動手段を持たない村民への対応をどうするかが早急に

問われている。先進地の事例に倣い、利用者の目線に合わせて柔軟に移動できる小回りの利く移動施策の導入が急務である。

これらを踏まえて、地域公共交通協議会等においては、南箕輪村地域公共交通計画の見直しと、まっくんバス運行継続の是非や近隣自治体との連携も含めた公共交通の在り方を令和8年度中に協議されたい。施策の実現には財政措置が伴うため、利便性の向上だけでなく、コスト面とのバランスも十分に考慮する必要がある。

また、実施に当たっては、運行事業者との丁寧な交渉も不可欠である。

以上、一刻も早い具体的な施策の展開を要望する。

以上です。

議長（笹沼 美保） これで、特別委員会の報告を終わります。

日程第4、請願・陳情を採決いたします。

福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

西森福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（西森 一博） それでは、福祉教育常任委員会に付託されました請願第1号「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願について。

6月4日午後4時より、第一委員会室において、南箕輪村公立学校教職員組合より、大槻氏、唐澤氏、龍野氏から説明を受けました。

会議規則第91条第1項の規定に基づき、審査結果を報告いたします。

提出者から、35人学級よりもさらに少人数学級を推進する必要があること、教職員定数の改善によって、教員の負担軽減と人材確保につながるということが説明された。義務教育費国庫負担制度についても、国の責任による教育水準の維持・向上のため、制度の堅持と拡充が必要であるとの意見が示されました。

長野県では独自に25人学級が導入されており、児童一人一人の発言機会の増加や主体的な学びの向上など、教育効果が確認されているとの説明もありました。また、小規模校における複式学級についても、教員の負担軽減のため、編成基準の見直しが必要との考えが示されました。

質疑では、当村における少人数学級の現状や特別支援学級を含まない学級編制の課題についての質問がなされ、特別支援学級在籍児童を除いて学級編制が行われているため、実際には35人を超える学級が存在することが報告されております。

また、少人数学級による教員の業務負担軽減効果や教室不足など、施設面での課題、教員の長時間勤務の実態、AI活用による業務効率化の可能性、学校行事の縮小と教員活動への影響などについての質問がなされました。提出者からは、学校指導要綱の内容増加に対して、授業時間の確保が求められる中で、行事や学級活動の時間確保が困難となっており、やむを得ず行事を縮小している現状が説明されました。

討論では、委員から、本村においても少人数学級の必要性は高い。具体的な25人学級の実現を求める内容とすることも重要ではないかと。毎年継続して要望していくことが必要であるなどの意見が出されました。

採決の結果、請願第1号は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、福祉教育常任委員長の報告といたします。

議長（笹沼 美保） 委員長報告に対する請願第1号「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書の質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。1点教えてください。

義務教育費国庫負担制度の関係、ちょっと私はこれ毎年出されてきて、堅持の部分なら大いにほかの部分は賛成する部分ですのでいいんですけども、拡充というところが3分の1から2分の1に戻せということだと思うんですが、そこについては、ここになぜ私はこだわるかという、三位一体改革のときに、中教審においてかなりこれは議論された部分です。地方の知事会も含めてですが、かなり議論をされて2分の1から3分の1にして、財源、税の関係を地方に移管して、地方の権限を強くするという対策を打ってきたのがこの三位一体改革の部分になるんですが、その部分は委員会ではどんな議論があったか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（笹沼 美保） 1番、西森議員。

福祉教育常任委員長（西森 一博） 委員会では、議論はしておりません。

以上です。

議長（笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

請願第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 内容の趣旨については、先ほど言ったように私は賛成したいと思うんですが、やはりこの最後の部分の義務教育費国庫負担を堅持の部分についてはいいんですが、2分の1に戻せという、拡充しなさいというところについてはちょっと毎年言っているんですが、この載せてあるところは、どうしてもここ賛成できないんですね。

義務教育国庫負担の沿革については、日本の歴史でいくと、明治29年から教員給与についての一部が国で補助を出していたという歴史から始まっております。昭和15年の義務教育費国庫負担法によって、市町村、財政力の不均衡で憲法にある教育の差がついてはいけないということで、2分の1の制度になっております。28年の義務教育無償化のときも、原則2分の1にしましょうということで法律化されております。

その後、平成17年、平成18年に三位一体改革の議論がなされる中で、議論に議論を重ねて中教審が3分の1にして税源の移譲を進め、地方に裁量権を持ちながら、だから、少人数学級にしても教員の数にしても、そこで地方の権限で改正ができますよという権限が地方に与えられてきたんです。

職員給与については、20年に市町村立学校職員給与負担法改正で、副校長だとか主幹教諭、指導主事に国庫負担の対象になってきております。29年には、指定都市の学校が教職員の国庫負担の対象になって拡充されております。

処遇改善も昨年10%アップしたり、教職員の1年目の給与については、年俸では50万円増

額されて、国家公務員よりか高い給与が払われているという実態があります。ですから、3分の1堅持で、税源移譲で今、教員の給与はきちんと保障されてきているわけですね。

そこを三位一体を否定するような2分の1に戻せということは、ちょっとやはり私はその部分については賛成できないということで、私の意見とします。

議長（笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） これで討論は終わります。

請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 起立多数です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

日程第5、意見書案が提出されております。

発議第1号「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

6番、山崎文直議員。

6番（山崎 文直） 発議第1号の趣旨説明を行います。

「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書になります。

宛先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣ということであります。

意見書の趣旨について御説明申し上げます。

義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制基準は、28年度までに35人に引き下げられます。しかし、学校現場からは、多様なニーズを持つ子ども一人一人に寄り添った指導・支援を行うには、35人でも多過ぎるとの声が多く寄せられています。

長野県では、今年度から独自に小学校1年生の「25人規模学級編制」が導入されていますが、これを国の責任により、さらなる少人数学級を推進することが強く求められています。

一方、深刻な教員の長時間労働を是正し「成り手」を確保するため、給特法等の改正が行われました。子どもたちに質の高い教育と豊かな学びを保障する上で学校に人員を増やし、教員に教材研究や授業準備の時間を保障することは極めて重要です。

これらの課題に応え、地方自治体が正規教職員を計画的に採用・配置できるようにするために、抜本的・長期的な定数改善計画を示すとともに、十分な教育予算を確保する必要があります。自治体が「業務の3分類」をはじめとした働き方を推進するためには、国による財政措置が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度は、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。公教育において、地域間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な財源保障をし、全国どこでも子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

以上を踏まえ、国会及び政府におかれては、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2027年度予算編成につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記としまして、1番、全ての子どもに行き届いた教育を実現するため、以下の点を中心に義務標準法の改正を行うこと。

1番目として、25人学級の推進。2番目、複式学級の編制基準の引下げ。3番目、教員基礎定数算出に用いる「係数」（「乗ずる数」等）の改善。4番目、少数職種の配置増ということです。

続きまして2番目、自治体の実効性のある働き方改革施策を推進するために必要な予算措置を講じること。

3、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月12日、長野県上伊那郡南箕輪村議会議長、笹沼美保。

宛先は、先に説明したとおりのところです。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 発議第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。

この最後の3番です。3番の部分、どうしてもここは私は賛成できない部分になります。後については、当然、教職員の環境は変えていかなければならない部分で、国も今、一生懸命取り組んでいただいているんですが、少し時代のスピードに合っていないかなという思いはあります。働きやすさと働き甲斐というのをうたっていて、教職員の労働の見直しも進んできているところです。

義務教育費国庫負担制度、これは教員の給与の部分になる部分なんですけど、先ほど言ったように、平成17年11月30日に中教審が三位一体改革の下で議論に議論を重ねて取り組んできて、義務教育制度についてはその根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持するその方針の下、費用負担については、小中学校を通じて国庫負担割合は3分の1とするというふうに法律にも書かれたところであります。

税源移譲を確実に実施して、地方に裁量性を与えてきたという。国が全部統一でやってきたんじゃないで、地方地方の権限を持たせながら進めてきたというところになっております。

一つ言っておきたいのが、学校と教師の業務の三分類というところもうたわれてきております。学校以外が担うべき業務というのと、教師以外が積極的に参画すべき業務というのと、教師の業務だが、負担軽減を促進する業務という三分類がうたわれてきております。

地域もやはり地域の子供を一生懸命育てていく義務があるし、子供はそれを受ける権利があるということだと思います。地域の人たちがそこに参画して学校を元気にしていく、子供たちを元気にしていく、子供たちから元気をもらってくるという地域をつくっていくのが理

想かなと思います。

教員の方たちも教員の働き方改革が進められていますが、やはり地域に出ていただいて、地域の方たちと顔の見える関係を私はつくっていただきたいというのがこれからの義務教育の流れかなと思いますので、この義務教育費国庫負担制度のこの部分だけは、ちょっと私はどうしても賛成できない部分になります。

以上です。

議 長（笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

1 番、西森議員。

1 番（西森 一博） 1 番、西森です。

百瀬議員の言われることも分かるんですが、やはり過去は過去というか、今まではそういった流れだったと思うんですが、これからは、やはり教育に力をおさえていくという時代ではないかなと思っています。

そのためには、学習指導要領もそうですけれども、国からあれしろこれしろとは言うけど、お金は出さないというそんな状態では、地方の学校教育の現場は非常に疲弊してしまっていると。そういった現状がある中で、やはり国からの支援、お金ですが、そういったところはちゃんと拡充させるべきであると私はそう思っております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） これで討論を終わります。

発議第 1 号を採決します。

発議第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 起立多数です。

したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、発委に対する討論・採決を行います。

発委第 1 号「南箕輪村議会議員政治倫理条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

発委第 1 号を採決します。

発委第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、発委第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案の訂正の件を議題といたします。

本件について、訂正理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案の訂正請求について御説明申し上げます。

6 月 1 日付で提出をいたしました議案第 2 号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一

部を改正する条例」について、こちらに一部記載誤りがございましたので、訂正を請求いたします。

内容を説明いたします。

南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 1 ページの改正案文中、公布文の書き出し 5 行を削除し、附則第 2 項（経過措置）の中の 3 行目「第 18 条」を「第 4 条第 7 号」とするのが正しい内容であります。

議案の内容に誤記があり、御迷惑をおかけして大変申し訳ありません。深くおわび申し上げます。

議 長（笹沼 美保） お諮りします。

ただいま議題となっております議案の訂正について、許可することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正を許可することに決定しました。

日程第 8、議案に対する討論・採決を行います。

議案第 1 号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第 1 号を採決します。

議案第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第 2 号を採決します。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号「南箕輪村火入れに関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第 3 号を採決します。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号「南箕輪村合葬式墓地条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第 4 号を採決します。

議案第 4 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号「南箕輪村宿泊税交付金基金条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第 5 号を採決します。

議案第 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号「令和 8 年度南箕輪村一般会計補正予算（第 2 号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第 6 号を採決します。

議案第 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号「令和 8 年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第 7 号を採決します。

議案第 7 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「令和8年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和8年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長及びまっくんバス運行等公共交通見直しに関する調査特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。
お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長及びまっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 6月定例会におきましては、連日にわたり慎重かつ建設的な御審議を賜りましたこと、心よりお礼を申し上げます。また、上程いたしました全ての議案につきまして、原案どおり御承認を賜りましたことにつきましても、深く感謝申し上げます。議案審議や一般質問を通じていただいた多くの御意見・御提言、こちらは今後の行政運営における貴重な指針となるものであり、村政の推進にしっかりと生かしてまいります。

村政に対する真摯かつ前向きな御意見を多数お寄せいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

さて、今月7日には梅雨入りとなり、これから本格的な出水期を迎えます。近年は、短時間に激しい雨が降る事例も増えており、村内におきましても、昨年7月1日に1時間当たり50ミリ以上の集中豪雨を経験したことは記憶に新しいところでございます。土砂災害、河川の増水、道路冠水などへの備えが一層重要となっています。村といたしましても、関係機関との連携、情報発信、避難体制の確認など、災害への備えに万全を期してまいります。

村民の皆様におかれましても、ハザードマップや避難場所、非常用持出し品の確認など、日頃からの備えを改めてお願いをいたします。

また、これから夏に向けて、気温の高い日が続くことが予想されます。熟年者やお子さん、屋外で作業をされる皆さんをはじめ、熱中症には十分御注意をいただき、小まめな水分補給や休息、エアコンの適切な利用など、命を守る行動を心がけていただきたいと思います。

本年は、長野県が誕生して150周年という節目の年でもあります。先人の努力により築かれてきた地域の歩みを振り返るとともに、次の世代に何を引き継いでいくか問われております。本村におきましては、第6次総合計画に掲げる「豊かな自然 つながり育み 夢かなう南箕輪」の実現に向け、持続可能でいつまでも幸せに暮らせる村づくりを進めてまいります。

これから、地域行事や各種活動も多く予定されております。議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただきますとともに、引き続き、村政発展のためお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（笹沼 美保） 以上をもちまして、令和8年第2回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後3時50分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員